

第5次日野市男女平等行動計画 (素案)

令和8年1月

日 野 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 概要.....	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	3
(3) 計画の期間.....	3
2 策定の背景.....	4
(1) 国際的な状況.....	4
(2) 国の動き.....	5
(3) 東京都の動き.....	8
第2章 男女平等に関する状況	11
1 社会の男女平等に関する状況.....	11
(1) 男女間での意識の相違.....	11
(2) 配偶者による暴力.....	12
(3) 生活困難な状況.....	14
(4) 女性の就労状況.....	15
(5) 介護・子育て等家庭の時間と就労の時間のバランス.....	17
2 日野市の状況.....	18
(1) 日野市の人口.....	18
(2) 日野市の婚姻・離婚、合計特殊出生率.....	18
(3) 日野市の女性の就労状況.....	20
3 男女平等についての市民意識アンケート調査結果.....	21
(1) 調査概要.....	21
(2) 回答者の属性.....	21
(3) 性別に基づく役割分担意識について.....	22
(4) 性的マイノリティに関することについて.....	26
(5) 配偶者や交際相手からの暴力について.....	28
(6) 家事・子育てについて.....	31
(7) 仕事について.....	35
(8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について.....	36
(9) 防災対策における男女平等参画推進について.....	39
(10) 男女がともに暮らしやすい日野市にするために.....	40

第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の理念・目標.....	41
(1) 計画の基本理念.....	41
(2) 計画の基本方針.....	41
(3) 計画の目標.....	42
2 計画の体系.....	43
3 成果目標.....	44
第4章 計画の内容	46
第5次計画における重点施策.....	46
基本目標1 人権が尊重される社会づくり.....	47
施策1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消.....	47
施策2 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 ★重点施策1.....	48
施策3 性の尊重に関する普及啓発と知識の向上★重点施策2.....	50
施策4 生涯を通じた心と身体健康づくりへの支援 ★重点施策3.....	50
施策5 困難な問題を抱える女性への支援 ★重点施策4 <新規>.....	52
基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり.....	53
<日野市配偶者暴力対策基本計画>.....	53
施策1 DV防止・対応の体制強化と相談窓口のさらなる周知.....	53
施策2 DV被害者の安全確保と自立への支援.....	54
施策3 性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実.....	55
施策4 性犯罪・性暴力・ハラスメント等被害者支援の充実.....	56
基本目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり.....	57
<日野市女性活躍推進計画(施策1～5)>.....	57
施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発.....	57
施策2 子育て・介護への支援の推進.....	58
施策3 多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくり.....	59
施策4 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備.....	60
施策5 男性の家庭・地域活動への参画推進<新規>.....	61
施策6 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実 ★重点施策5.....	62
基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり.....	63
<日野市女性活躍推進計画(施策1、4)>.....	63
施策1 行政の政策決定過程における女性の参画促進.....	63
施策2 男女平等参画の庁内推進体制の強化.....	64
施策3 市民・事業者等との連携による男女平等参画の推進.....	65
施策4 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実.....	65

第5章 男女平等を推進する体制	67
1 計画推進のための連携.....	67
2 計画の推進体制.....	67
3 計画の進行管理体制.....	67
4 男女平等を推進する体制のイメージ.....	68
参考資料	69
1 男女共同参画都市宣言.....	69
2 日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例.....	70
3 男女共同参画社会基本法.....	76
4 東京都男女平等参画基本条例.....	82
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	86
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章.....	100
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	103
8 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	113
9 第5次日野市男女平等行動計画の策定経過.....	125
10 第11期日野市男女平等推進委員名簿.....	126
11 用語解説.....	127
12 男女平等参画に関する世界、国、東京都、日野市の動き.....	134

第 1 章

計画策定の趣旨

1 概要

(1) 計画の目的

「第5次日野市男女平等行動計画」は、「日野市すべての人の性別等*が尊重され多様な生き方を認め合う条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、市民・事業者・行政の協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面（分野）で男女平等参画を、総合的かつ計画的に推進するための具体的な計画です。

日野市では、平成14（2002）年の「日野市男女平等基本条例」の施行以来、「日野市立男女平等推進センター」の設置、第1次～第4次「日野市男女平等行動計画」の策定を行い、令和5（2023）年には「日野市男女平等基本条例」を「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に改正して「日野市パートナーシップ制度*」の運用を開始するなど、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念にさまざまな施策を行い、男女ともに力を発揮できる社会の創出に取り組んできました。

また、令和元（2019）年7月に持続可能な地域づくりを進めるモデル都市として、内閣府から「SDGs*未来都市」に選定され、男女平等施策においては、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールのひとつである「5. ジェンダー*平等を実現しよう」を念頭に取り組みを進めてきました。

令和5（2023）年3月には「日野地域未来ビジョン2030（以下、「ビジョン」）」が策定されました。ビジョンは日野市における施策の総合的な方針を示すもので、市民と市が2030年に共に実現したい日野の未来像や価値観を表すものとして「しあわせのタネを育てあう日野」を提示しています。2030年にありたい姿を「未来に咲かせたい花」とし、「こうなっていたい未来の日野の姿」として29の花を定義しており、花を咲かせるための行動指針とアクションのための問いかけを設定しています。

※性別等

性別及び男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認及び性的指向を含む。)をいう。

※日野市パートナーシップ制度

性別等によらず、パートナーシップにある2人が、市長に対しその関係を宣誓し、その内容が要件を満たしていると確認されたときに、日野市パートナーシップ宣誓証明書及び日野市パートナーシップ宣誓証明カードを交付する制度。

※SDGs

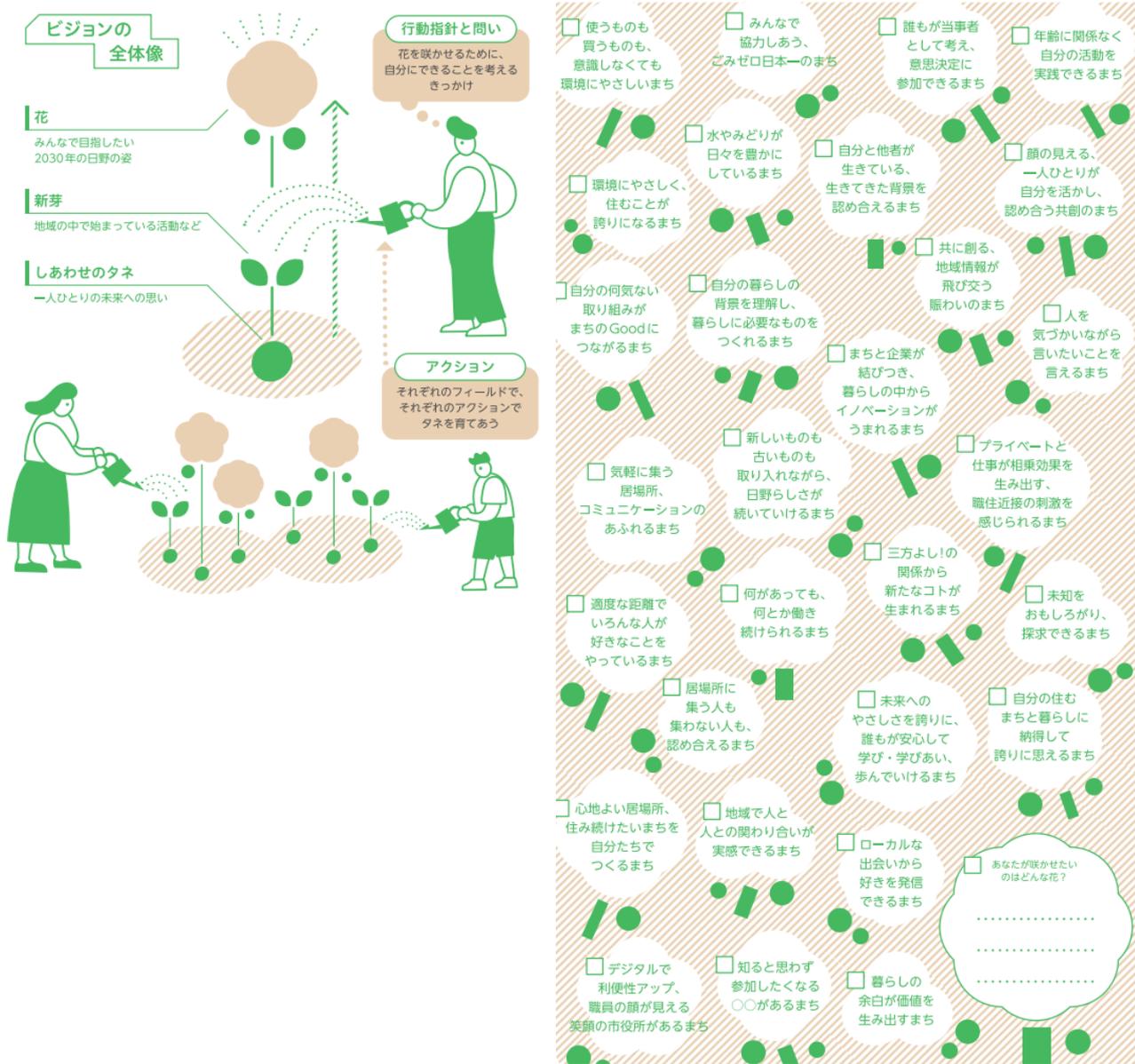
「持続可能な開発目標」のこと。2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、2030（令和12）年までに達成する国際社会共通の目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されている。

※ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。

「第5次日野市男女平等行動計画」では、近年の男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、ビジョンにおける29の花のうち、男女平等参画・多様性の尊重等に関する項目についても念頭に置きながら、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

「日野地域未来ビジョン 2030」の全体像と29の花 (日野地域未来ビジョン 2030 コンセプトブックより)



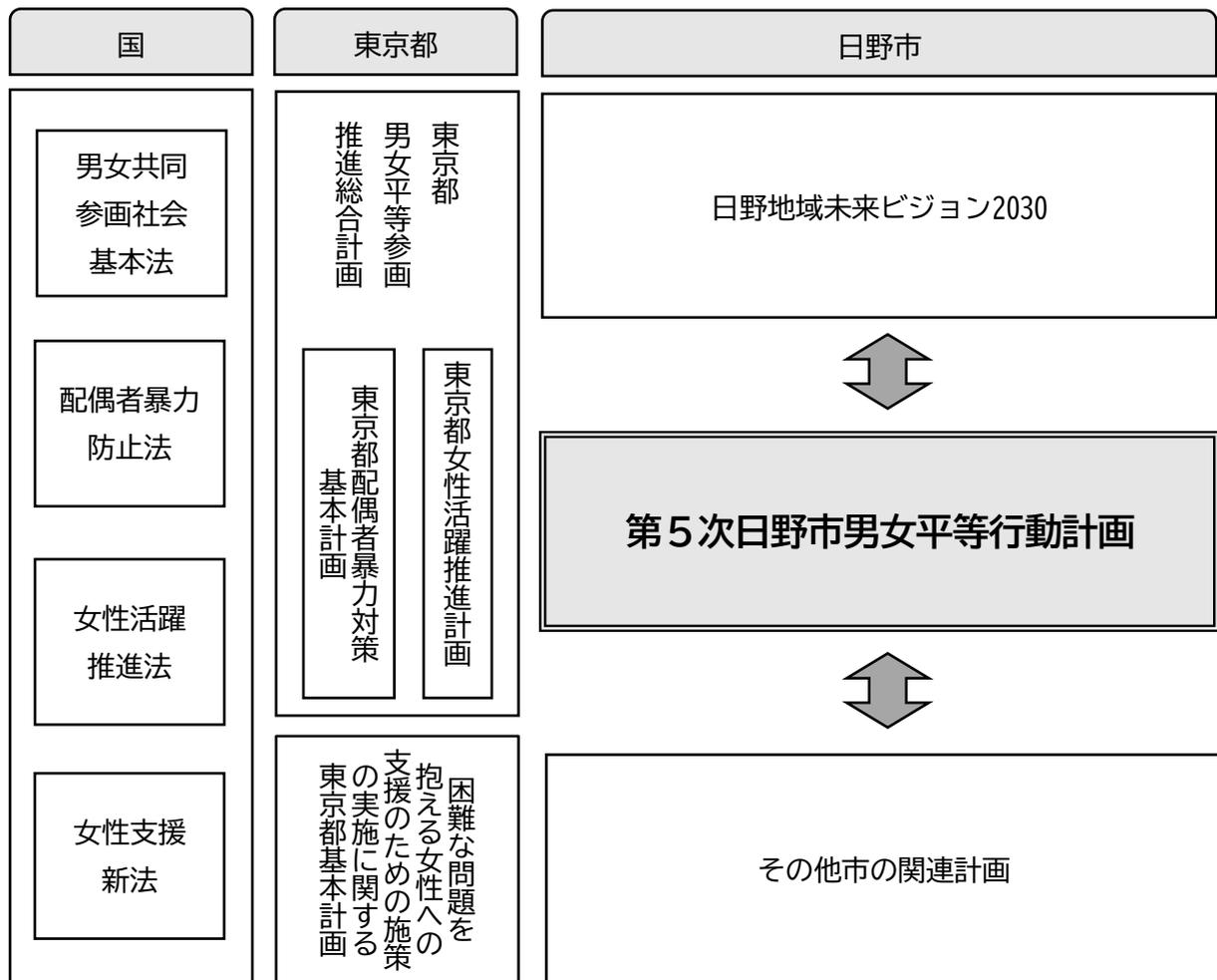
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、令和3（2021）年に策定された「第4次日野市男女平等行動計画」を継承するもので、日野市における男女平等参画施策の基本的な計画となるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」）」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」）」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」としての役割を担い、これらを一体的に策定します。

さらに、「日野地域未来ビジョン2030」等の具体的な部門別計画として位置づけ、その他の関連計画との連携・調整を図りながら策定するものです。

【計画の位置づけ】



(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

2 策定の背景

(1) 国際的な状況

国際連合は昭和50（1975）年に「国際婦人年世界会議（メキシコ会議）」で「世界行動計画」を採択しました。昭和54（1979）年の国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本は昭和60（1985）年にこの条約を批准しました。

平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議において、女性の権利の実現、ジェンダー平等の推進をめざす「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」では、女性のエンパワーメント※の実現に向けて取り組むべき行動指針が示されています。さらに、「あらゆる分野でのジェンダー平等を実現するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと（ジェンダー主流化※）」を掲げ、ジェンダー平等において重要となる理念として、これを踏まえた取組が各国で進められています。

平成27（2015）年の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことがうたわれ、「持続可能な開発目標（SDGs）」のひとつに「5. ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

令和6（2024）年の「未来サミット」で採択された「未来のための協定」では、広範にわたる国際的な課題が示されるなかで、「人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに関する取り組みの強化」についても再確認されました。

「世界経済フォーラム」が毎年公表している、各国の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）※」では、令和7（2025）年時点で日本は148か国中118位という結果でした。「教育」と「健康」の分野では引き続き世界トップクラスの評価を得ているものの、「経済」と「政治」における評価は依然として低く、G7諸国の中では最下位の位置にあります。

※エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する力をつけ、また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

※ジェンダー主流化

社会的・文化的な性差（ジェンダー）の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことを指す。

※ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野の平均から算出し、数値をランク付けしたもの。

(2) 国の動き



国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけました。同法に基づいて、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定が進められており、令和7（2025）年8月26日に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が公表されました。

国の第6次男女共同参画基本計画(素案)「目指すべき社会」

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

【主な制度改正等】

● 「女性活躍推進法」の改正

女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

令和元（2019）年5月の改正では、労働者の数が101人以上300人以下の企業において一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表が義務化されました。

令和7（2025）年6月の改正では、法律の有効期限（令和8（2026）年3月31日まで）が令和18（2036）年3月31日まで10年間延長されました。また、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主に義務付けられることになりました。

● 雇用の場におけるハラスメント対策の強化

令和元（2019）年6月に労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、職場における妊娠・出産等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）を含むパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

また、令和7（2025）年6月に労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が改正され、カスタマー・ハラスメント[※]や求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント[※]（いわゆる「就活セクハラ」）の防止措置が事業主の義務となりました。

※カスタマー・ハラスメント

顧客等による差別的・性的・人格否定的な言動を含むハラスメント行為。

※セクシュアル・ハラスメント

職場等において、相手の意に反する性的な言動により、不快感や不利益を与える行為。

● 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成30（2018）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和3（2021）年6月の改正では、男女を問わない立候補や議員活動等の環境整備を行うため、政党等の取組促進や性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国・地方公共団体の施策強化が盛り込まれました。

● 「女性支援新法」の制定

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性[※]の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与すること、また、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させることを目的として令和4（2022）年5月に制定されました。

基本理念には「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が明確に規定され、国・地方公共団体の責務として困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることが明記されました。

※困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。

● 「配偶者暴力防止法」の改正

令和7（2025）年の改正では、配偶者からの暴力被害者の保護を一層強化するため、保護命令制度の見直しが行われました。具体的には、接近禁止命令等の禁止行為に関する規定が追加され、被害者へのつきまとい・はいかい等の禁止範囲が拡大されました。また、被害者の安全確保を目的とした禁止行為の追加が行われ、保護命令の実効性が高められています。

● 「ストーカー行為[※]等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正

令和7（2025）年の改正では、近年のストーカー事案の実態を踏まえ、規制対象行為や被害者保護の仕組みが強化されました。具体的には、紛失防止タグ（AirTag等）を用いた位置情報の無承諾取得行為が新たに規制対象に追加されたほか、警察が被害者の申し出がなくても職権で警告を発出できる制度が創設されました。また、被害者を雇用する事業者や在学する学校長に支援の努力義務が課され、探偵業者や第三者による被害者情報の提供を制限する規定が整備されるなど、被害者保護の体制が一層強化されています。

※ストーカー行為

特定の相手に対して、つきまといや監視、面会の要求、執拗な連絡などを繰り返し行うことで、相手に不安や恐怖を与える行為。

● **男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定とそれに基づく取り組み**

令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成されました。内閣府は「第5次男女共同参画基本計画」において、このガイドラインの活用徹底と、ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、「見える化」することを掲げており、毎年、地方公共団体の防災・危機管理部局の女性職員数や取組の実施状況等を調査・公表しています。

また、「令和6年能登半島地震」の対応における課題を明らかにし、今後の災害対応に男女共同参画の視点をさらに取り入れることを目的として「令和6年 男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」が実施され、令和7（2025）年5月に調査結果が公表されました。

● **「性的指向※及びジェンダーアイデンティティ※の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定**

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5（2023）年6月に制定されました。

全ての国民が、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもとに、国・地方公共団体・事業主等の役割等について定められています。

※性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

※ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

● **「刑法」の改正（性犯罪規定の見直し）**

令和5（2023）年6月の改正では、「強制性交等罪」が「不同意性交等罪」と名称変更され、「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」で性的行為がなされることが要件として定められました。

また、いわゆる性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられたほか、わいせつ目的で16歳未満の子どもへ面会要求等することによる「面会要求等罪」、性的な画像の盗撮による「性的姿態等撮影罪」などが新設されました。

● **「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正**

令和6（2024）年5月の改正では、男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などについて定められました。

● 「民法」の改正

令和6（2024）年5月の改正では、離婚後の子の利益確保を目的として、親権・養育費・親子交流などに関する規律が見直されました。また、親の責務等に関する規律が新設され、「子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重すること」、「父母が互いに人格を尊重し協力すること」等の婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務及び、親権が子の利益のために行使されなければならないものであることについて明確化されました。

（3）東京都の動き

東京都においては、平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」が制定され、男女平等参画社会の実現に向け「男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。」として、東京都行動計画を策定し、施策を進めています。

● 「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

東京都では、平成14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2002）」を策定し、男女平等参画施策の推進に取り組んできました。また、平成21（2009）年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、配偶者からの暴力（DV）の被害者に対する支援体制を整備するとともに、あらゆる暴力の防止に取り組んでいます。

近年の女性の活躍推進に対する社会機運の高まりや、取り組むべき課題等を踏まえ、平成29（2017）年3月に女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の二つの計画からなる「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

令和4（2022）年4月の改定では令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年を計画期間とし、男女平等参画社会の実現という目標に向けて、次の3つの視点から取組の強化を図っています。

- ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- ・根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

◆ 東京都女性活躍推進計画（女性活躍推進法に基づく）

「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」を柱とした、生活と仕事を両立できる環境整備や意識改革等に関する様々な施策のほか、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」として、ひとり親家庭、性的少数者等への支援に関する施策も盛り込まれています。

◆ 東京都配偶者暴力対策基本計画（配偶者暴力防止法に基づく）

「配偶者暴力対策」を柱とし、男女間のあらゆる暴力の根絶、被害者支援団体への支援、加害者対策に関する施策が盛り込まれています。

また、東京都においては、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談支援センターが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っています。東京都配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村等の各関係機関、民間団体等が連携をし、暴力の防止に総合的に取り組み、被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行っています。

● 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の改正

いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章の理念を都政に反映し、都民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すことを目的として平成30（2018）年10月に制定されました。

令和4（2022）年の改正では、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設に伴い、性的指向や性自認に関する差別の解消や理解促進を目的とした条文が追加されました。これにより、パートナーシップ関係にある当事者の生活上の不便の軽減や、暮らしやすい環境づくりを推進することを明確にし、制度の趣旨を都の施策に反映させる責務を規定しています。

● 「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、性自認及び性的指向に関する理解の促進と、多様な性のあり方を尊重する社会の実現を目的として、令和元（2019）年12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。

令和5（2023）年に、計画期間を令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間とする「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、以下の基本方針のもと、必要な取り組みを推進しています。

<基本方針>

- 1 性的マイノリティ当事者に寄り添う
- 2 多様な性に関する相互理解を一層推進する
- 3 東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す

● 「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の理念を踏まえ、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的として令和4（2022）年11月から運用開始しました。

宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書は「東京都パートナーシップ宣誓制度適用施策・事業」に活用できるほか、都内区市町村と連携して、証明書の相互活用等ができるよう調整を図っています。

● 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定

「女性支援新法」に基づき、複合的な困難を抱える女性が、地域で安心して暮らし、自立した生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援体制の構築を目的として、令和6（2024）年4月に策定されました。

「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を理念とし、困難な問題を抱える女性への支援を推進しています。

第2章

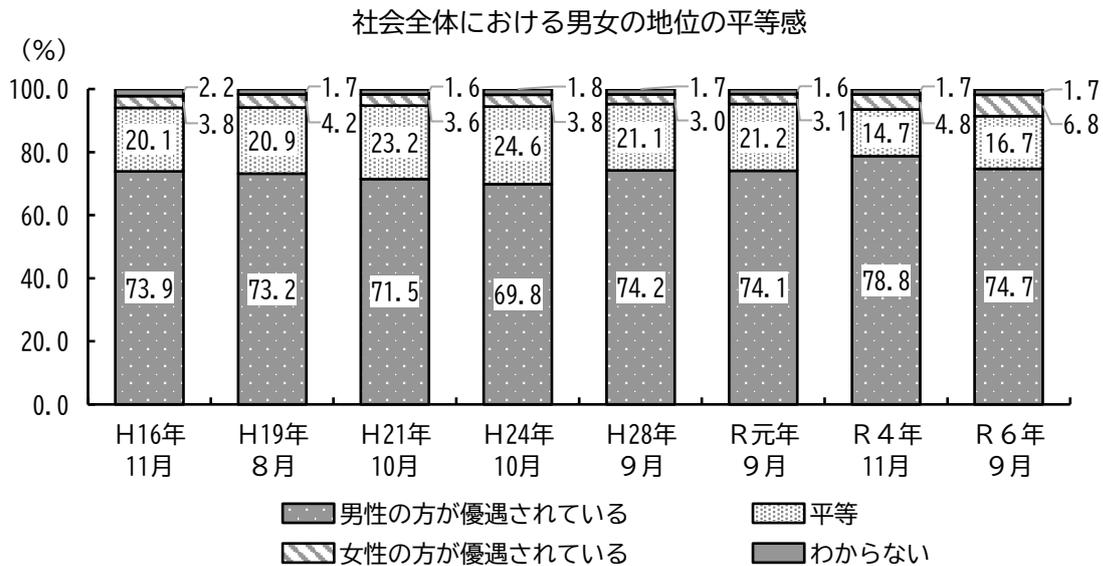
男女平等に関する状況

1 社会の男女平等に関する状況

(1) 男女間での意識の相違

社会全体における男女の地位の平等感について、平成16（2004）年以降、平成24（2012）年までは増加傾向で推移していましたが、平成28（2016）年から減少傾向にあります。令和4（2022）年では、「男性の方が優遇されている」が78.8%で平成16年以降一番高い数値となっています。「平等」は20.1%から14.7%に減少しています。

これまで国や都道府県又は各自治体で、男女間の課題に対して、さまざまな施策や法制度を整備することにより、状況は少しずつ改善されてきました。しかし、まだ7割以上の人が、男性優遇の社会であると感じています。

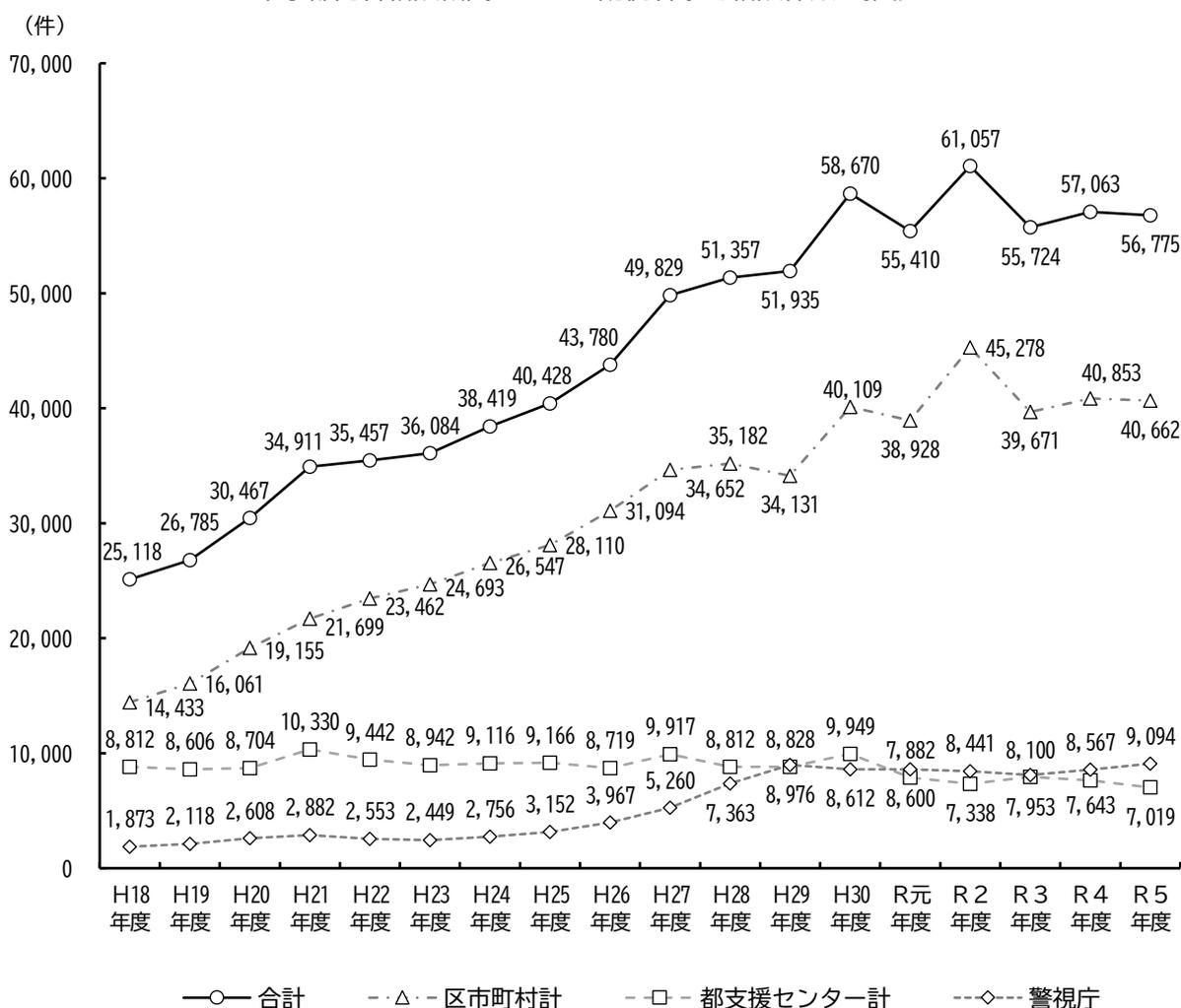


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和6年）

(2) 配偶者による暴力

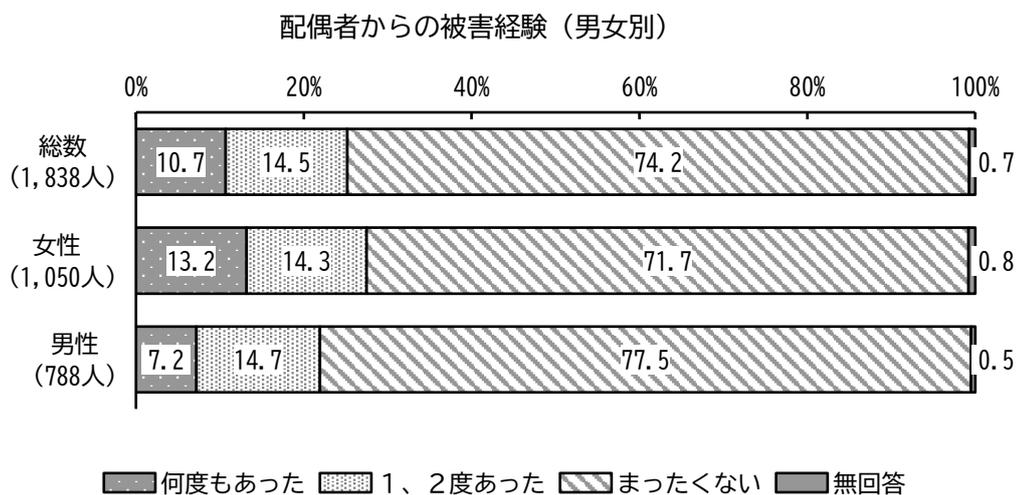
令和5（2023）年度に東京都内の各相談機関が受けた配偶者からの暴力に関わる相談件数は、合計56,775件で、平成20（2008）年度から令和5（2023）年度までの15年間で約2倍近くに増加しています。平成18（2006）年度から平成30（2018）年度まで一貫して増加傾向にあり、令和元（2019）年度は減少に転じています。しかし、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安やストレスなどにより相談件数が急増しており、社会問題化しています。また、被害者のほとんどが女性であることも問題です。

東京都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



資料：東京都生活文化局都民生活部 男女平等参画課（令和5年版）

内閣府の調査によると、これまでに結婚したことのある人(1,838人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」「1、2度あった」という者は、女性27.5%、男性21.9%であり、女性の被害数の方が多くなっています。

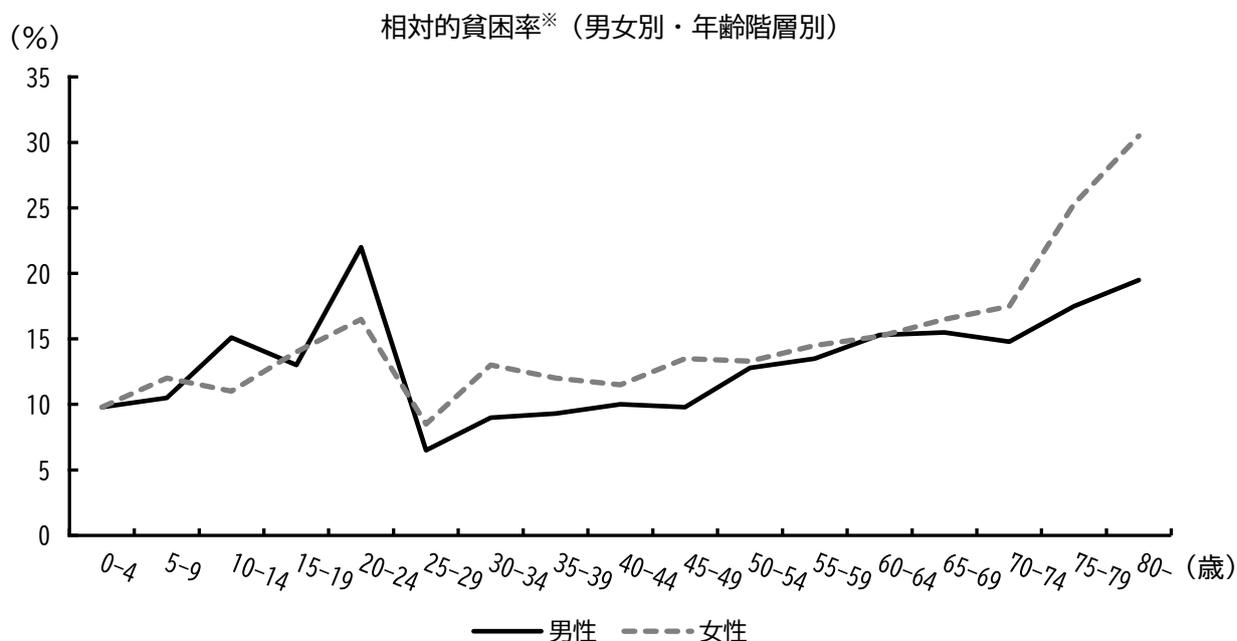


※ 「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」をいずれかを1つでも受けたことがある

資料：内閣府「男女共同参画白書」（令和6年版）

(3) 生活困難な状況

女性の労働をめぐるさまざまな課題の背景には、成人期のほぼすべての年齢において、女性の貧困率が男性を上回っている現状があります。また、男女ともに高齢期の貧困率が上がり、女性の75歳以上では30%以上となっており、約3人に1人が貧困状態にあるといえます。



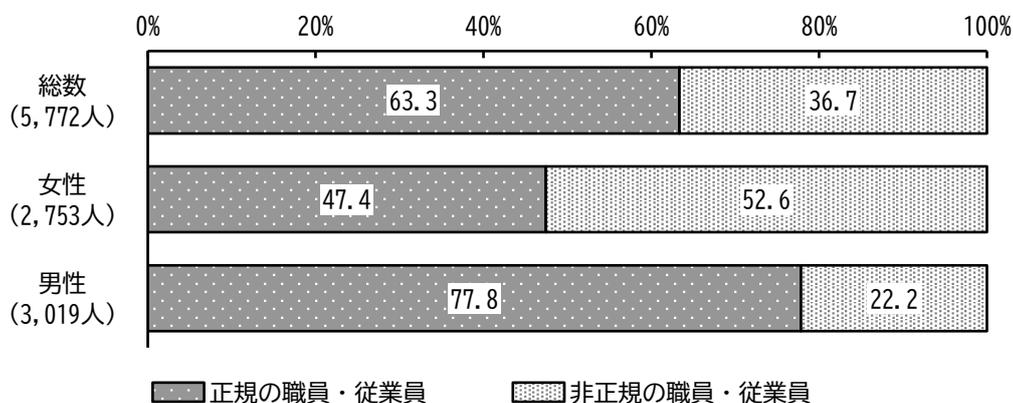
※相対的貧困率

厚生労働省における国民生活基礎調査で、等価可処分所得の中央値の半分の額を下回る等可処分所得しか得ていない者の割合

資料：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022 調査 update）」JSPS22H05098,
<https://www.hinkonstat.jp/>

女性の貧困率が高くなっている要因として、非正規労働者が多いことがあげられます。非正規の職員・従業員の割合をみると、男性の22.2%に対して女性は52.6%と高く、過半数を占めています。

正規、非正規の職員・従業員率（男女別）

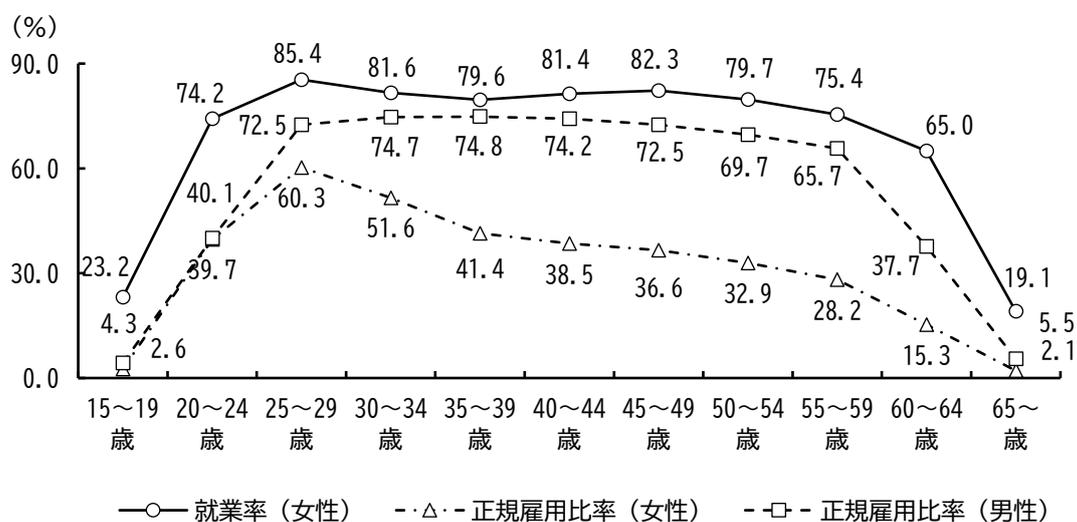


資料：総務省統計局「労働力調査 2023 年（令和 5 年）7～9 月期平均結果」

(4) 女性の就労状況

女性の就業率は、子育て期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて下がる傾向にあります。15歳以上の女性の就業率は、30歳から39歳を底とするM字カーブを描いており、結婚・出産・育児を理由に女性が離職していることを示しています。近年、女性全体のM字カーブが解消傾向に向かっている要因としては、もともと就業率が高い単身者の割合が上昇していることに加えて、配偶者の有無を問わず、若い世代ほど就業率が上昇していること、出産・育児休業等の制度拡充などが考えられます。一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化することを表すL字カーブ問題が続いています。

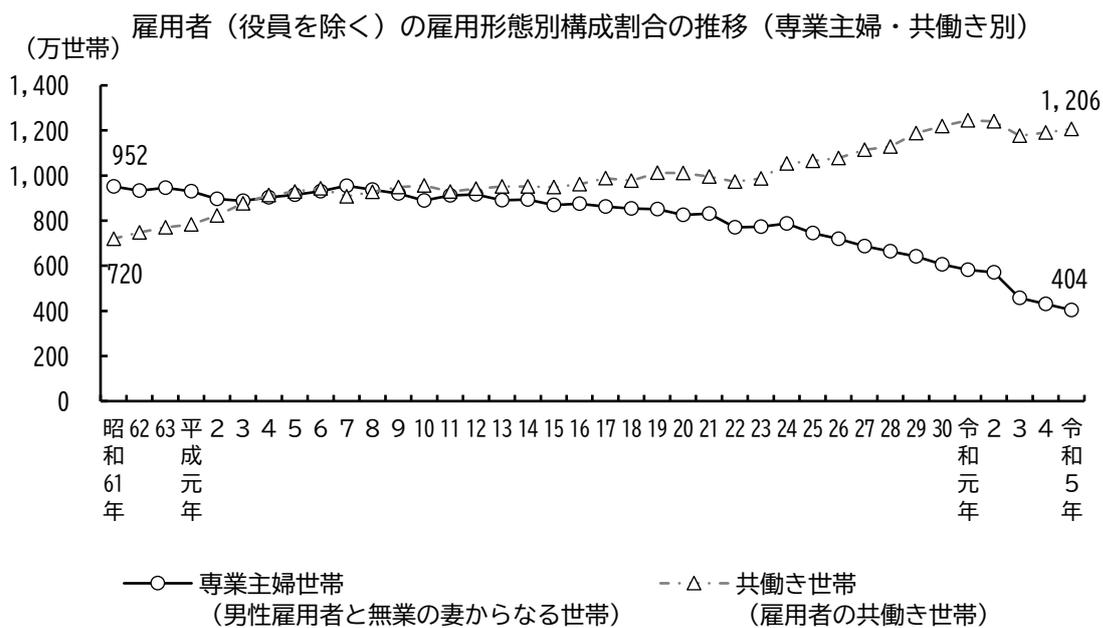
女性の年齢階級別正規雇用比率の推移



資料：内閣府「男女共同参画白書」(令和7年版)

昭和61（1986）年は共働き世帯が720万世帯、専業主婦世帯が952万世帯と専業主婦世帯が多かったのですが、平成9（1997）年以降は共働き世帯が専業主婦世帯を上回っており、令和5（2023）年は、共働き世帯が1,206万世帯、専業主婦世帯が404万世帯と、大きく変化しています。

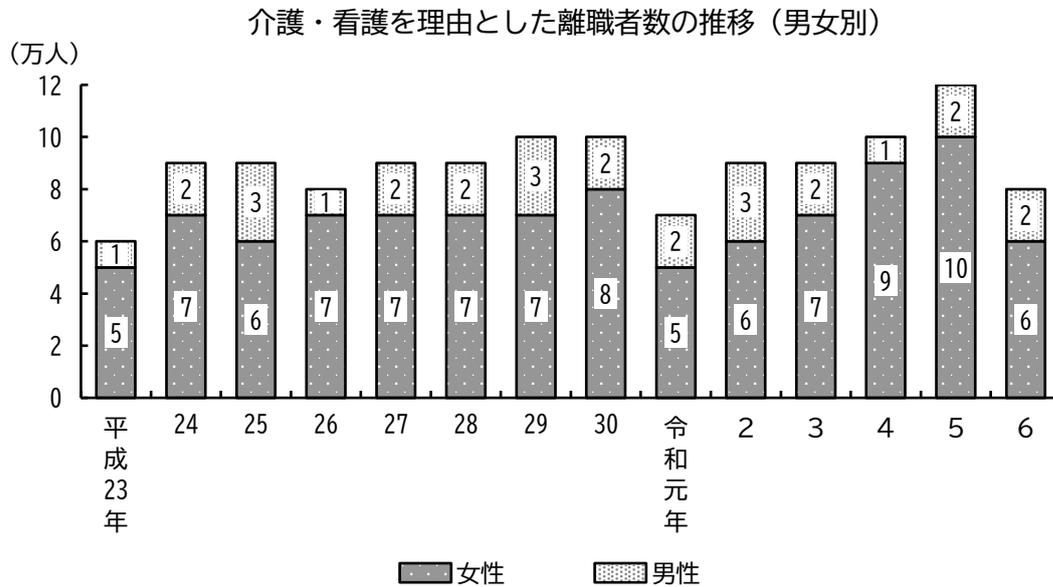
経済社会の大きな変動によって、安定した終身雇用及び昇給という従来の雇用形態を暗黙の了解と考えることは難しくなりました。経済的な理由や女性が働き続けられる環境の整備が進むことで、今後も共働き世帯が増えていくと考えられます。



※ 平成22～23年（2010～2011年）は宮城県、福島県、岩手県を除く全国の結果
 資料：内閣府「男女共同参画白書」

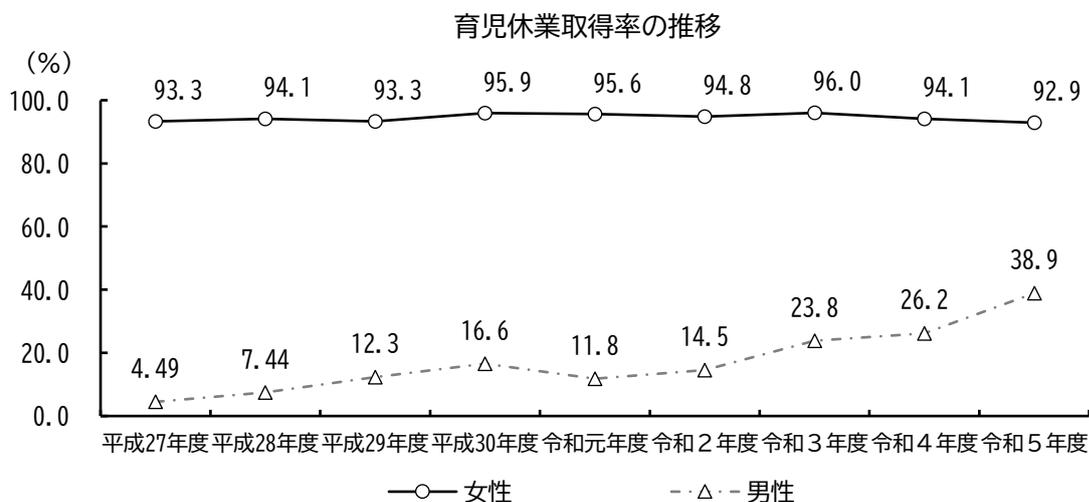
(5) 介護・子育て等家庭の時間と就労の時間のバランス

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は増減を繰り返しながら推移しており、男女別でみると、女性の割合が半数以上を占めています。



資料：平成23年～30年 内閣府「男女共同参画白書」（令和元年版）
令和元年～5年 総務省統計局「労働力調査 10～12月期平均結果」
令和6年 総務省統計局「労働力調査 7～9月期平均結果」

育児休業取得率は、女性は平成27(2015)年度以降9割以上で推移しており、令和5(2023)年度現在92.9%となっています。男性は令和元(2019)年度に減少に転じていますが、翌年以降再び増加傾向に転じ令和5(2023)年度では38.9%となっており、男性も育児休業を取得するようになったことがうかがえます。

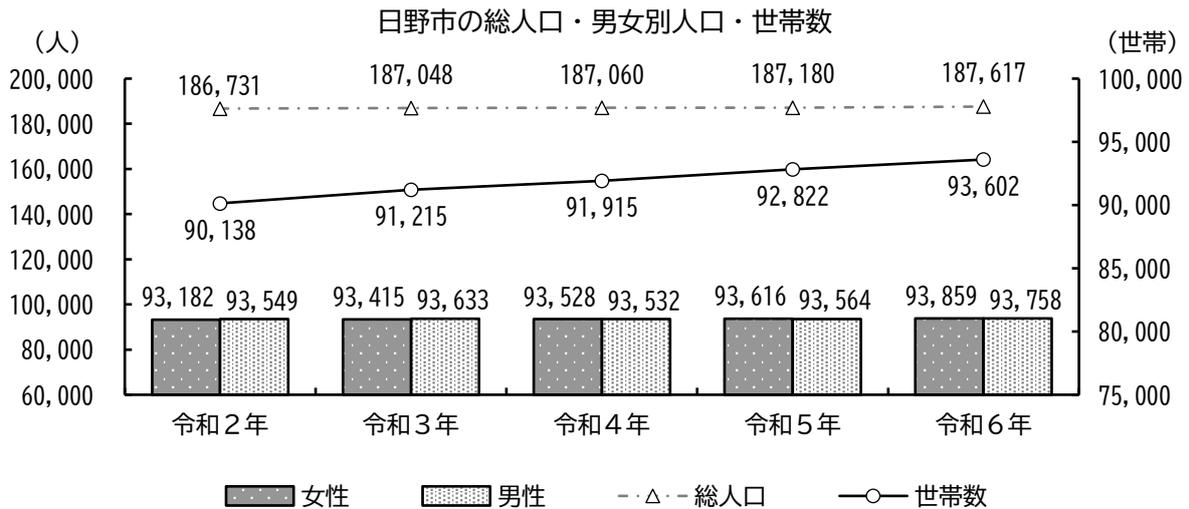


資料：東京都男女雇用平等参画状況調査

2 日野市の状況

(1) 日野市の人口

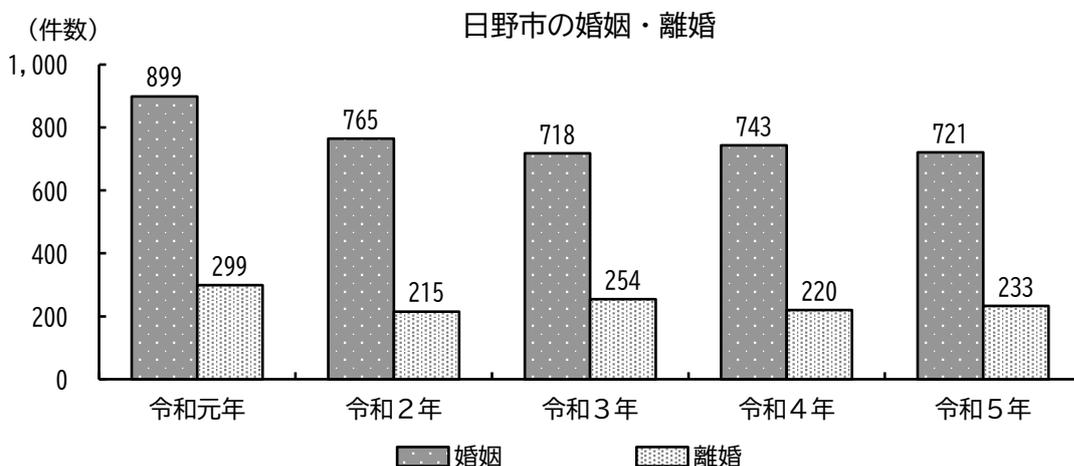
日野市の令和6（2024）年4月現在の総人口は、令和2（2020）年の186,731人から約900人増加し、187,617人です。また、男女、世帯数ともに増加傾向にあり、令和6（2024）年の男性人口は93,758人、女性人口は93,859人、世帯数は93,602世帯です。



※ 各年4月1日時点の人口（外国人住民含む）
資料：日野市市民部市民窓口課

(2) 日野市の婚姻・離婚、合計特殊出生率

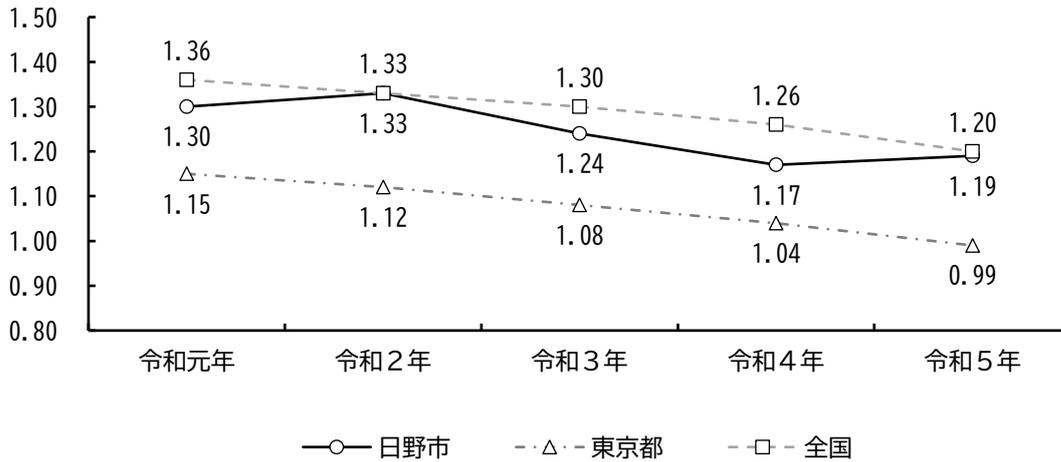
日野市の婚姻件数は、令和2（2020）年に大きく減少し、その後700件台で推移し、令和5（2023）年は721件となっています。また、離婚件数は、近年200件台で推移し、令和5（2023）年には233件となっています。



資料：東京都統計年鑑

「1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数の近似値」である合計特殊出生率については、令和5（2023）年現在1.19と推計されています。これは、東京都の0.99よりは高く、全国の1.20と比べて若干低くなっています。（*人口維持に必要な合計特殊出生率は2.07（2人）といわれています。）

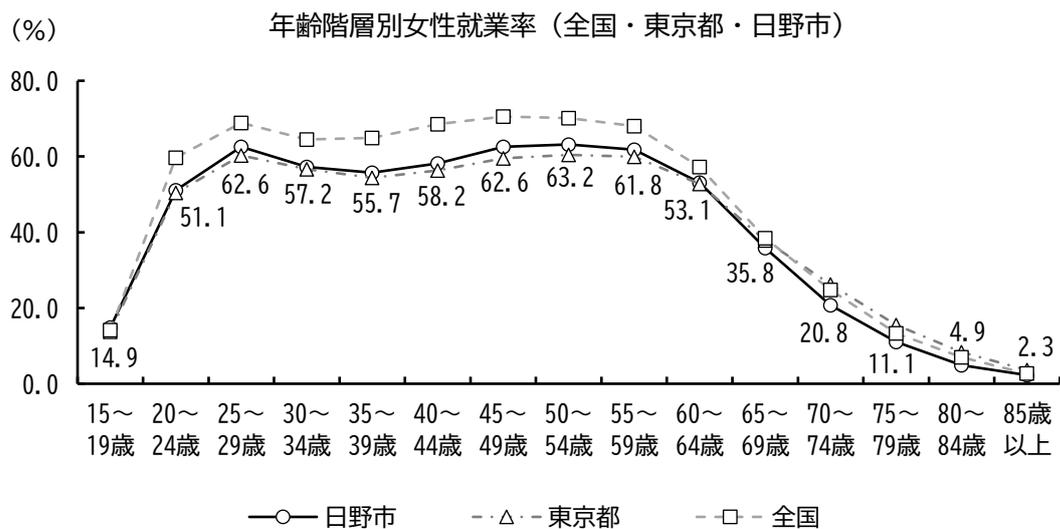
合計特殊出生率（全国・東京都・日野市）



資料：東京都統計年鑑 全国・人口動態統計

(3) 日野市の女性の就労状況

女性の就労の現状は、25歳前後に就業率が一時高まり、子育て期の20歳代後半から30歳代に離職率が高くなるため就業率が下がります。その後、子どもの手が離れる40歳代から再就職し、40歳代後半に再び就業率が上がる「M字曲線」を描いています。日野市の就業率をみると、「25～29歳」と「45～49歳」で62.6%と高く、その中間の「35～39歳」で55.7%まで下がり、その差は6.9ポイントとなっています。この差は全国、東京都よりもM字曲線の落ち込みが顕著に表れていますが、近年このM字曲線は緩やかになってきています。



資料：国勢調査（令和2年）

3 男女平等についての市民意識アンケート調査結果

(1) 調査概要

市民のみなさまから男女平等に関するご意見やご感想をお聞きし、今後の施策を検討するための基礎資料とさせていただくことを目的に実施しました。

調査対象：18歳から89歳までの市民2,000人を無作為に抽出

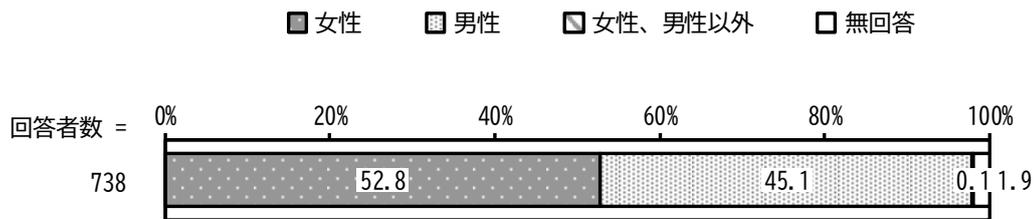
調査方法：郵送配付・回収、Webによる調査

調査期間：令和6年7月30日から令和6年8月31日

回収状況：有効回収数 738通／回収率 36.9%

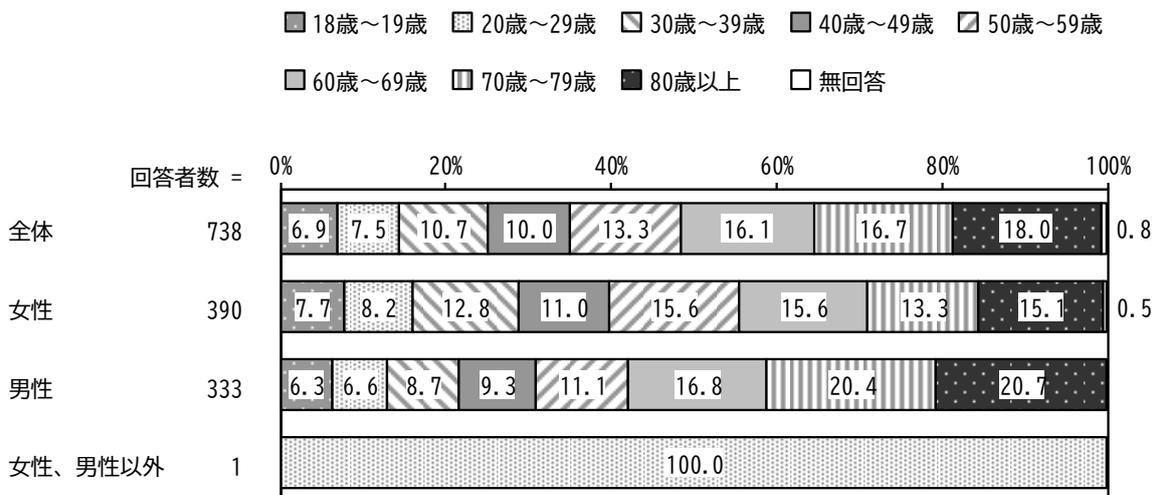
(2) 回答者の属性

「女性」の割合が52.8%、「男性」の割合が45.1%となっています。



「80歳以上」の割合が18.0%と最も高く、次いで「70歳～79歳」の割合が16.7%、「60歳～69歳」の割合が16.1%となっています。

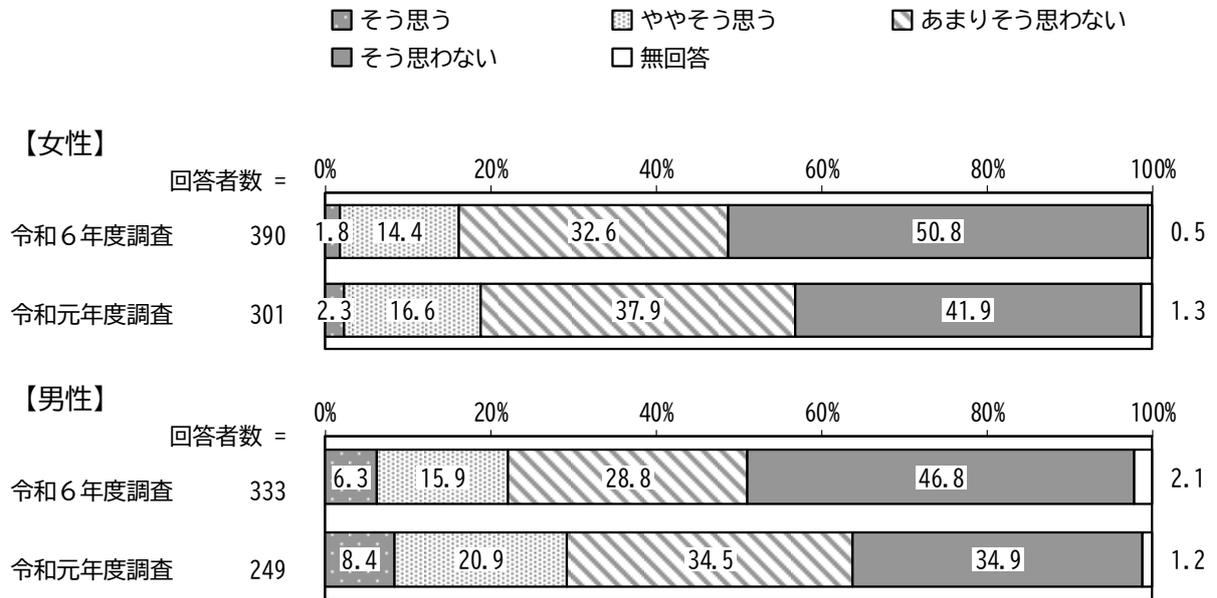
男女別にみると、男性の「70歳～79歳」が女性と比べて7.1ポイント高くなっています。



(3) 性別に基づく役割分担意識について

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

男女別に令和元年度調査と比較すると、男女とも“そう思わない”の割合が増加しています。



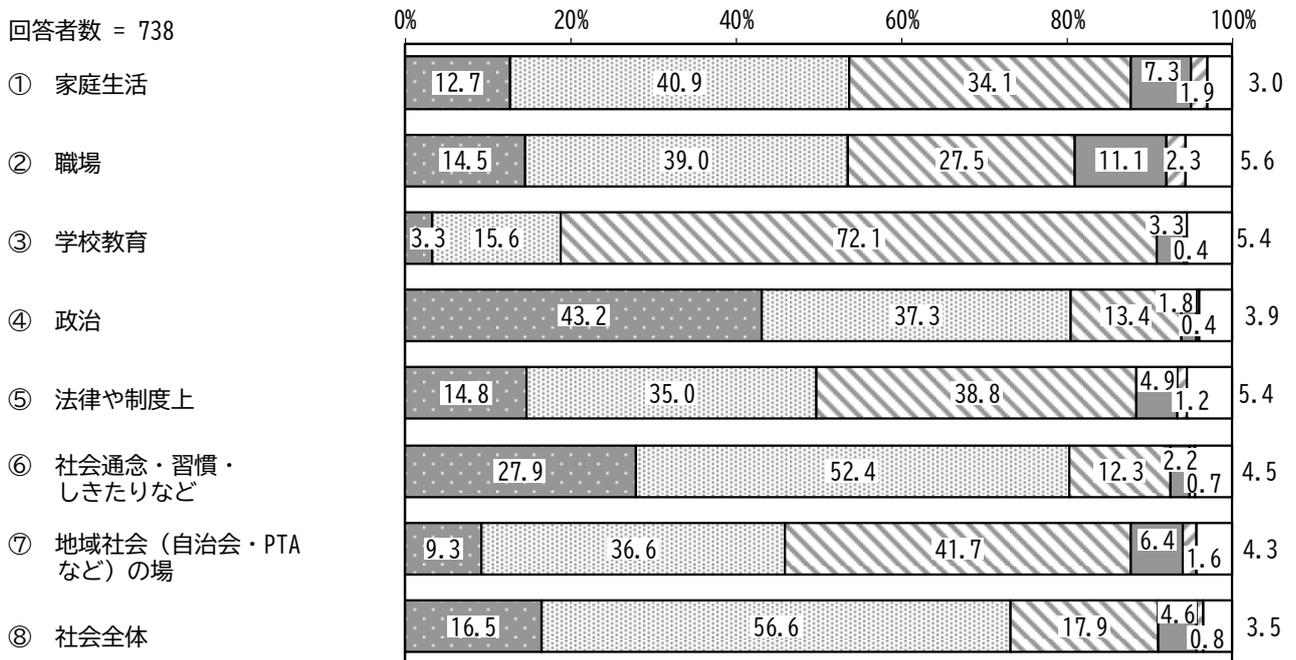
● 男女の優遇感

『③ 学校教育』で「平等」の割合が高く、約7割となっています。

一方、『④ 政治』、『⑥ 社会通念・習慣・しきたりなど』で「男性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高く、約8割となっています。

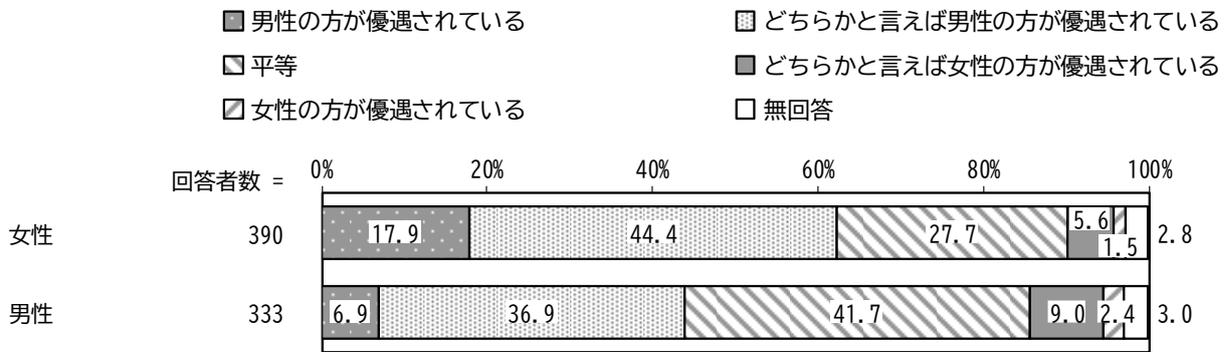
- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- 無回答

回答者数 = 738



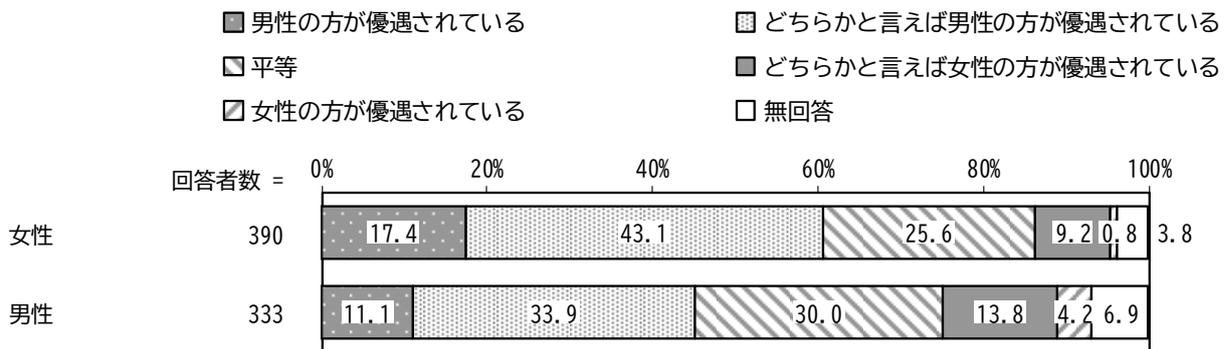
① 家庭生活

男女別にみると、女性では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。また、男性では、「平等」の割合が女性よりも高くなっています。



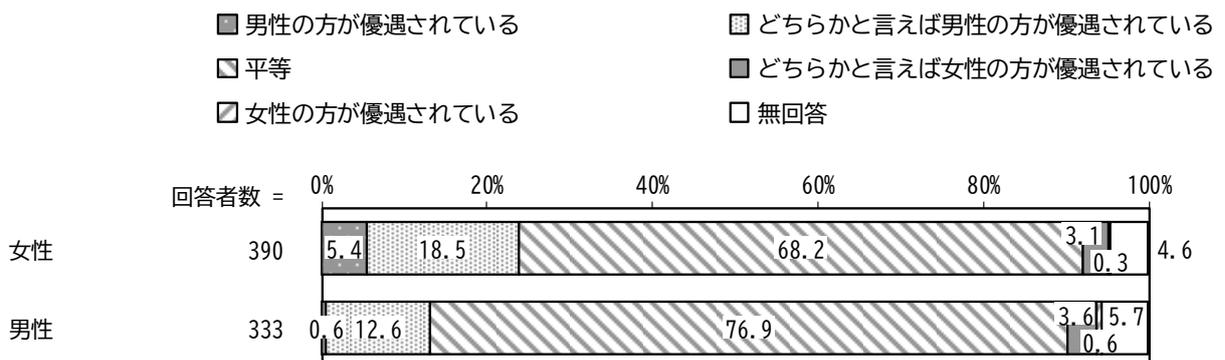
② 職場

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。



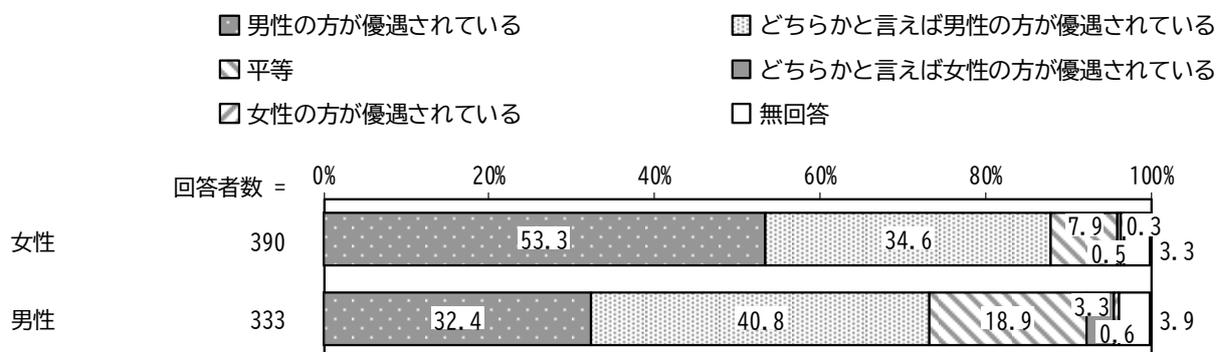
③ 学校教育

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。また、男性では、「平等」の割合が女性よりも高くなっています。



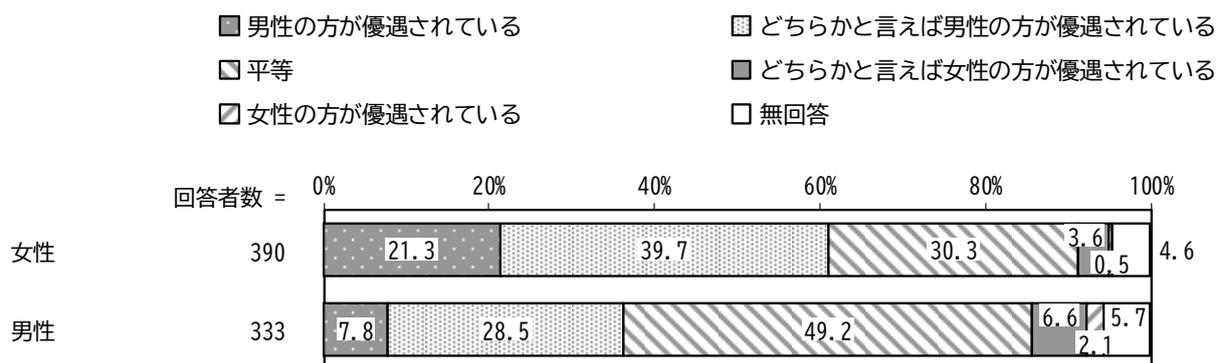
④ 政治

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。



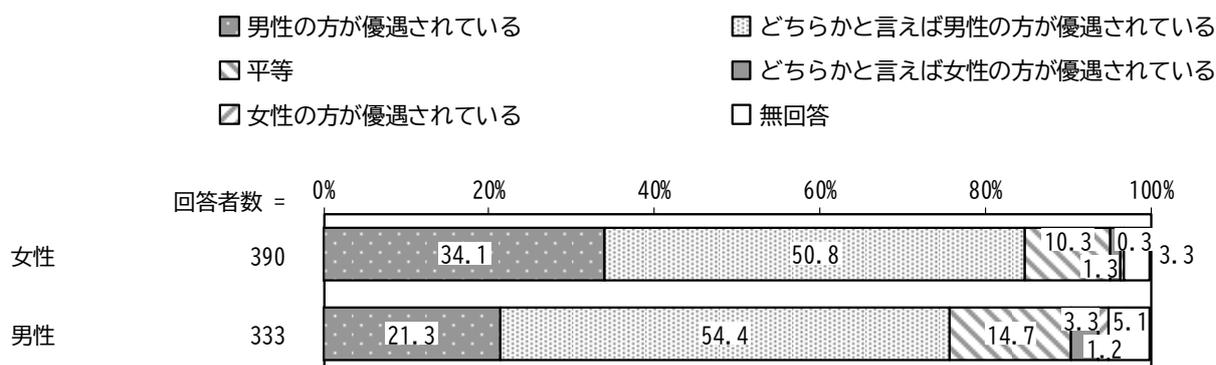
⑤ 法律や制度上

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。また、男性では、「平等」の割合が女性よりも高くなっています。



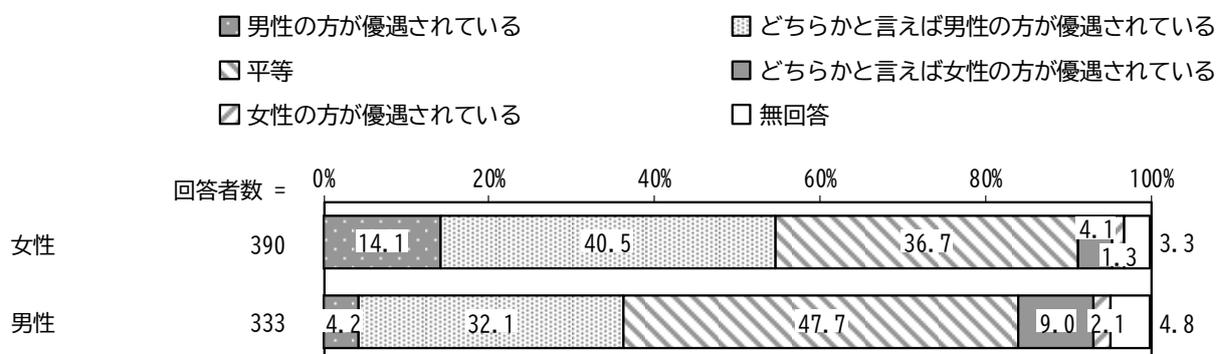
⑥ 社会通念・習慣・しきたりなど

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。



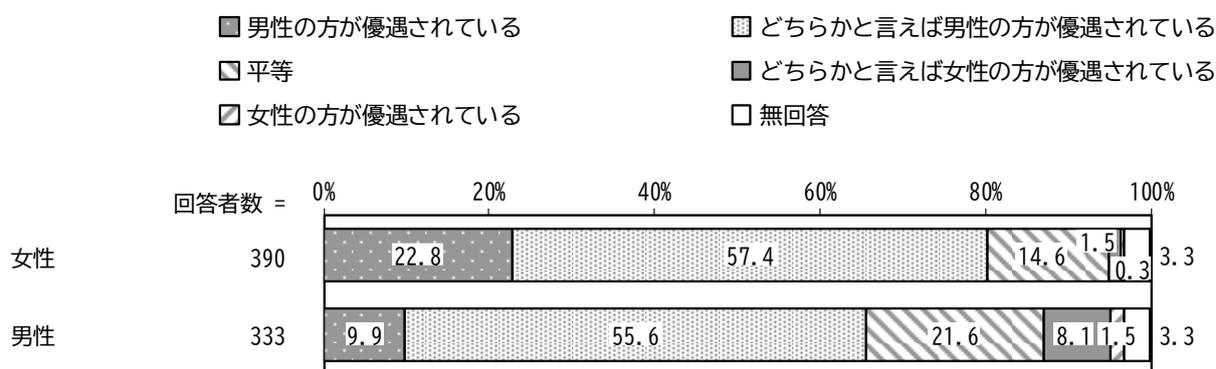
⑦ 地域社会（自治会・PTA など）の場

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。また、男性では、「平等」の割合が特に女性よりも高くなっています。



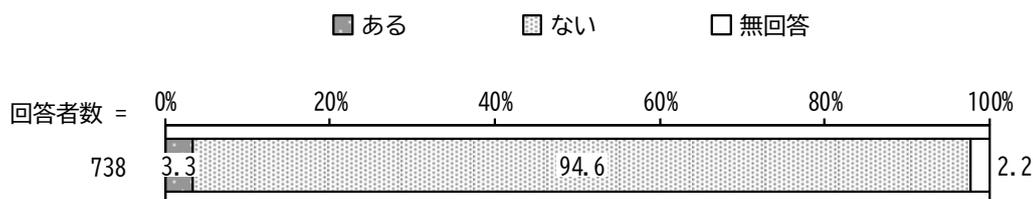
⑧ 社会全体

男女別にみると、女性では、“男性の方が優遇されている”の割合が男性よりも高くなっています。



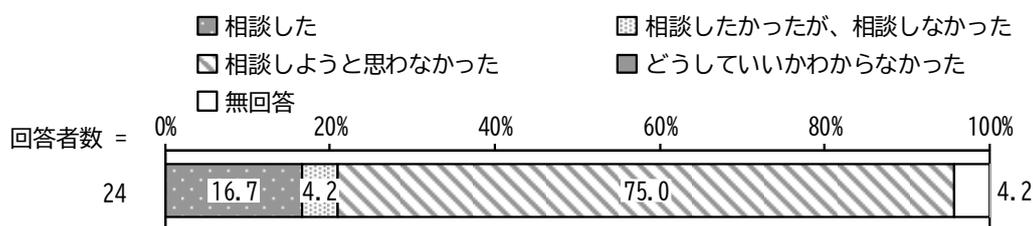
(4) 性的マイノリティに関することについて

- 今までに自分の性別や性自認、性的指向に違和感を覚えたり、悩んだことの有無
「ある」の割合が3.3%、「ない」の割合が94.6%となっています。



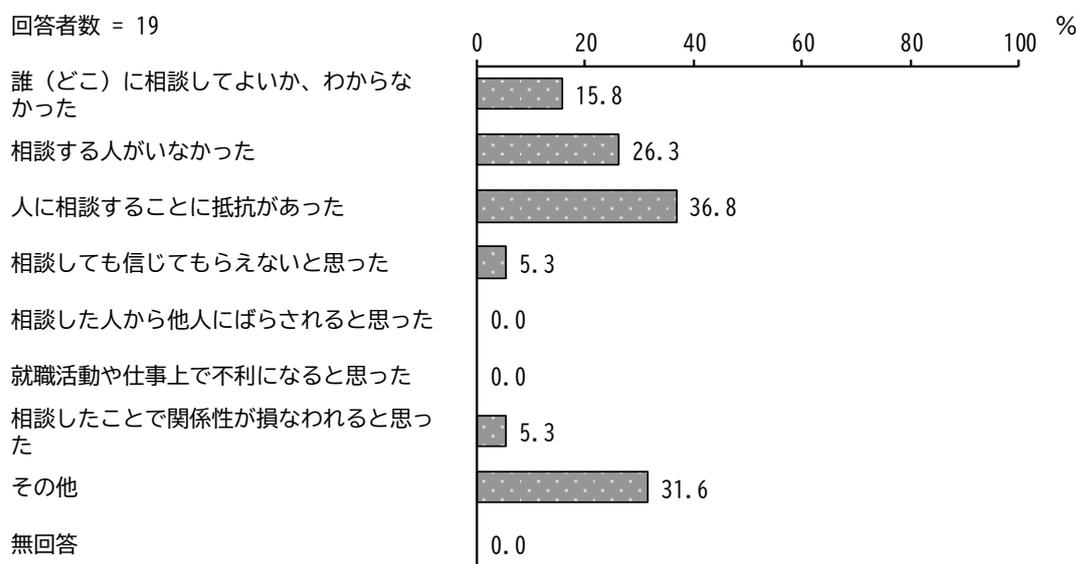
● 自分の性別や性自認、性的指向の悩みについて相談したことの有無

「相談しようと思わなかった」の割合が75.0%と最も高く、次いで「相談した」の割合が16.7%となっています。



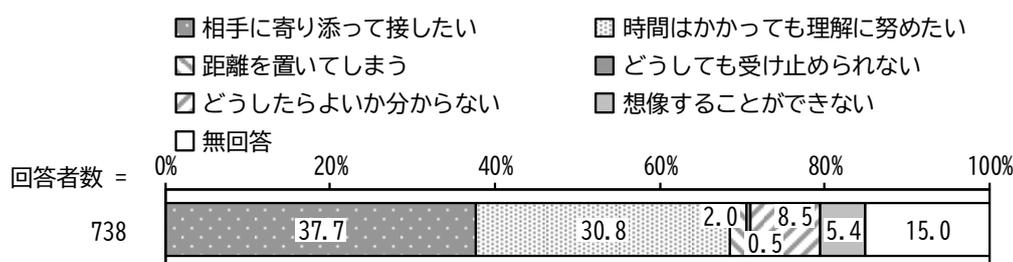
● 相談しなかった理由

「人に相談することに抵抗があった」の割合が36.8%と最も高く、次いで「相談する人がいなかった」の割合が26.3%、「誰（どこ）に相談してよいか、わからなかった」の割合が15.8%となっています。



● 身近な人などからカミングアウト※された場合、どのように寄り添える・受け止められると思うか

「相手に寄り添って接したい」の割合が37.7%と最も高く、次いで「時間はかかっても理解に努めたい」の割合が30.8%となっています。



※カミングアウト

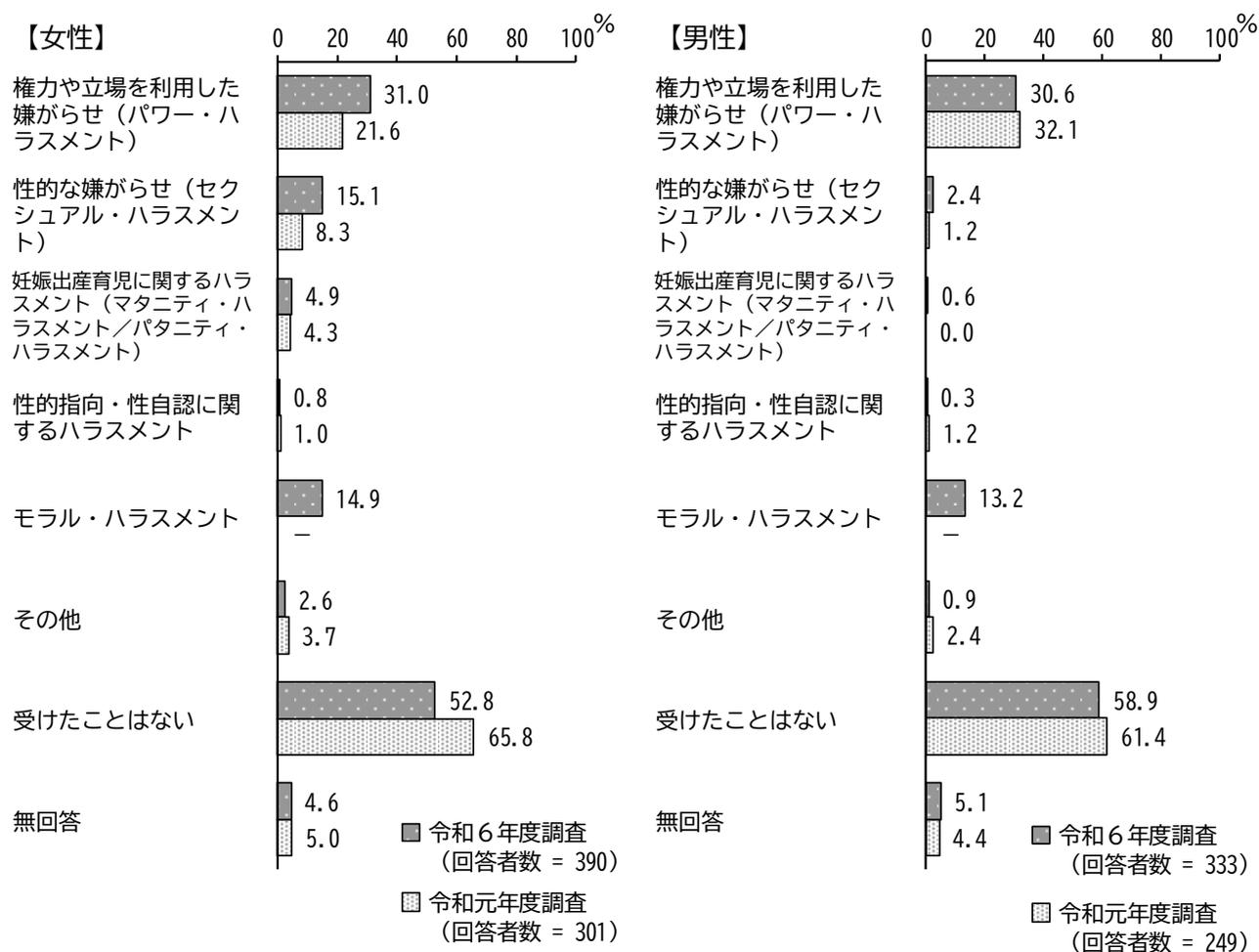
自身の性的指向や性自認を、本人が第三者に告白すること。一方、第三者が本人の了解を得ずに、公にしている性的指向・性自認を他者に暴露することをアウトティングという。

(5) 配偶者や交際相手からの暴力について

● 身近なところで次のハラスメント（嫌がらせ）を受けた経験

男女別に令和元年度調査と比較すると、女性で「権力や立場を利用した嫌がらせ（パワー・ハラスメント）」「性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）」の割合が増加し、「受けたことはない」の割合が減少しています。

男性では大きな変化はみられません。



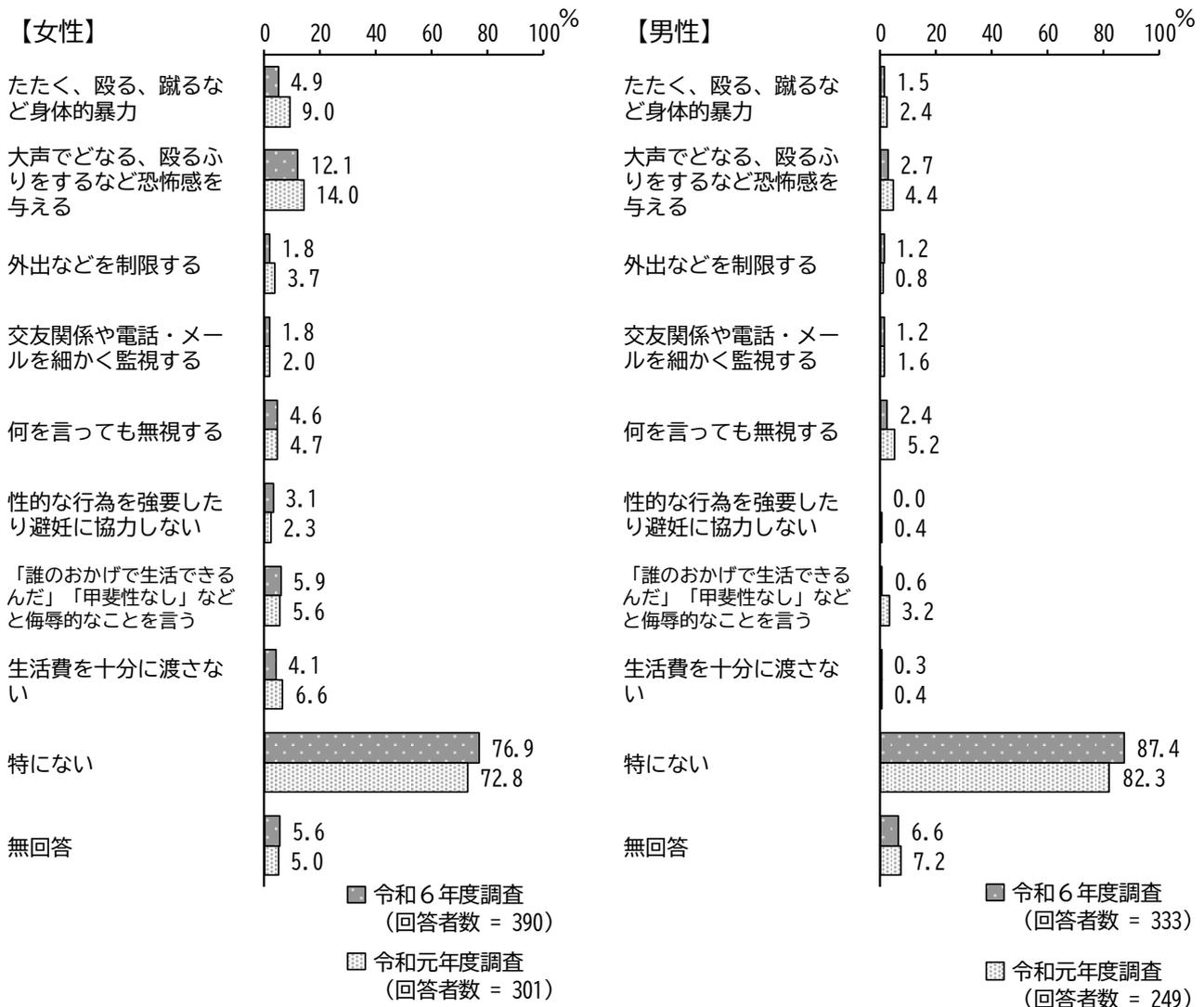
※令和元年度調査には「モラル・ハラスメント」の選択肢はありませんでした。

● 配偶者（事実婚・パートナー）や交際相手から次のような行為をされた経験

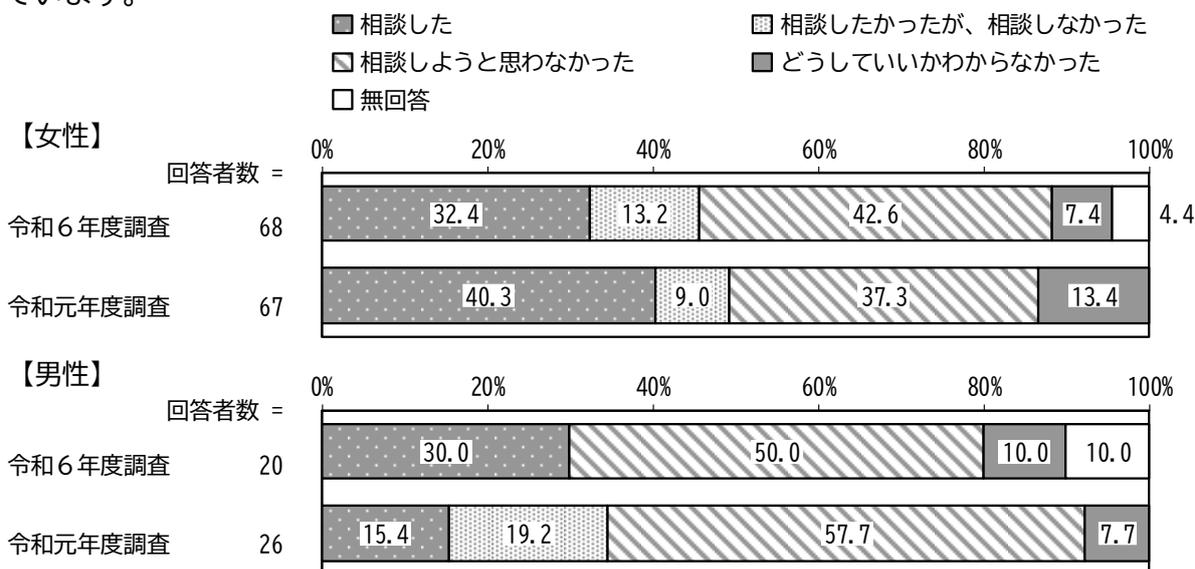
男女別に令和元年度調査と比較すると、女性で「たたく、殴る、蹴るなど身体的暴力」「生活費を十分に渡さない」の割合が減少しています。

男性では「何を言っても無視する」「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと侮辱的なことを言う」の割合が減少しています。

男女で比較すると、「特にない」を除くすべての項目で男性と比べ女性の方が割合が高くなっており、「たたく、殴る、蹴るなど身体的暴力」「何を言っても無視する」「性的な行為を強要したり避妊に協力しない」「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと侮辱的なことを言う」「生活費を十分に渡さない」で女性では3%を超え、「大声でどなる、殴るふりをするなど恐怖感を与える」では女性の方が9.4ポイント男性より高くなっています。

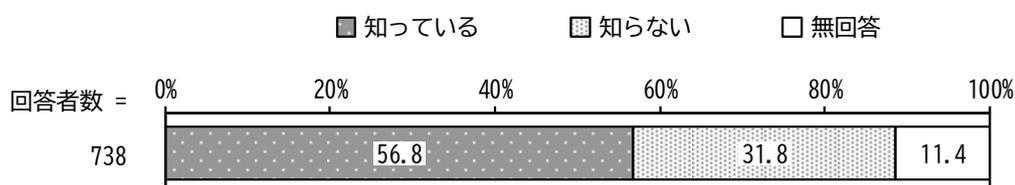


- 配偶者（事実婚・パートナー）や交際相手からされた行為について相談したことの有無
男女別に令和元年度調査と比較すると、男性では「相談した」の割合が増加している一方、女性では「相談した」の割合が減少し、「相談しようと思わなかった」の割合が増加しています。



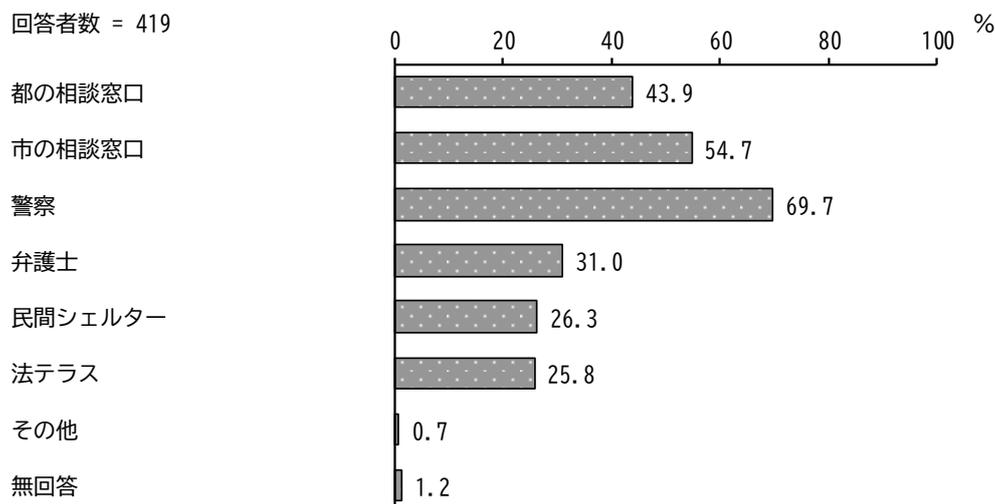
- 配偶者（事実婚・パートナー）や交際相手から暴力を受けたときに、相談できる機関の認知度

「知っている」の割合が56.8%、「知らない」の割合が31.8%となっています。



- 相談機関として知っているもの

「警察」の割合が69.7%と最も高く、次いで「市の相談窓口」の割合が54.7%、「都の相談窓口」の割合が43.9%となっています。



(6) 家事・子育てについて

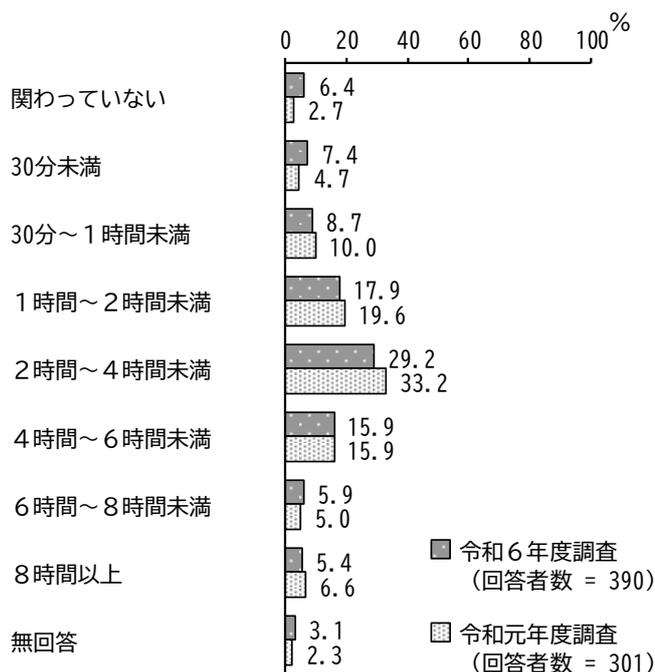
● 家事・子育てなどに関わる1日あたりの平均従事時間

① 家事

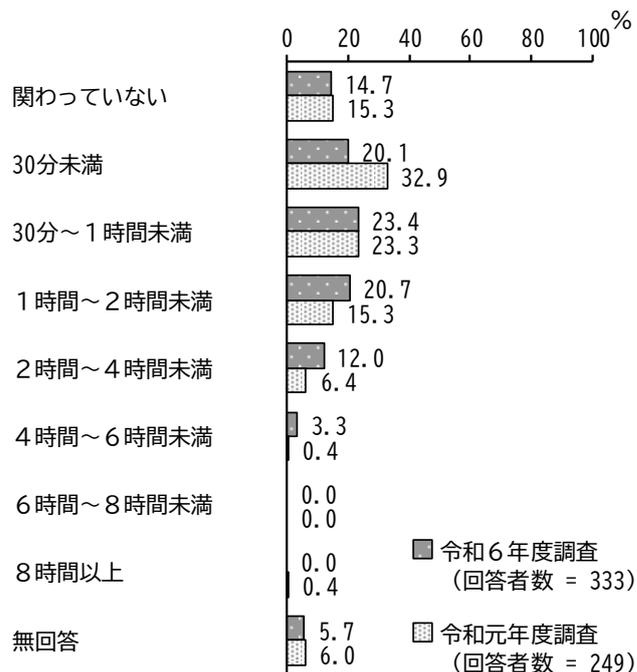
男女で比較すると、平日、休日ともに、男性では「関わっていない」「30分未満」の割合が高くなっており、女性では「1時間～2時間未満」～「4時間～6時間未満」の割合が高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、平日の男性で「30分未満」の割合が減少し、「1時間～2時間未満」「2時間～4時間未満」の割合が増加しています。

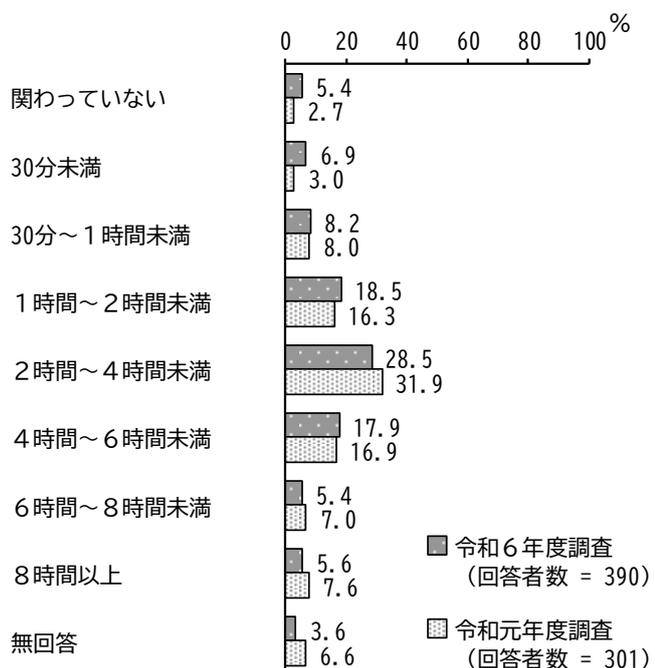
【平日 女性】



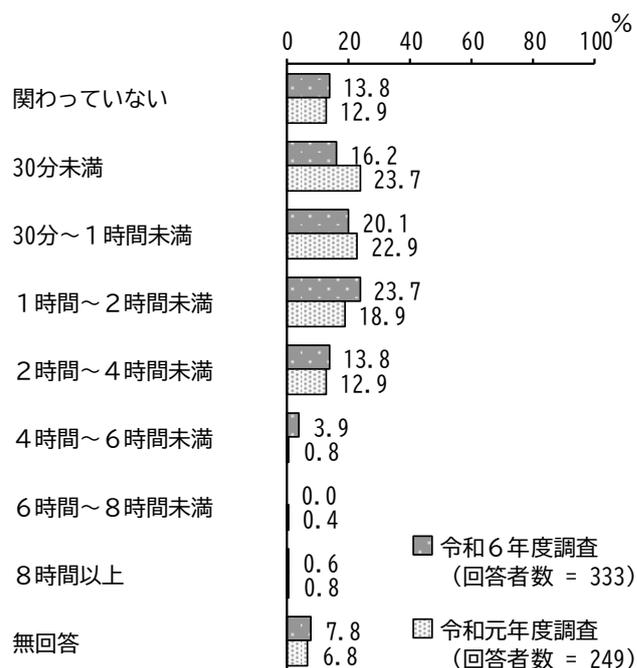
【平日 男性】



【休日 女性】



【休日 男性】

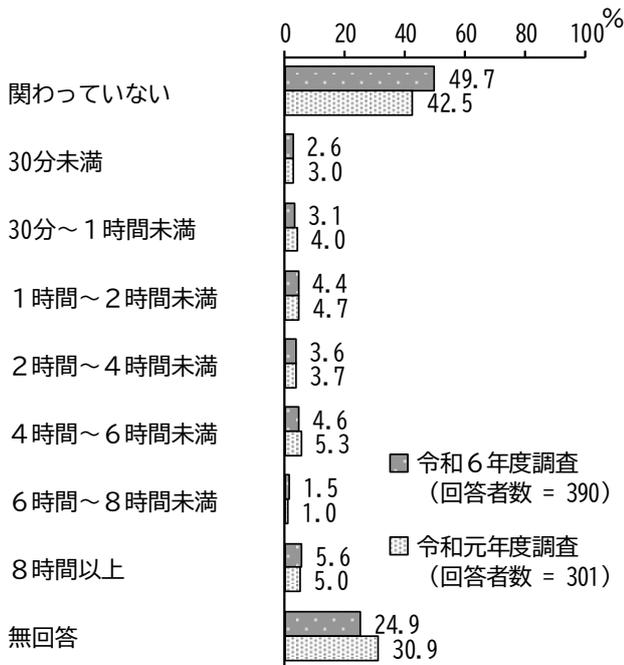


② 子育て

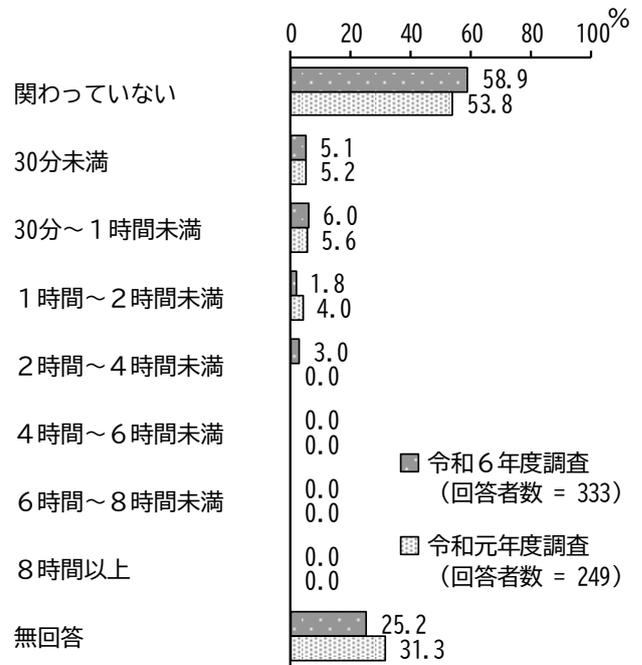
男女別にみると、平日、休日ともに、男性で「関わっていない」の割合が高くなっています。

令和元年度調査と比較すると、男女とも、平日、休日いずれでも「関わっていない」の割合が増加しています。

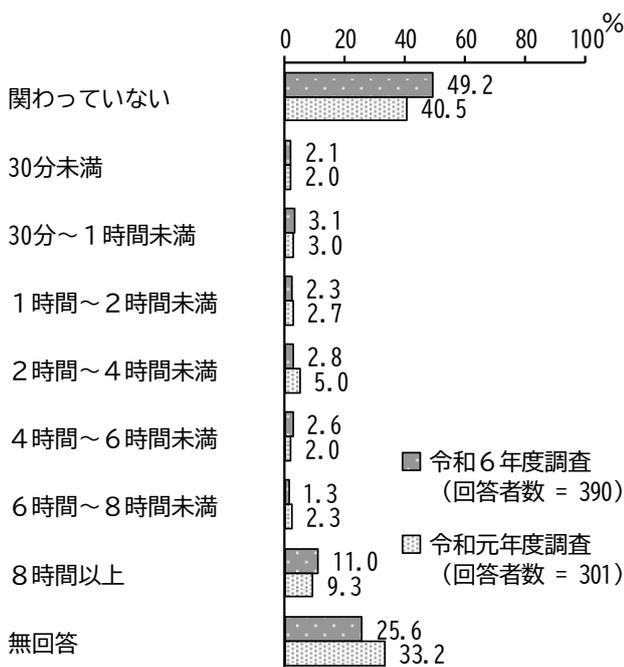
【平日 女性】



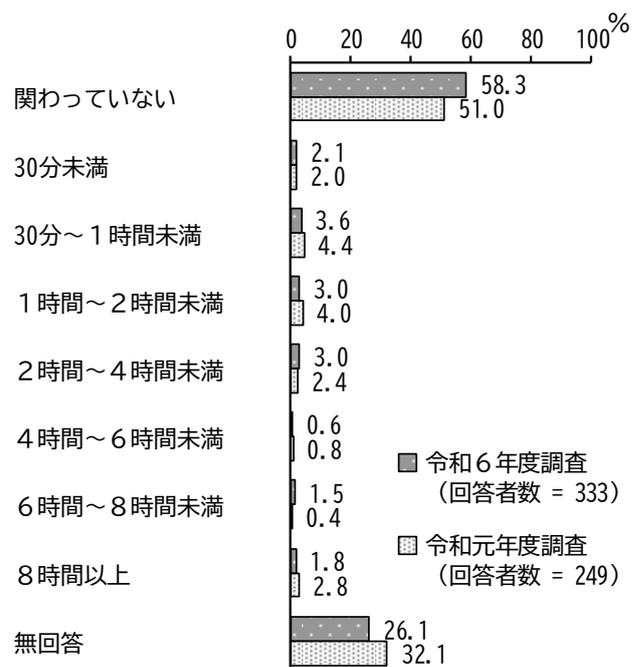
【平日 男性】



【休日 女性】



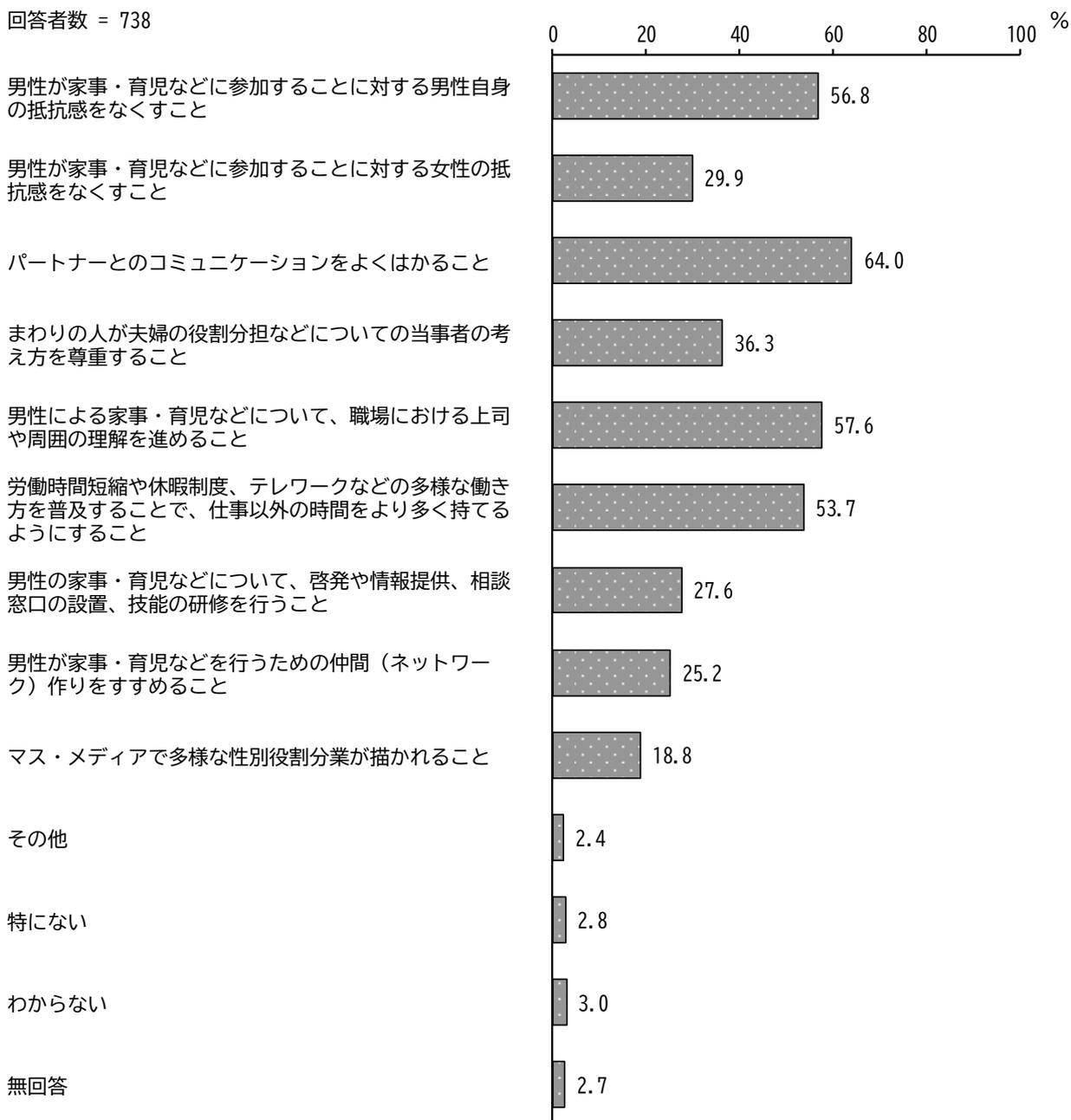
【休日 男性】



● 今後、男性が家事、育児、介護、地域活動を積極的に行っていくために必要なこと

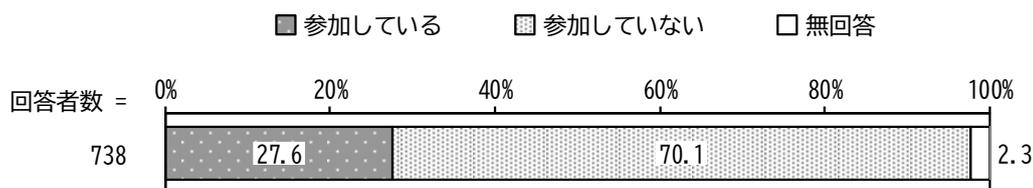
「パートナーとのコミュニケーションをよくはかること」の割合が64.0%と最も高く、次いで「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の割合が57.6%、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が56.8%となっています。

回答者数 = 738



● 職業以外の社会活動、地域活動への参加状況

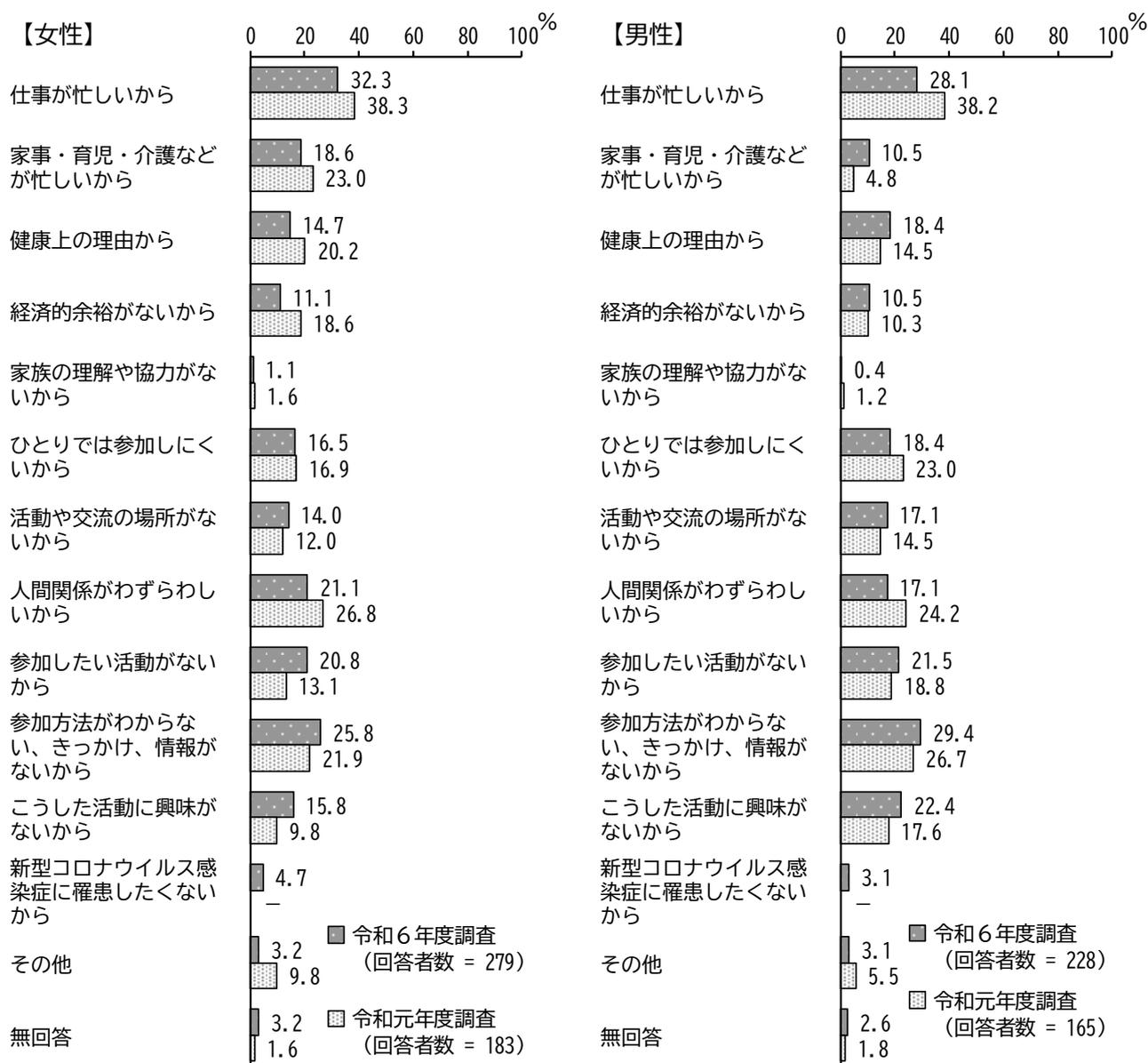
「参加している」の割合が27.6%、「参加していない」の割合が70.1%となっています。



● 参加していない理由

男女別に令和元年度調査と比較すると、女性では「参加したい活動がないから」「こうした活動に興味がないから」の割合が増加し、「仕事が忙しいから」「健康上の理由から」「経済的余裕がないから」「人間関係がわずらわしいから」の割合が減少しています。

男性では、「家事・育児・介護などが忙しいから」の割合が増加し、「仕事が忙しいから」「人間関係がわずらわしいから」の割合が減少しています。



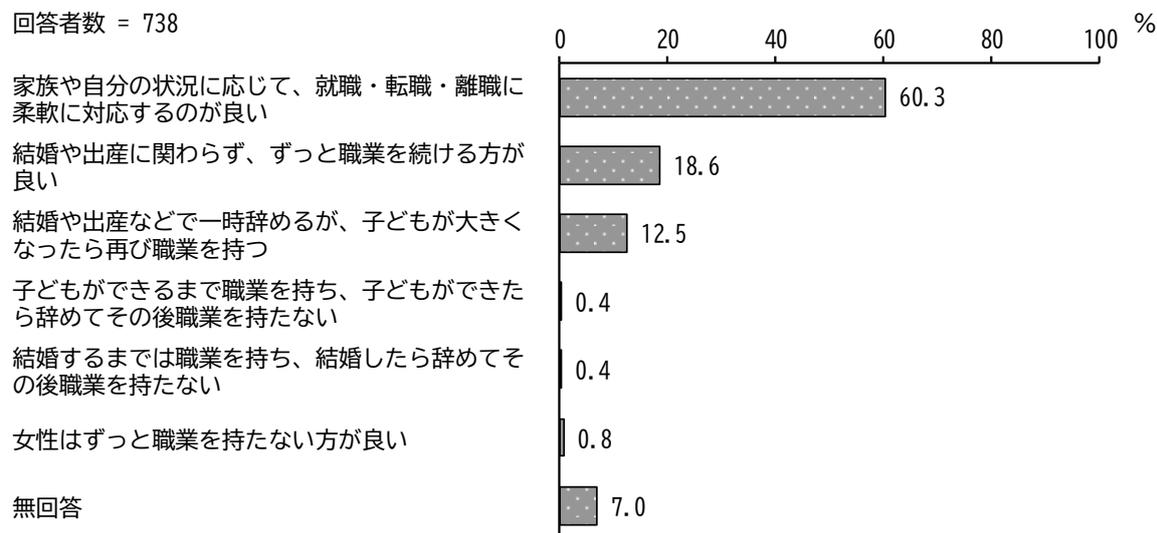
※令和元年度調査には「新型コロナウイルス感染症に罹患したくないから」の選択肢はありませんでした。

(7) 仕事について

● 女性が職業を持つことについての考え

「家族や自分の状況に応じて、就職・転職・離職に柔軟に対応するのが良い」の割合が60.3%と最も高く、次いで「結婚や出産に関わらず、ずっと職業を続ける方が良い」の割合が18.6%、「結婚や出産などで一時辞めるが、子どもが大きくなったら再び職業を持つ」の割合が12.5%となっています。

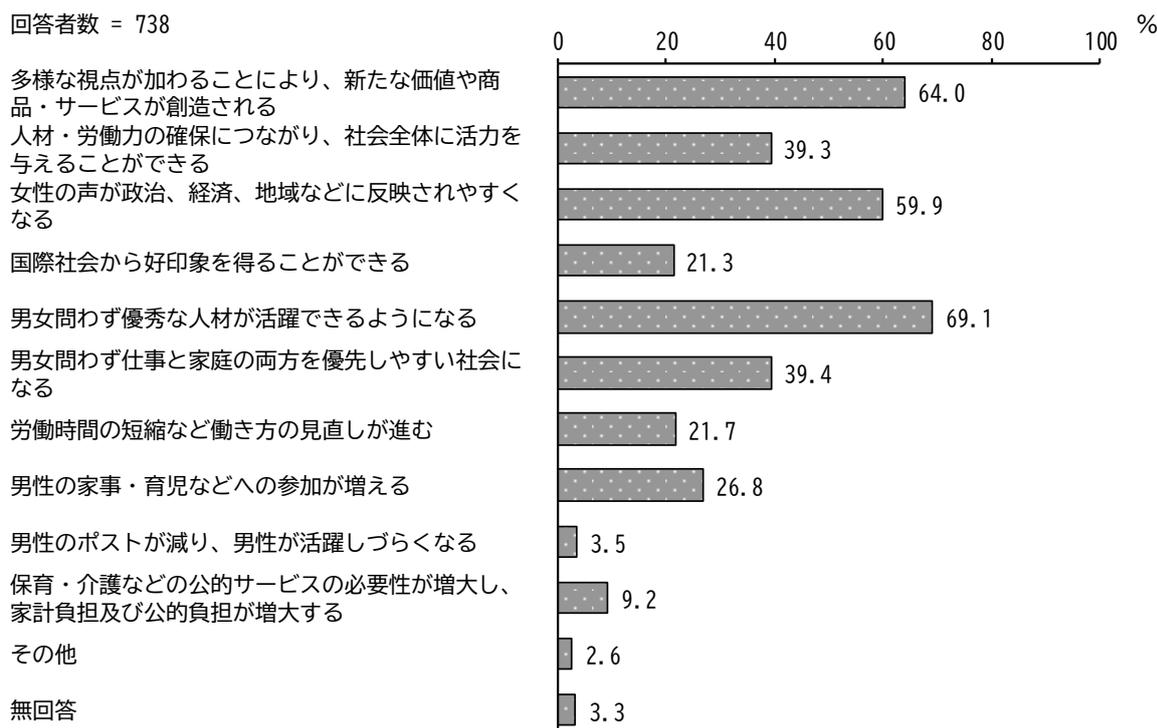
回答者数 = 738



● 政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーが増えることによる影響

「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」の割合が69.1%と最も高く、次いで「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」の割合が64.0%、「女性の声が政治、経済、地域などに反映されやすくなる」の割合が59.9%となっています。

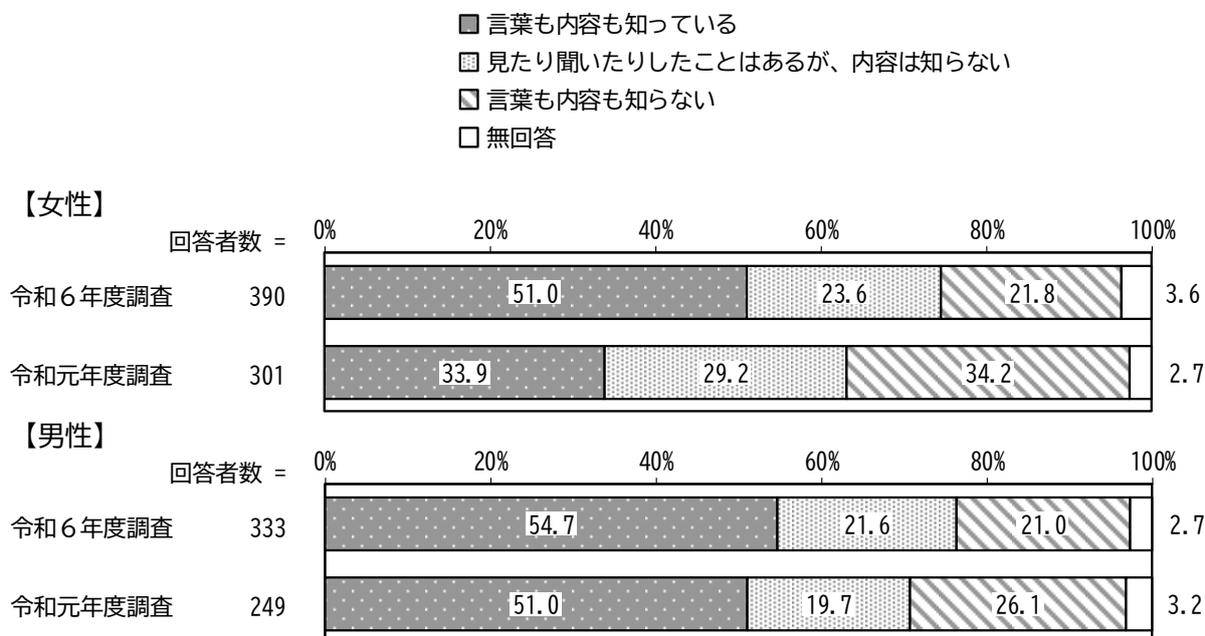
回答者数 = 738



(8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）について

● 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

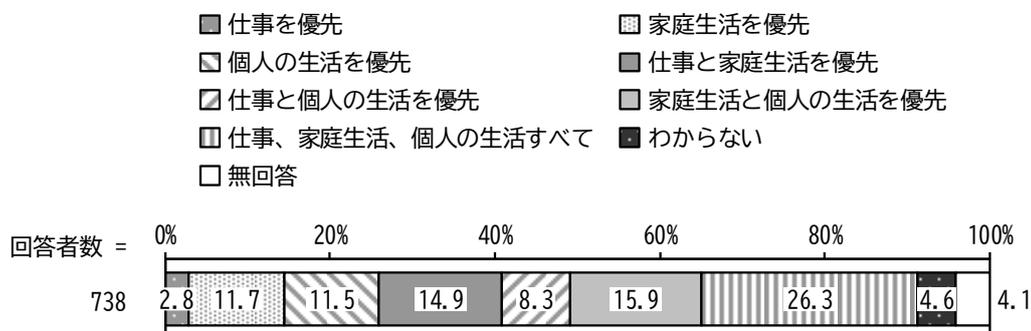
男女別に令和元年度調査と比較すると、男女とも「言葉も内容も知らない」の割合が減少しています。また、女性で「言葉も内容も知っている」の割合が増加しています。



● 生活の中での、仕事、家庭生活、個人の生活（地域活動、趣味・学習等）の優先度

① 「希望」としての優先度

「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」の割合が26.3%と最も高く、次いで「家庭生活と個人の生活を優先」の割合が15.9%、「仕事と家庭生活を優先」の割合が14.9%となっています。

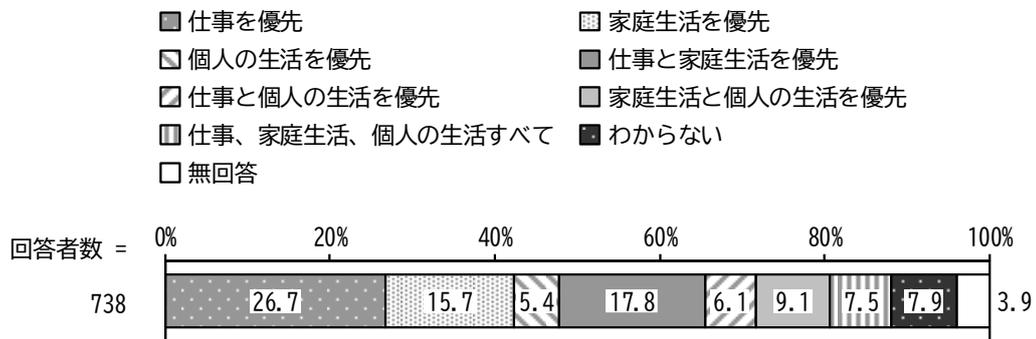


※ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

② 「現実」としての優先度

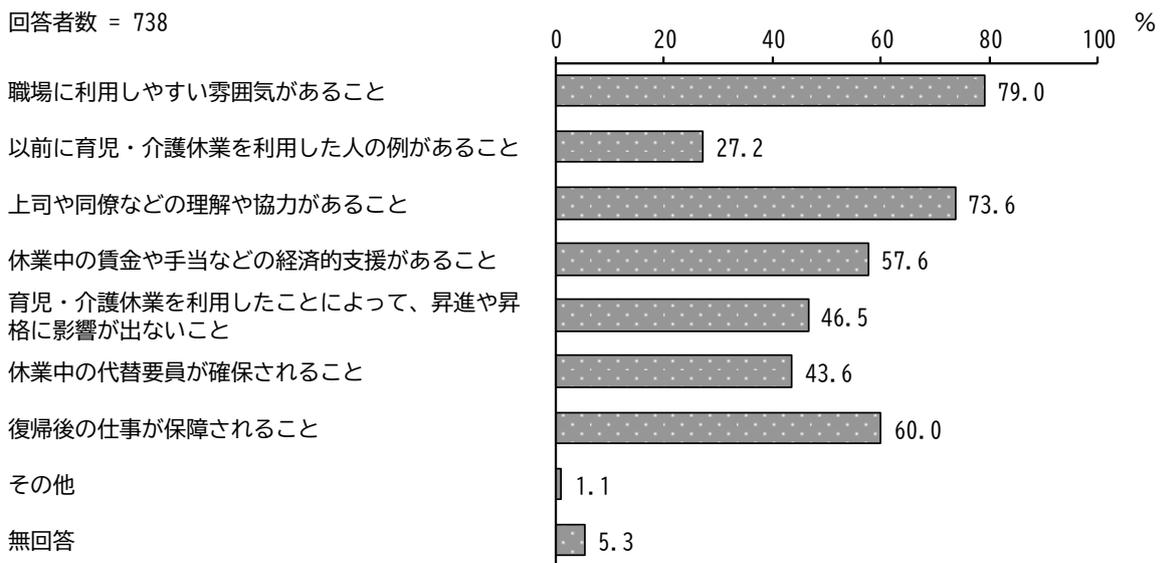
「仕事を優先」の割合が26.7%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活を優先」の割合が17.8%、「家庭生活を優先」の割合が15.7%となっています。



● 育児や介護の休業制度を男女ともに取りやすくするために必要と思うこと

「職場に利用しやすい雰囲気があること」の割合が79.0%と最も高く、次いで「上司や同僚などの理解や協力があること」の割合が73.6%、「復帰後の仕事が保障されること」の割合が60.0%となっています。

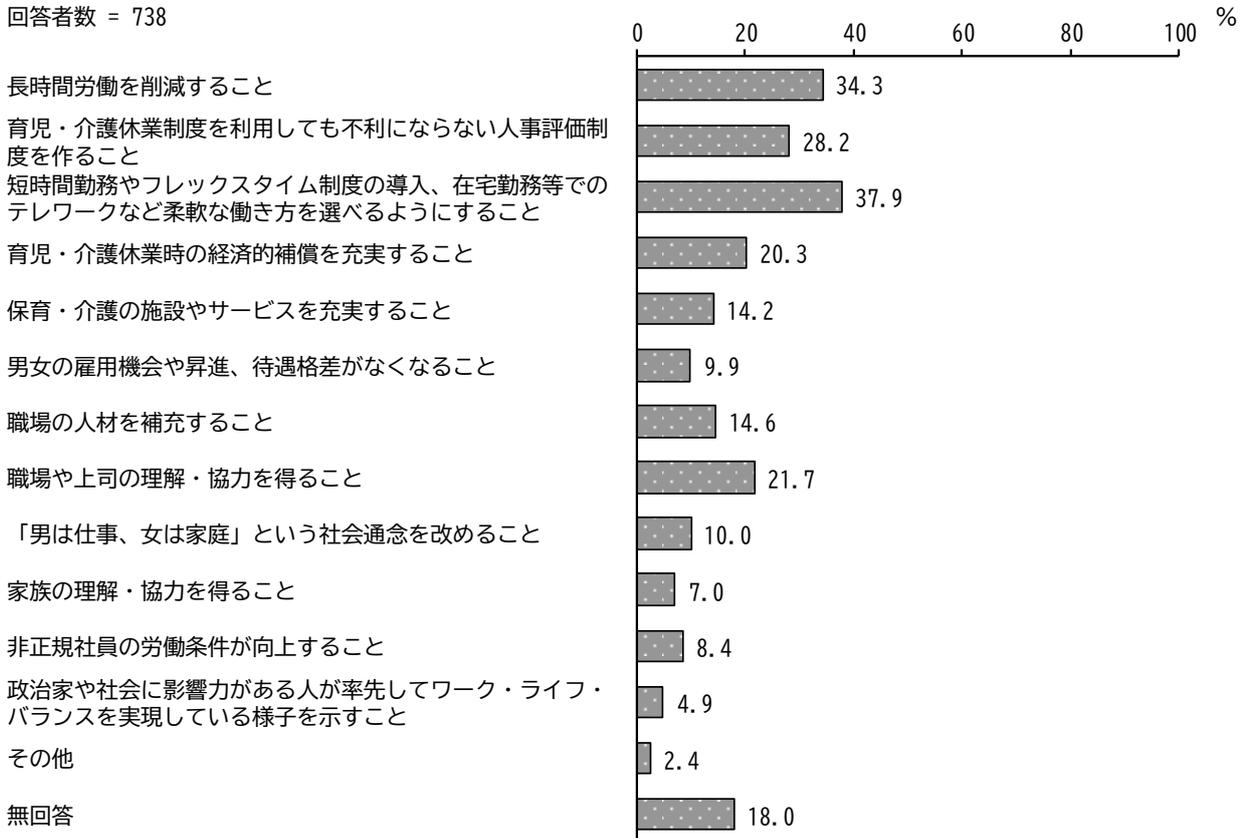
回答者数 = 738



● 「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために必要なこと

「短時間勤務やフレックスタイム制度の導入、在宅勤務等でのテレワークなど柔軟な働き方を選べるようにすること」の割合が37.9%と最も高く、次いで「長時間労働を削減すること」の割合が34.3%、「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価制度を作ること」の割合が28.2%、「育児・介護休業時の経済的補償を充実すること」の割合が20.3%となっています。

回答者数 = 738

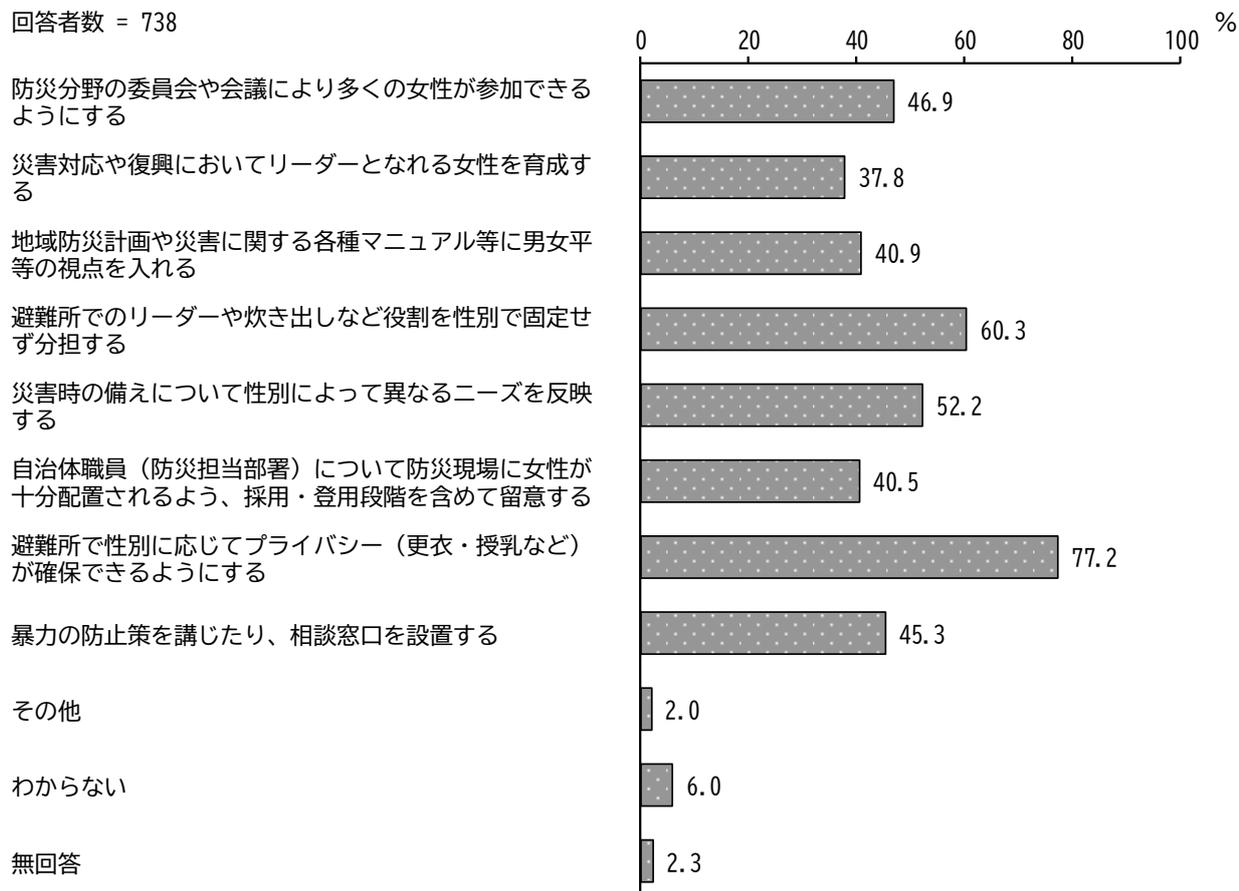


(9) 防災対策における男女平等参画推進について

● 防災分野で男女平等の視点を活かすために、必要なことについて

「避難所で性別に応じてプライバシー（更衣・授乳など）が確保できるようにする」の割合が77.2%と最も高く、次いで「避難所でのリーダーや炊き出しなど役割を性別で固定せず分担する」の割合が60.3%、「災害時の備えについて性別によって異なるニーズを反映する」の割合が52.2%となっています。

回答者数 = 738

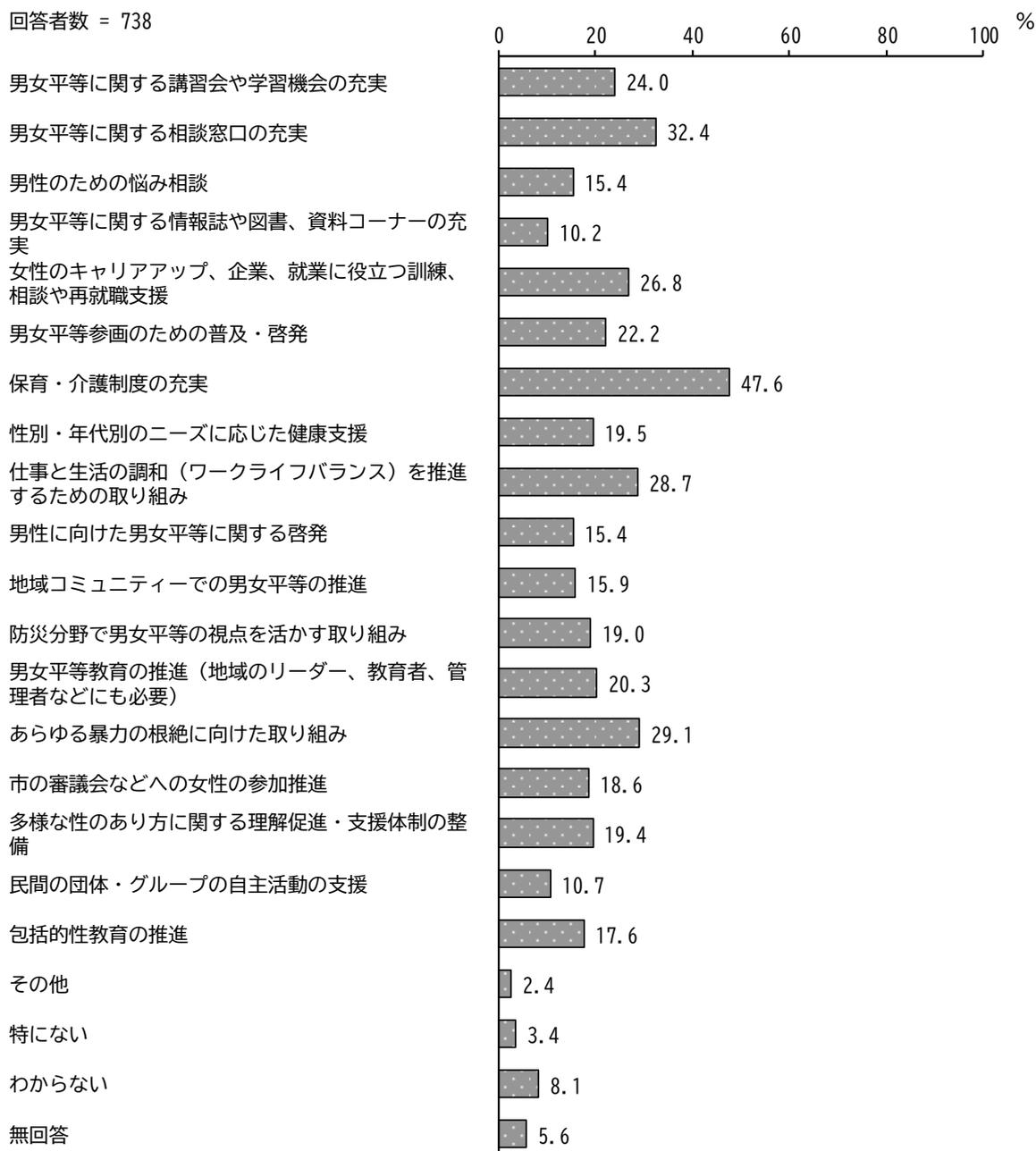


(10) 男女がともに暮らしやすい日野市にするために

● 男女平等社会の形成のため市が取り組むべきこと

「保育・介護制度の充実」の割合が47.6%と最も高く、次いで「男女平等に関する相談窓口の充実」の割合が32.4%、「あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み」の割合が29.1%となっています。

回答者数 = 738



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の理念・目標

(1) 計画の基本理念

本計画では、男女平等社会を「性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合う社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念としています。

■ 基本理念 ■

**多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして**

(2) 計画の基本方針

本計画は、日野市が施策を進めるための計画であるとともに、市が市民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。

「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」をめざすうえで、妊娠や出産等の女性の特性を理解し、状況に応じた支援を図ることは、社会として不可欠であり、男女間の格差や課題を解消するためには、より多くの方に参画の機会を提供する必要があるという考えのもと、理念・目標・施策を体系的に位置付けて取り組んでいきます。

策定後の取組については市民参画で評価を行い、第4次計画と同様に「できることを着実に」、真の実効性の確保に努めるとともに、市民にとって生活に身近な男女平等参画の推進をめざします。

(3) 計画の目標

本計画では、次の4つの目標を設定し、実現のための方向性を明確にし、解決に向けた施策を提示します。

■ 4つの基本目標 ■

基本目標 1	人権が尊重される社会づくり
めざす姿	すべての人の人権が尊重され、認められている社会
すべての人が性別等や生き方にかかわらず尊重され、互いに違いを認め合いながら、安心して自分らしく暮らせる社会の実現をめざします。固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが家庭や社会の責任を協力して担える環境づくりを進めます。	

基本目標 2	あらゆる暴力を許さない社会づくり
めざす姿	誰もが安心して安全に暮らせる、暴力を許さない社会
暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。	

基本目標 3	誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり
めざす姿	あらゆる分野で女性と男性がともに参画し、個性と能力を発揮できる環境が整っている豊かな社会
すべての人が性別等や立場にかかわらず、個性と能力を発揮できる地域・職場づくりを進めます。多様な生き方や働き方が尊重され、誰もが家庭・地域・職場でともに活躍し、安心して参加できる社会の実現をめざします。	

基本目標 4	男女平等参画の推進体制づくり
めざす姿	男女平等参画の取組を市が推進するための体制
市民・事業者・行政が連携し、誰もが政策や地域づくりに参画できる体制を整えます。庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。	

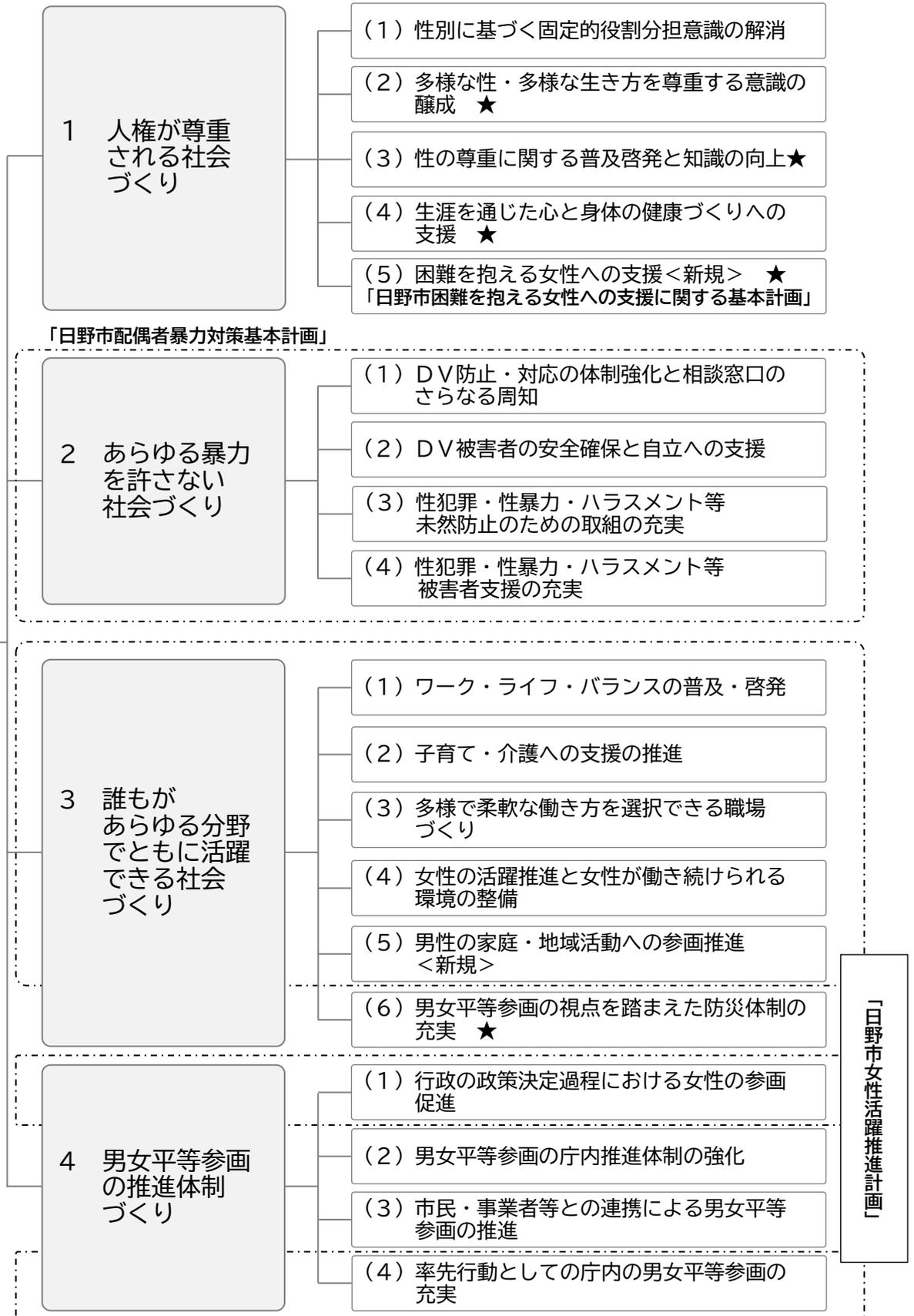
2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして



★は重点施策

3 成果目標

男女平等参画施策の進捗状況を管理し、本計画の着実な推進につなげるとともに、市民にも分かりやすいものとするため、以下のとおり基本目標ごとに成果目標を設定します。

目標1 人権が尊重される社会づくり

指標	現況	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」 そう思わない、あまりそう思わない人の割合	79.3%	増加
社会通念・習慣・しきたりにおいて男性の方が 優遇されている、どちらかと言えば優遇されて いると思う人の割合	80.3%	減少
身近な人などからカミングアウトされた場合 に、相手に寄り添って接したいと思う人の割合	「相手に寄り添って接したい」 37.7% 「時間はかかっても理解に努めたい」 30.8%	増加
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上	子宮頸がん 16.8% 乳がん 16.9% (令和6年度実績)	増加

目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

指標	現況	目標
配偶者や交際相手からの暴力の被害経験のある 人の割合	12.2%	減少
配偶者や交際相手からの暴力を相談した人の 割合	31.1%	増加
ハラスメントを受けたことがある人の割合	39.7%	減少

※現況の数値は「日野市男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書（令和6年12月）」（以下、「市民意識アンケート結果」）より抜粋。（「子宮頸がん検診、乳がん検診受診率の向上」を除く。）

<参考>東京都がん検診受診率（令和5年度）

	子宮頸がん	乳がん
受診率	25.3%	27.0%

資料：東京都保健医療局

目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

指標	現況	目標
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合	52.2%	増加
家庭生活において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	53.6%	減少
職場において男性の方が優遇されている、どちらかと言えば男性の方が優遇されていると思う人の割合	53.5%	減少
平日における育児に関わっていない男性の割合	58.9%	減少
「仕事が忙しいから」を理由として職業以外の社会活動、地域活動に参加していない人の割合	30.2%	減少

※現況の数値は「市民意識アンケート結果」より抜粋。

目標4 男女平等参画の推進体制づくり

指標	現況	目標
審議会・委員会における女性委員の割合 (日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例、国の第5次男女共同参画基本計画)	36.0% (令和7年4月現在)	40%以上
市における女性管理職の割合 (日野市特定事業主行動計画※に基づき設定)	28.6% (令和7年4月現在)	30%以上
市職員の男性育休取得率の向上 (日野市特定事業主行動計画に基づき設定)	83.3% (令和6年度実績)	100%かつ 1か月以上の取得率 85%以上

※特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)及び「女性活躍推進法」(平成28年)に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画。

第5次計画における重点施策

日本は、少子高齢化の急速な進展により、平成20（2017）年をピークに人口が減少局面に入り、その後も急減することが見込まれています。その中で人口構成の変化、グローバル化による産業競争の激化が起こす、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続不可能性等のさまざまな課題が生じています。これらの課題解決には、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。また、平成27（2015）年9月に国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」が目標のひとつに掲げられています。

国では、第6次男女共同参画基本計画の策定に向けた基本的な方針の中で、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」をめざす姿の1つとして掲げ、職場、地域、家庭における取組や、生涯を通じた男女の健康支援、災害時の女性参画などあらゆる場面における施策を充実する方針を示しています。

日野市では、令和5（2023）年に「日野市男女平等基本条例」を「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に改正し、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして」を基本理念にさまざまな施策を行い、性別等によらず誰もが力を発揮できる社会の創出に取り組んできました。第5次日野市男女平等行動計画においても、多様性の尊重や女性の参画を重要なキーワードと捉え、すべての人が生きやすいまちづくりのための施策を盛り込んでいきます。

限られた予算を有効に活用し、男女平等の視点からこれらの問題を解決するため、第5次日野市男女平等行動計画の策定にあたっては、優先すべき施策について検討し、次の5施策を重点的に取り組む施策として掲げました。

第5次計画で重点的に取り組む5つの施策

1. 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成
2. 性の尊重に関する普及啓発と知識の向上
3. 生涯を通じた心と身体への健康づくりへの支援
4. 困難な問題を抱える女性への支援
5. 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実

※以上の5つの重点施策については、次ページ以降、★印で表記します。

基本目標 1 人権が尊重される社会づくり

施策 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消

【現状と課題】

- ◆ 男女平等参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、性差に対する偏見が大きな課題となっています。これらを解消するためには、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが必要です。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対が7割以上と高い結果となり、一部固定的性別役割分担意識は薄れてきていることが伺える一方で、さまざまな分野での男女の地位の平等感については、家庭生活や職場など、多くの分野で男性が優遇されていると思う割合が高くなっています。特に、「社会通念・習慣・しきたり」や、「政治」、「社会全体」では、男性が優遇されていると思う割合が7割以上と高い結果となっています。
- ◆ 未来を担う子ども達が、人権の大切さや男女平等の重要性を幼児期から学ぶことができるよう、子どもの成長過程に関わる人が人権意識と男女平等意識を持つことや、職場などで男女平等参画について学ぶことが必要です。
- ◆ インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」）の普及等により、メディアを通じて流れるさまざまな情報は複雑化しています。そうした状況の中で、男女平等の視点から、市民が主体的に情報を収集し判断する能力、また適切に発信する能力を身につける必要があります。

【方向性】

- ◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
- ◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会（研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等）を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。
- ◇ 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
- ◇ 市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
1	男女平等に関する情報提供の充実	家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等)を充実する。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行う。	平和と人権課 子ども家庭支援センター 生涯学習支援課
2	教職員・保育士などへの男女平等意識の啓発	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。 教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	教育指導課 保育課
3	学校現場における男女平等教育の推進	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、固定的性別役割分担意識による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	教育指導課
4	市発行物等における男女平等に関する表現指針の徹底	市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底する。	市長公室 平和と人権課
5	メディア・リテラシー [※] に関する周知啓発	市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行う。	平和と人権課 生涯学習支援課

※メディア・リテラシー

メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、批判的に評価し、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、人々がメディアを使って表現する能力のこと。

施策2 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 ★

【 現状と課題 】

- ◆ 身体の性と自分が認識する性が一致しないなど、多様な性の当事者[※]には、自分の性別等に違和感を持ちながらも周りに打ち明けることができず、悩みや不安を抱えていたり、日常生活の場面での偏見や差別を受けるなど、さまざまな面で困難を感じている現状があります。そのため、社会的な理解の増進が課題となっています。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、身近な人などからカミングアウトされた場合の対応について、「相手に寄り添って接したい」と、「時間はかかっても理解に努めたい」を合わせた前向きな回答が7割弱となり、令和元年度調査の4割強と比較すると、この5年で多様な性に対して一定の理解が進んだことが伺えます。

※多様な性の当事者

一般的に「性的マイノリティ」、「LGBT」等といわれる当事者の方々について、「多様な性の当事者」という言葉で表現するもの。

- ◆ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日施行）」において、地方公共団体の役割として、理解増進のための施策を実施するよう努めることが明記されました。
- ◆ 日野市では令和5（2023）年4月より「日野市パートナーシップ制度」を開始しました。社会における結婚観、家族の在り方は多様化しており、異性間のカップルについても、法律や血縁に基づかない結びつきを選択する、あるいは選択せざるを得ない人がいることにも留意しつつ、多様な生き方、多様な家族の在り方についての理解が深まるよう、取り組みが必要です。

【 方向性 】

- ◇ 市民への多様な性の在り方に関する理解促進に向けて、庁内職員への多様な性の在り方を含む人権啓発研修を継続して実施します。
- ◇ 多様な性の在り方、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行います。
- ◇ 関係団体等と連携し、多様な性の在り方、多様な生き方を抱える人たち支援を推進するための取り組みを行います。
- ◇ 多様な生き方や多様な家族の在り方に関する理解促進に向けた啓発を行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
6	多様な性の在り方に関する職員研修の実施	市職員、教職員への研修を継続実施し、多様な性の在り方に関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の多様な性の在り方への理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	平和と人権課 教育指導課
7	多様な性の在り方に関する理解促進と当事者支援の推進	多様な性の在り方、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行う。	平和と人権課 生涯学習支援課
8	多様な生き方や家族の在り方についての啓発<新規>	多様な生き方や血縁関係や婚姻制度に限らない多様な家族の在り方に関する理解促進に向けた情報提供を行う。<新規>	平和と人権課

施策3 性の尊重に関する普及啓発と知識の向上★



【現状と課題】

- ◆ 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提といえます。
- ◆ インターネットやSNSの普及等により、メディアを通じて容易に性に関する情報にアクセスできる一方で、その情報は正しいものばかりではなく、誤った知識で自身や他者を傷つけてしまう可能性もあります。
- ◆ 学校教育や家庭教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じた体系的かつ科学的根拠に基づく性教育や、多様な性の在り方に関する理解を促すことが必要です。

【方向性】

- ◇ 家庭において性に関する正しい知識を伝えることができるよう、情報提供を行います。
- ◇ 学校においては、学習指導要領に基づき児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、正しい知識の普及に努めます。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
9	からだと性に関する正確な情報提供	学校教育において学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 家庭で子どもに対し性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。	平和と人権課 子ども家庭支援センター 教育指導課

施策4 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援 ★



【現状と課題】

- ◆ 女性は、妊娠、出産等の特性を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多いため、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面する可能性があるということを男女ともに留意する必要があります。この点においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の視点を十分理解することが重要です。
- ◆ 日野市では各種がん検診を実施しており、乳がん・子宮頸がんの検診は毎年偶数年齢を対象に行っています。令和6（2024）年度の乳がん検診受診率は16.9%、子宮頸がん検診受診率は16.8%となっており、さらなる受診率向上を図る必要があります。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

個人が自分の体や健康について正確な情報及び知識を持ち、出産する子どもの人数、出産時期、避妊の方法等を自分の意思で選択する自己決定権利のこと。

- ◆ 女性は、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えることが多いため、女性はその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるような健康教育、健康相談の体制を構築する必要があります。
- ◆ 子ども家庭庁において「プレコンセプションケア[※]推進5か年計画（令和7年5月22日）」が策定されました。計画では「プレコンセプションケアの概念を理解し、知識を得て、実践に繋げることで、今の健康、将来の健康、そして未来の家族の健康がより良いものになることは、仕事、出産や子育て等、自身の可能性を広げることにつながる。」とされており、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を念頭に、主に若い世代が将来の健康や自身の可能性を広げられるよう推進することが必要です。

【 方向性 】

- ◇ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。
- ◇ 女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応していきます。
- ◇ 主に若い世代が将来の健康や自身の可能性を広げられるよう、性や妊娠に関する正しい知識を身につけられるよう取り組みを行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
10	女性特有の心や身体 の健康支援	女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援する。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応する。性感染症なども含む様々な健康課題について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	健康課 平和と人権課
11	若い世代への妊娠・ 出産等に関する正しい 知識の啓発と情報 提供の充実<新規>	若い世代が将来の妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理に取り組むきっかけとなるよう、情報発信や啓発を行う。 <新規>	市立病院 子ども家庭支援センター 教育指導課

※プレコンセプションケア

「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念のこと。



<日野市困難を抱える女性への支援に関する基本計画>

【現状と課題】

- ◆ 「女性支援新法(令和6年4月1日施行)」において、国・地方公共団体の責務として「困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務」が明記されました。支援については、「福祉の増進」と「人権の擁護」の両輪による対応が求められるほか、幅広い部署と連携して包括的に支援することができる体制を強化することが必要です。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、法律の対象者を「全く知らない」が約8割で最も高く、法律の内容についての認知度が低いことがわかりました。法律に対する理解増進のための取り組みが必要です。

【方向性】

- ◇ 困難を抱える女性が孤立することなく必要な支援につながれるよう、庁内連携を強化するとともに、関係機関や民間団体との協働を推進します。
- ◇ 女性が直面する課題の背景や原因への理解を深めるため、市民への周知啓発や支援者への研修を通じて、支援体制の充実を図ります。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
12	困難な問題を抱える女性を支援するための庁内連携強化<新規>	困難な女性に対する支援が可能な人材や資源を持つ民間団体や関係機関と協働し、女性が孤立しないための支援事業を行う。支援対象者に寄り添いながら、必要な支援につなげることができるよう、庁内における連携を強化する。<新規>	セーフティネット コールセンター 平和と人権課 関連部署
13	困難な問題への理解促進<新規>	女性が抱える困難は複雑化し、その問題の背景や原因を理解することが求められる。市民への周知啓発や、専門性が求められる支援者への研修など情報収集を行う。<新規>	セーフティネット コールセンター 平和と人権課 障害福祉課 関連部署

基本目標 2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

<日野市配偶者暴力対策基本計画>

施策 1 DV防止・対応の体制強化と相談窓口のさらなる周知

【現状と課題】

- ◆ 女性に対する暴力は、男女がともに参画する社会を形成していくうえでの大きな阻害要因であり、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力※、ストーカー行為等の被害は、深刻な人権侵害問題です。
- ◆ また、配偶者等からの暴力においては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを認識する必要があります。児童虐待防止法では、子どもが両親間の暴力を目撃すること(面前DV)も子どもへの虐待になるとされています。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」では、「配偶者等から暴力を受けた経験のある」割合が12.2%となっており、そのうち「誰かに相談した」割合は約3割にとどまっています。

【方向性】

- ◇ DVを根絶するためには、配偶者等からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要です。
- ◇ 「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。
- ◇ 関連機関に適切な情報提供を行い、連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
14	DVの未然防止と早期発見のための啓発	DVを根絶するためには、配偶者等からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要である。DVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努める。	平和と人権課
15	児童虐待への対応と防止に関する取組	関係各課及び各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	子ども家庭支援センター

※性暴力

ドメスティック・バイオレンス、強姦、強制わいせつ、子どもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等といった性に基づく暴力行為。また本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為で、性的な画像を見せることや、言葉による嫌がらせも含まれる。



【 現状と課題 】

- ◆ 配偶者等からの暴力は、被害者が他人に相談しにくいことや人の目につきにくい家庭内で発生していることなどから、被害が潜在化する傾向にあります。
- ◆ 被害者の中には、経済的な理由で暴力から逃れることができないケースも多く、安全確保と合わせた自立支援を行う必要があります。
- ◆ 被害者の安全確保のため、プライバシー確保の徹底による二次被害の防止が求められます。
- ◆ 被害者支援にあたっては、関係機関の連携により、早期の発見から自立まで切れ目ない専門的な支援を行う必要があります。

【 方向性 】

- ◇ 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。
- ◇ DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
16	被害者の安全確保と自立支援	被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施する。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携しながら被害者一人ひとりの状況に応じた支援を行う。	平和と人権課 関連部署
17	市の体制整備と連携強化	被害者の安全安心を守るための情報管理の徹底及び市内DV対応マニュアルの必要に応じた見直しを行う。関連窓口を含む職員に対しDV被害者対応に関する研修を行う。また、連携を強化するため、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を開催し情報交換を行う。	平和と人権課 関連部署

施策3 性犯罪・性暴力・ハラスメント等未然防止のための取組の充実

【現状と課題】

- ◆ 近年、出会い系サイトやSNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪・性暴力等が多様化し、若年層への被害が増加しているとされています。さらに、インターネット等を介して性的な画像（ディープフェイク※を含む）を拡散されるなどのデジタル性暴力についても問題視されています。
- ◆ 内閣府を中心とした関係府省が連携して令和5（2023）年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」をとりまとめ、令和5（2023）年度から7（2025）年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置付け、取り組みを強化してきました。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などの性別に起因するさまざまなハラスメントは、暴力であり重大な人権侵害です。これは男女平等の社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題であり、また男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。
- ◆ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントについては、男女雇用機会均等法や、令和7（2025）年6月11日に公布された改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、企業に対する指導等を徹底するとともに、これらのあらゆるハラスメントの行為者に対する厳正な対処と再発防止策を講じ、被害者の精神的ケアを強化する必要があります。

【方向性】

- ◇ 若年層に対して、暴力被害を未然に防ぐため、正しい知識を得られるよう意識啓発を行います。
- ◇ 被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行います。
- ◇ 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまなハラスメントやいじめなどすべての暴力を防止するために情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者への相談を実施します。

※ディープフェイク

「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」を組み合わせた造語で、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいう。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
18	若年層及び教育現場に向けた意識啓発	若年層に対して、デートDV※やリベンジポルノ※、JKビジネス※等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行う。	平和と人権課 セーフティネット コールセンター 教育指導課
19	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	雇用の場や様々な場面における暴力・ハラスメントの防止に向けて啓発・情報提供を行う。 また、相談員・教職員の対応力向上に向けた取組を行う。	職員課 平和と人権課 セーフティネット コールセンター 教育指導課

※デートDV

結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。

※リベンジポルノ

本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。

※JKビジネス

女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。

施策4 性犯罪・性暴力・ハラスメント等被害者支援の充実

【 現状と課題 】

- ◆ 性犯罪・性暴力による被害は、トラウマとなり心身ともに長期にわたる影響が懸念されます。回復に向けて、カウンセラーや医療機関などの専門機関との連携が必要です。
- ◆ 特に子どもや障害のある女性(児)は性被害を受けた場合、被害が潜在化しやすいため、子どもの発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要です。
- ◆ 被害者が孤立することなく必要な支援につながるよう、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図るとともに、支援情報の発信力を高めていくことが求められます。

【 方向性 】

- ◇ 関連機関等と連携した支援を図るとともに専門の支援機関等の紹介を行います。
- ◇ 相談窓口の周知や情報提供を図り一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
20	関連機関との連携による被害者支援と相談窓口等の周知	被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知を徹底し、その他の情報提供を合わせて行う。	セーフティネット コールセンター 子ども家庭支援センター 平和と人権課

基本目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり

<日野市女性活躍推進計画（施策1～5）>

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

【現状と課題】

- ◆ 「女性活躍推進法」の期限が10年延長され、令和18（2036）年3月31日までとなりました。女性の活躍が成長戦略の中核に位置づけられ、女性が置かれている状況に関心が向けられがちですが、男性も含めたあらゆる個人、家族・世帯の問題であり、女性活躍を推進することは誰もが暮らしやすい社会の実現にもつながります。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、ワーク・ライフ・バランスについて、「言葉も内容も知っている」の割合が過半数を超え、認知度が向上していることがわかります。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」かについては、賛成が19.3%、反対が79.3%で、令和元年度の調査結果と比べると反対が増加しており、固定的性別役割分担意識の改善が見られます。
- ◆ しかしながら、依然として女性が「家事・育児・介護」の多くの時間を担っている状況であり、共働き世帯の増加により家族の在り方が変化してきている中で、「家事・育児・介護」においても男性が主体的に役割を果たしていくことが重要となっています。

【方向性】

- ◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運の醸成、固定的性別役割分担意識の解消についての啓発が必要です。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
21	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	家庭における家事や子育て、介護等の責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、意識固定的性別役割分担意識が解消するよう情報提供を行う。	平和と人権課



【 現状と課題 】

- ◆ 女性が出産後も働き続けられるために必要な取組として、多様な働き方に対応した保育サービスの充実が求められています。
- ◆ 高齢化の進展に伴い要介護者の人数が増加しています。高齢者の子や子の配偶者が介護にあたる場合も多く、介護と仕事の両立が困難で仕事を続けられなくなる介護離職者の増加が問題となっています。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、女性が出産しても同じ職場で働き続けるために必要なことについて、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が7割以上と高くなっており、男女平等社会の形成のために市が取り組むべきことについては「保育・介護制度の充実」の割合が最も高くなっています。
- ◆ ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、自立の促進、子育て・教育支援等、個人のさまざまな事情に沿った切れ目のない支援が必要です。

【 方向性 】

- ◇ 介護者や子育て中の親が性別を問わず働き続けられるよう、また、ワンオペ育児※などにより孤立することがないように、多様な保育・介護サービスを行います。
- ◇ 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭をサポートするための相談・支援体制を充実します。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
22	子育て支援の充実	男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立し、さまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施する。	保育課 子ども家庭支援センター 子育て課 発達・教育支援課
23	介護者への支援	家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外のサービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行う。	高齢福祉課 介護保険課
24	ひとり親家庭への支援	生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、これから離婚を考えている方や、実質ひとり親の方も含め相談体制の充実、情報提供、経済的支援など自立に向けたサポートを関係各課と連携しながら行う。	セーフティネット コールセンター 関係各課

※ワンオペ育児

配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児をこなさなくてはならない状況のこと。ワンオペレーション育児の略。



【 現状と課題 】

- ◆ 長時間労働の慣行や、育児や介護休業制度等を利用しづらい風土や職場環境などは、女性だけでなく男性にとっても仕事と子育てや介護等の両立の妨げとなっている現実があります。
- ◆ これまでの長時間労働を前提とした働き方の見直しや、昨今の感染症対策にともなう働き方の見直しを背景に、さらなるテレワークの推進による多様な働き方の構築など、男女がともに家庭での役割を担うことができる職場環境の整備や意識の醸成が必要です。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、育児・介護休暇を取りやすくするために必要なことは、「職場に利用しやすい雰囲気があること」、「上司や同僚などの協力があること」が共に7割以上を占めており、職場での働き方に関する意識改革が必要なことがうかがえます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なことは、「柔軟な働き方の選択」、「長時間労働の是正」、「育児休暇・介護休暇の取得が不利とならない人事制度」が高く、働き方に関する職場環境の改善が求められているほか、職場や上司、家族の理解協力が得られることなど、職場だけでなく社会全体における理解促進と意識の醸成が課題となっています。
- ◆ 「女性活躍推進法」では、働くことを希望する女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主の女性の活躍推進に向けた取組について定めています。

【 方向性 】

- ◇ ワーク・ライフ・バランス意識の醸成や職場環境の整備を推進できるよう企業・事業所へ情報提供や啓発を行います。
- ◇ 育児休業制度の取得促進や介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、育児や介護を担うことができるよう相談事業や情報提供を行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
25	企業・事業所等への働きかけ	企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行う。	産業振興課 平和と人権課
26	労働に関する相談と雇用における男女平等の推進のための情報提供	女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供を行う。 また、就業やキャリア形成に向けた情報提供を行う。	市長公室 産業振興課 平和と人権課
27	多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりを推進するための情報提供	長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	産業振興課 平和と人権課



【 現状と課題 】

- ◆ 働く場においては、長時間労働や転勤が当然といった考え方が依然として根強いものであり、家事や育児と仕事の両立が難しく、就労の継続や再就職を困難にするひとつの要因となっています。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、女性が職業を持つことについて、「家族や自分の状況に応じて柔軟に対応するのが良い」が6割以上と最も高く、女性が結婚や出産といったライフイベントを経ても、仕事を継続していくことは望ましいとの考えが、男女ともに定着してきていることが伺える一方、「女性が柔軟に対応するもの」と考えられている傾向にあることに留意が必要です。
- ◆ 女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、女性のキャリア形成を促進するための支援が重要です。女性の少ない業種・職種においても就業が促進されるよう取り組みが必要です。

【 方向性 】

- ◇ 女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は就労を中断しているがいつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内でできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした再就職へのキャリアプランづくりを支援します。
- ◇ 女性の多様な働き方を支援するための情報提供や、女性が少ない分野での就業推進や女性農業者への支援を充実させ、すべての女性が自らの可能性を広げられる社会の実現を目指します。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
28	女性への就業支援と情報提供	関係団体と連携し、再就職を支援する講座等を実施し、女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	産業振興課 平和と人権課
29	女性が少ない分野への就業の推進	女性が少ない分野への就業について、啓発や情報提供を行う。また、女性農業者への支援を行う。	平和と人権課 都市農業振興課



【 現状と課題 】

- ◆ 女性の就業率が上昇し共働き世帯が増加する中で、これまで女性が中心に担ってきた「家事・育児・介護」について、男性も主体的に役割を果たすことが求められています。
- ◆ 家庭における家事や子育て等の責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性の社会参画を促進するためには、男性が妊娠・産前・産後等における心身の変化を理解し、家事や子育て等に参画できるよう働き方の見直しなどの環境整備を進めることが必要です。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」かについては、賛成が19.3%、反対が79.3%で令和元（2019）年の調査結果と比べると反対が増加しており、固定的性別役割分担意識の改善が見られます。しかしながら、平日の家事従事時間は女性で2時間～4時間未満が29.2%で最も高いのに対して男性は30分未満が23.4%で最も高く、女性の家事負担が大きいことがうかがえます。

【 方向性 】

- ◇ 男性の家庭や地域活動への参画を促進するため、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発と情報発信を行います。
- ◇ 男女がともに子育てを担うには、男性が子育てに関わるきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。子育てをしながら仕事や地域生活を両立できるよう、発信・情報提供を行い、男性の子育て参画を支援します。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
30	男性への家庭参画や地域コミュニティ等に関する情報提供<新規>	ワーク・ライフ・バランスの推進には女性だけでなく男性が積極的に家庭や地域活動に参画することが不可欠である。固定的性別役割分担意識を解消し、男性が参画しやすい意識啓発及び情報発信を行う。 <新規>	高齢福祉課 平和と人権課 保育課 子ども家庭支援センター

施策6 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の充実 ★



【 現状と課題 】

- ◆ 近年は温暖化の影響等による自然災害が多発しています。防災分野においては、女性の視点を踏まえた災害用備蓄品の充実や避難所における性犯罪・性暴力の防止などさまざまな対応が求められており、平時から女性の参画を進めることが求められます。
- ◆ 令和6（2024）年能登半島地震においても、「避難所の運営において、女性や多様な人々のニーズが十分に把握されていなかった」、「避難所における炊き出しなどの労働は、主に女性が、長時間にわたり、無償で担っていた」等、過去の災害で繰り返し女性たちが直面した困難が、今回もまた課題として生じていたことが明らかになっています。
- ◆ こうした課題の根底には固定的性別役割分担意識が影響していることを踏まえ、防災に関する会議への女性委員の登用、男女平等参画の視点を踏まえた避難所運営等の取り組みが必要です。

【 方向性 】

- ◇ 男女平等参画及び多様な視点を取り入れた防災対策を推進できるよう取り組みを行います。
- ◇ 災害時の多様なニーズに対応した避難所運営や施設整備を行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
31	防災対策における男女平等参画推進	防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行う。	平和と人権課 防災安全課
32	多様な視点を取り入れた防災対策の推進	災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をする。避難所等で多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等の充実を図る。	平和と人権課 市民部・教育部各課 防災安全課

基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり

<日野市女性活躍推進計画（施策1、4）>

施策1 行政の政策決定過程における女性の参画促進

【現状と課題】

- ◆ 性差別、固定的性別役割分担意識及び偏見などにより、男女は社会や家庭において異なる状況にあります。そのため、行政の政策決定過程はもちろんあらゆる分野において男女が対等に議論する機会を持つことが、男女平等社会の実現のために不可欠です。男女平等参画の考え方を広く普及し、女性委員がない審議会・委員会をなくすため、女性が参画できる体制を整えます。
- ◆ 日野市の女性委員の登用状況をみると令和7（2025）年度には100の審議会・委員会があり、うち女性委員を含むものは89.0%、女性委員の割合は36.0%でした。

【方向性】

- ◇ 女性が政策決定の場に積極的に参加できるよう、委員会などの男女比率の適正化に向け、女性が参加しやすい環境づくりや女性委員割合の増加の推進を行います。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
33	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がない審議会・委員会などをなくすよう促す。会議等の実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していく。	平和と人権課



【 現状と課題 】

- ◆ 市職員は、ジェンダーの視点、人権尊重の視点を持って事業を実施する必要があります。日野市における男女平等推進の総合的な窓口として、また、情報提供・発信、相談、地域交流支援を行う市民の活動拠点として、男女平等推進センター「ふらっと」を設置しています。
- ◆ 「市民意識アンケート結果」によると、男女平等推進センターを知っているかについて「知らない」が7割を超える結果となり、認知度が低いことがわかったことから、センターの認知度を上げ、相談体制を充実していくことが求められます。
- ◆ 苦情処理制度は、人権侵害などを是正する仕組みであるとともに、市の施策・事業をジェンダーの視点から改善につなげる有効な制度です。苦情処理制度を市民が利用しやすいよう、その周知が必要です。
- ◆ 市の施策・事業をジェンダーの視点を持って実施するため、職員一人ひとりの男女平等に関する認識を深める必要があります。また、市内事業所のひとつとして、市役所が率先して庁内の男女平等を推進し、先導的な働きをすることも必要です。

【 方向性 】

- ◇ 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行います。
- ◇ 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、周知を図ります。
- ◇ 率先行動として、庁内の男女平等参画を推進するための取組を行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
34	男女平等推進センターの機能の充実	男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直す。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行う。男女平等に関する相談を幅広く受ける苦情処理相談窓口の周知を図る。また、男女平等の認知を拡大するため、情報発信拠点として適切な広報活動・PRを行う。	平和と人権課
35	庁内推進体制の充実	事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図る。	平和と人権課

施策3 市民・事業者等との連携による男女平等参画の推進



【現状と課題】

- ◆ 高齢人口の増加や家族形態が変化する中で、男女が身近な地域で対等な構成員として参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。
- ◆ 社会的気運の醸成のため、多くの市民が参加したい、見たいと思う男女平等に関するイベントを開催したり、情報誌を発行することが必要です。また、男女平等参画の視点を持ち活動を行っている市民や団体・事業者等との連携も必要です。

【方向性】

- ◇ 市民や団体・事業者等との連携を強化し、情報提供や活動支援を通じて参加しやすい環境づくりを行います。

【事業】

No.	事業名	内容	担当課
36	市民・事業者等との連携強化と市民主体の参画促進	市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行う。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援する。	産業振興課 平和と人権課 企画経営課

施策4 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実



【現状と課題】

- ◆ 市内の事業所に男女平等参画を働きかけていくうえで、市役所が市内事業所に模範を示すことが必要です。市内の一事業所として、庁内の男女平等参画の推進に取り組みます。
- ◆ 市職員一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに、ワーク・ライフ・バランス等に配慮し、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組み、市職員自ら男女平等参画を実践することが求められます。

【方向性】

- ◇ 日野市特定事業主行動計画を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

【 事業 】

No.	事業名	内容	担当課
37	男女平等の理解を深める研修の実施	男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行う。	職員課 平和と人権課 教育指導課
38	男女が対等に働く職場づくり	市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進める。また、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	職員課 教育指導課
39	ハラスメント相談及び防止体制の充実	改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、パワー・ハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行う。 さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実する。	職員課 教育指導課

第 5 章

男女平等を推進する体制

1 計画推進のための連携

この計画の理念に掲げる、「多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会」の実現のためには、計画の中に体系立てた施策・事業を総合的に展開するとともに、すべての施策・事業に男女平等参画の視点を反映させていくことが必要です。

そのためには、市だけではなく市民、事業者、各団体等が協働し、市全体で取組を推進していくことが重要です。さらに、施策・事業の内容によっては、市が国、東京都、他の自治体と連携していくことで、効果が大きく向上するものもあります。

多様な主体による連携を維持・強化していくことにより、この計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

男女平等関連の施策・事業は、その内容が非常に広範で多岐にわたります。市内においては、計画に盛り込んだ内容を効果的に進めるため、市長を本部長とする「日野市男女平等行政推進本部」を中心に、平和、人権、男女平等、多文化共生等の施策を包括的に推進する「平和と人権課」において、総合的な調整を行いながら諸課題に対応していきます。

さらに、関連する重要事項については、公募市民等で構成する「日野市男女平等推進委員会」に意見を求め、その調査・研究結果をしっかりと活用しながら進めます。

また、地域においては「日野市立男女平等推進センター」を引き続き男女平等参画推進の拠点施設として位置づけ、事業実施、情報発信、相談窓口の場として活性化していきます。同時に、男女平等推進センターと担当主管課の機能・体制等についても発展的に方向づけをしていきます。

3 計画の進行管理体制

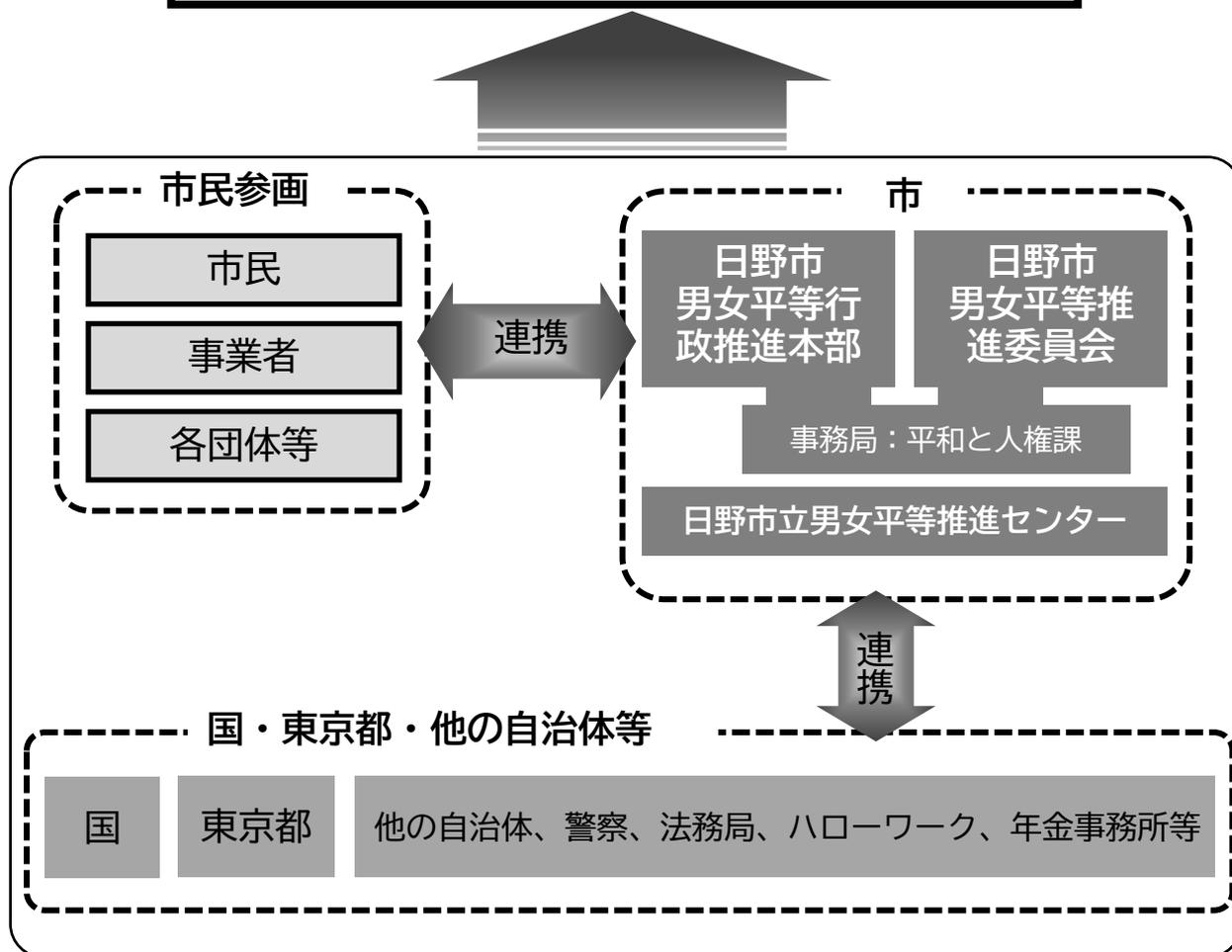
計画の着実な実行のためには、計画期間内の各年度に、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒評価後の措置（Action）のマネジメントサイクルをしっかりと展開することが重要です。

確実にこれを行うために、年度ごとに施策・事業の実施結果を事業内容と指標に照らし合わせ、推進状況を確認する作業を実施します。これについては市民・事業者等にも意見を求めていきます。

これらの結果については、「日野市男女平等行政推進本部」に報告し、次年度以降の施策・事業の展開に確実に反映させます。

4 男女平等を推進する体制のイメージ

多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会の実現



日野市男女平等行政推進本部

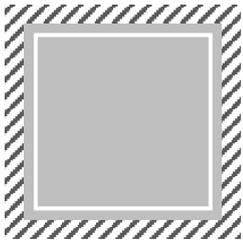
男女平等施策を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とし、庁内の全体的な調整を行う組織。また、行動計画に盛り込まれた施策・事業の推進状況を確認し、進行を管理する。

日野市男女平等推進委員会

男女平等社会を推進するため、「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に基づき設置。市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向けた基本的かつ総合的な施策及び重点事項の調査検討を行い、意見を述べる。

日野市立男女平等推進センター

地域における男女平等参画社会の推進のため、平成16年に多摩平の森ふれあい館に設置した施設。男女平等に関する講座、講演会の実施、情報提供、相談業務、地域で活動する団体等への活動場所の提供を行う。



参考資料

1 男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち日野市は
一人ひとりが男女平等のもとに
互いの個性と能力を尊重し
豊かに暮らせる社会をめざして
ここに男女共同参画都市を宣言します。

- 1 互いに地域で支え合う 安心して暮らせるまちをめざします
- 1 家事・育児・介護・仕事を分かち合う 共同参画のまちをめざします
- 1 互いの生き方を理解し合う 自立と共生のまちをめざします
- 1 互いの人権を認め合う やさしい平和なまちをめざします

平成10年9月28日 議決

日 野 市

2 日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例

平成13年条例第30号

最終改正：令和4年条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画（第9条—第11条）

第4章 苦情等の処理（第12条）

第5章 日野市男女平等推進委員会（第13条—第19条）

第6章 雑則（第20条）

付則

わが国では、日本国憲法において、法の下での平等を基本に個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権が定められている。

しかし、家父長制等の長い歴史と伝統の中で、男尊女卑の社会慣行や性別による固定的な役割分担意識が永年にわたり根強く残り、現在に至るまで政治や経済、社会、文化等のあらゆる活動において女性の活躍に幅広い制約を受けてきた。

このような中、世界女性会議における成果や「女子差別撤廃条約」批准等の国際的な動きを受けて、わが国でも、男女の平等を目指す法整備が急速に行われ、平成11年「男女共同参画社会基本法」が制定された。

日野市においては過去、女性を中心とする地域福祉面での意欲的かつ地道な活動をはじめ、女性センターの開設、行動計画の策定、また女性の社会参画の促進と生活文化向上を目指した「日野市女性社会事業協会」の設立を早期に実現してきた。さらに平成10年9月には「男女共同参画都市」を宣言し、積極的な施策を展開している。

しかしながら、性別に起因する人権侵害や暴力、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が存在しており、男女の格差解消に至るには、今もなお、課題は残されている。また、多様な性の在り方に関する理解が進んでいない現状や性自認、性的指向などを理由とする偏見、差別などの課題も存在している。こうした課題を解消するためには、性別等にかかわらず、対等な立場でともに支え合い、理解し合い、認め合うまちを目指し、市民及び事業者と連携、協力をして最優先に取り組むことが必要である。

以上を踏まえ、すべての市民が人権尊重を基に性別等にかかわらず、多様な生き方を認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができ、またともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指して日野市はここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）における男女平等の推進に関する基本理念を定め、その実現に向けて市、地域における各種団体等を含む市民（以下「市民」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人ひとりが男女平等の意義を理解し、すべての人が自らの意思と責任において家庭生活

と職業生活の両立を図りつつ社会活動に参画することにより、豊かで活力ある真の男女平等社会を実現することを目的とする。

(令和4条例45・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等 性別等にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。

(2) 性別等 性別及び男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認及び性的指向を含む。)をいう。

(3) 性自認 自己の性別等に対する認識をいう。

(4) 性的指向 恋愛や性的な関心がどの性別等に向くか又は向かないかを表すものをいう。

(5) パートナー 人生を共に歩む伴侶のことをいう。

(6) パートナーシップ 互いをパートナーとし、互いの人権を尊重し、協力し合うことを約した継続的な2人の者の関係をいう。

(7) 配偶者等 配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー及び他の地方自治体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けている者、交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手をいう。

(8) 暴力 身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(9) 積極的格差是正措置 雇用をはじめ政治、経済、教育等の分野で、男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか少ない方に対し、当該機会をより多く提供することをいう。

(10) セクシュアル・ハラスメント 端的には「性的いやがらせ」をいい、相手方の意に反する身体への不必要な接触や性的強要などの言動で、その拒否的対応によってはさらに不利益を与え生活環境を悪化させることをいう。

(11) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(12) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 平成6年にエジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議」で確認、提唱された、女性の性と生殖に関する健康及び権利であり、個人が自分の体や健康について正確な情報及び知識を持ち、出産する子どもの人数、出産時期、避妊の方法等を自分の意思で選択する自己決定権利をいう。

(令和4条例45・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女平等の推進は、次の基本理念に基づいて、積極的に取り組まなければならない。

(1) すべての人が、性別等により差別されたり、暴力を受けたり、固定的観念を押しつけられたりすることがなく、一人の人間として人権が尊重されること。

(2) すべての人が、自己の意思と責任により多様な生き方を選択でき、かつ、その生き方が尊重されること。

(3) すべての人が、家庭、地域、職場、学校を含む教育の場その他社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合うこと。

(4) 市の施策及び事業者における方針の決定過程にすべての人が平等に参画する機会が確保され、その能力を十分発揮できること。

(5) すべての人の性自認及び性的指向が尊重され、誰からも干渉されたり、侵害を受けたりしないこと。

(令和4条例45・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け積極的格差是正措置を含む施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者が男女平等の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、将来を担う子どもたちに対し、男女平等教育を積極的に推進しなければならない。

3 市は、男女平等の推進に当たり、市の独自性を生かした施策を推進するとともに、国、東京都その他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け理解を深め、あらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、性別等による差別やセクシュアル・ハラスメント、暴力行為に対して弱者が泣き寝入りしないよう根絶に向け勇気を持った行動に努めるものとする。

(令和4条例45・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け、個人の能力を適切かつ公平に評価し、その事業活動において率先して男女平等の推進に努めなければならない。

2 事業者は、当該事務所又は事業所内に存在している男女の格差や性別等による差別については、積極的に改善及び是正を図る等体制整備に努め、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、当該事務所又は事業所内の従業員に対し、仕事における職業生活と育児や介護等の家庭生活を両立させるための支援に努めなければならない。

(令和4条例45・一部改正)

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等

(令和4条例45・章名追加)

(性別等による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、あらゆる分野において、性別等を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等又は配偶者等であった者に対して、暴力を行使してはならない。

4 前3項に掲げる行為について、市は、法令の定めるところにより関係機関と連携し、その根絶のための対策に努めなければならない。

5 何人も、性自認、性的指向等の公表に関して、いかなる場合であっても、本人に対し強制又は禁止し、若しくは本人の意に反して行ってはならない。

(令和4条例45・一部改正)

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメントを助長し、若しくは連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画

(令和4条例45・旧第2章線下)

(基本施策)

第9条 市は、男女平等社会を実現するため、第4条に基づき、次に掲げる基本施策を行う。

(1) 男女平等の推進に関する情報収集を行い、分析するとともに、その情報を市民及び事業者が理解を深めるためこれらの者に対し提供し、あらゆる分野における男女平等を広く推進する。

(2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、性別等を理由に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力する。

(3) 市の設置する審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置として第10条に定める行動計画に数値目標を定め、性別等に起因する機会の不均衡が生じないように努める。

(4) 家庭責任をもつすべての人が、家庭生活及び職業生活等におけるあらゆる活動を両立できるように必要な支援を行うとともに、あらゆる分野における男女平等社会が実現されるまで、相談業務を行う。

(5) すべての人が互いの性を理解し、真のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを理解し、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、妊娠や出産についても自己決定することができるよう啓発する。

(6) 男女平等社会の実現に向けた事業等を実施するとともに、市民や事業者が男女平等社会の実現に向けた自立向上を目指す取組に対して支援をし、また就労を目指す市民に対し積極的に支援をする。

(7) 子どもたちが、性別等にかかわらず、持てる能力を十分に伸ばし、将来に向け、社会のどの分野においても活躍できるような教育環境を整える。

(8) あらゆる暴力の根絶に努め、配偶者等又は配偶者等であった者からの暴力被害を受けたことによる緊急保護の要請が生じた場合は、二次的被害が起きないように十分配慮するとともに、被害者の身の安全確保を図り、一時的に保護する等の支援等に努め、また加害者を暴力の連鎖から解放するための支援にも努める。

(令和4条例45・一部改正)

(パートナーシップ制度)

第9条の2 パートナーシップに係る証明の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、パートナーシップ宣誓をしたことを証する書類(以下「証明書」という。)を交付するものとする。

3 事業者は、前項の規定により、証明書の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)から当該証明書の提示があったときは、当該証明書に記載されている情報の取扱いについて被交付者の意思を十分に確認する等、必要な措置を講じなければならない。

4 前3号に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(令和4条例45・追加)

(行動計画)

第10条 市長は、第3条に定める基本理念にのっとり、第9条に定める基本施策及び前条に定めるパートナーシップ制度の総合的かつ計画的な推進を図るため、あらゆる分野における男女平等社会の実現に向け、具体的なプログラム等を設定した行動計画を策定する。

2 市長は、前項の規定により行動計画を策定するに当たって、あらかじめ第13条で定める日野市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 前項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(令和4条例45・一部改正)

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等の推進状況を明らかにするため、行動計画に基づいた施策の実施状況等について毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 苦情等の処理

(令和4条例45・旧第3章線下)

(苦情処理窓口の設置)

第12条 市が実施する男女平等の推進に関する施策等についての苦情又は性別等による差別による不利益、セクシュアル・ハラスメント若しくは暴力等により人権を侵害された場合における市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理窓口を置く。

2 前項に規定する苦情又は申出は、前項の苦情処理窓口を通して行うものとする。

3 市長は、市民から前項の規定による苦情又は申出があった場合において、必要に応じて当該苦情の原因となった施策を行う関係機関等に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し指導、助言、是正の要望等を行うことができる。

4 第2項による市民からの申出により、前項による関係機関等で対応不可能な事案の場合は、申出者に対し当該事案を処理することができる機関を照会する等、申出者に対し適切な対応措置を講ずるものとする。

5 市長は、第2項の規定による申出について、適切かつ迅速に対応し、前2項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理相談員（以下「相談員」という。）を置くことができる。

6 相談員は、2人以内とし、男女平等問題について深い理解と見識のある者のうちから市長が委嘱する。

7 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、申出に関する必要な事項は、規則で定める。

(令和4条例45・一部改正)

第5章 日野市男女平等推進委員会

(令和4条例45・旧第4章線下)

(設置)

第13条 男女平等社会を推進するため、日野市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第14条 推進委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 満18歳以上で日野市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者（公募による。） 4人

(2) 学識経験者及び有識者 4人

(3) 男女平等問題学習団体等の代表 2人

2 委員の男女構成については、男女いずれか一方の性が4割未満とならないようにしなければならない。

（令和4条例2・一部改正）

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回のみとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第16条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第17条 推進委員会は、会長が招集する。

（会議）

第18条 会長は、推進委員会において会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提供を求めることができる。

（推進委員会に関し必要な事項）

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 雑則

（令和4条例45・旧第5章線下）

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例については、条例施行後5年を目途として、条例の施行状況等を勘案して、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則（令和4年条例第2号）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の日野市男女平等基本条例第14条第1項第1号の規定は、施行日以後に市長が委嘱する委員について適用し、施行日前に市長が委嘱した委員については、なお従前の例による。

付 則（令和4年条例第45号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

最終改正：令和7年法律第80号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員
その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任
期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置
は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の
各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和七年六月二十七日法律第八十号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行
する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 東京都男女平等参画基本条例

平成12年条例第25号

最終改正：令和4年条例第88号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第11条）

第3章 男女平等参画の促進（第12条・第13条）

第4章 性別による権利侵害の禁止（第14条）

第5章 東京都男女平等参画審議会（第15条—第19条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(都の附属機関等における委員構成)

第十二条の二 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、都の附属機関及びこれに類似する機関(以下「都の附属機関等」という。)の委員を選任するに当たっては、知事が別に定めるものを除き、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるよう努めなければならない。

2 都の附属機関等は、一つの性の委員のみで組織しないものとする。

(令四条例八八・追加)

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第4章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第5章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるように選任しなければならない。

(令四条例八八・一部改正)

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(令和四年条例第八八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都男女平等参画基本条例第十二条の二の規定は、この条例の施行後に選任される都の附属機関及びこれに類似する機関の委員について適用する。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

最終改正：令和5年法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰

することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当

該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により策定

平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげるのが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年法律第64号

最終改正：令和7年法律第63号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を

円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第

十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選

択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽

の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長其他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第三章 補導処分（第十七条―第三十三条）

第四章 保護更生（第三十四条―第四十条） 」

附則

を「附則」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「とともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」を削る。

第三章及び第四章を削る。

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十二年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に收容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三

項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の收容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の項を削る。

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十条」に改める。

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法（昭和三十二年法律第百九号）第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法（昭和三十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「疑」を「疑い」に、「左の」を「次の」に改める。

第四十三条第一項中「行ない」を「行い」に改め、「若しくは補導処分」を削る。

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法（昭和三十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項第三号中「、少年鑑別所法」を「及び少年鑑別所法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院」を削る。

（社会福祉法の一部改正）

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十九条 出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法」を「又は少年法」に改め、「、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の処分を受けて退院するとき」を削り、同条第四項中「若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合」を削る。

第六十三条第一項中「若しくは婦人補導院」を削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、「若しくは婦人補導院」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和三十八年法律第十四号）第五十八条の五
- 二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号
- 三 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、婦人補導院」を削る。

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「収容保護」を「同項に規定する自立支援」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正）

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第一項」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設(同号において「女性自立支援施設」に改める。

第四条第一項第四号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

- 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号
- 二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「。次号において同じ」を削り、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項第一号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同条第四項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二十七条の見出し中「市」を「市町村」に改め、同条第一項第一号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第二号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、「含む。)」の下に「及びこれに伴い必要な事務」を加え、同項第三号中「都道府県知事の委嘱する婦人相談員」を「都道府県が置く女性相談支援員」に改め、同条第二項中「市」を「市町村」に、「その長の委嘱する婦人相談員」を「市町村が置く女性相談支援員」に改める。

第二十八条第二項第二号中「市」を「市町村」に改める。

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

第十三条中「、婦人補導院の長」を削る。

第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十三条第一項第二号中「並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項」を削り、同項第三号中「並びに売春防止法第二十五条第四項」を削る。

第二十七条第三項中「若しくは婦人補導院」を削り、「、少年院の長又は婦人補導院の長」「又は少年院の長」に改め、同条第四項中「（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」及び「（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十九条第一号中「この法律及び売春防止法の定めるところにより、」を削る。
（更生保護法の一部改正に伴う調整規定）

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法」に改める。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち児童福祉法第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち第二十三条の三中「売春防止法第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

本則に次の一条を加える。

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の一部改正）

第十条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち更生保護事業法第二条第二項第十号の改正規定中「同項第十号」を「同項第九号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条中売春防止法第十七条第一項の改正規定、同法第二十六条第二項の改正規定並びに同法第三十二条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第二百二十一条に次の一号を加える。

八十九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二十三条第四百七十一条中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第九号」に改める。

第四百八十四条第二項中「及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項」を削り、同条第三項を削る。

(法務省設置法の一部改正)

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「、補導処分」を削り、同項第十五号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

第八条第一項中「婦人補導院」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除

十六条第一項中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9 第5次日野市男女平等行動計画の策定経過

「日野市男女平等推進委員会」に意見を聴き、第4次日野市男女平等行動計画の策定作業を進めてまいりました。

推進委員会	月 日	内 容
令和6年度 第1回推進委員会	令和6年 7月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任について ・第11期日野市男女平等推進委員会に意見を求める事項について ・第4次男女平等行動計画令和6年度評価スケジュールについて ・男女平等に関する市民意識調査について
第2回推進委員会	12月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次日野市男女平等行動計画 3か年(令和3年度から5年度)の評価結果総括及び課題について ・男女平等に関する市民意識アンケート結果について ・第5次日野市男女平等行動計画策定における課題について
第3回推進委員会	令和7年 2月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次日野市男女平等行動計画体系図(案)について ・令和7年度日野市男女平等推進委員会開催スケジュールについて
令和7年度 第1回推進委員会	5月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次日野市男女平等行動計画の体系・施策(案)について ・第4次男女平等行動計画令和6年度評価スケジュールについて ・男女平等についての市民意識アンケート調査結果報告書について ・パブリックコメントについて
第2回推進委員会	7月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次日野市男女平等行動計画の体系について ・第5次日野市男女平等行動計画 計画素案について ・第5次日野市男女平等行動計画 取組案について
第3回推進委員会	9月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次日野市男女平等行動計画の体系確定について ・第4次日野市男女平等行動計画 令和6年度評価の総括について
令和7年10月6日(月)～ 11月4日(火)		パブリックコメント
第4回推進委員会	11月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第5次日野市男女平等行動計画 計画書素案について
第5回推進委員会	令和8年 1月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次日野市男女平等行動計画 計画書について

10 第11期日野市男女平等推進委員名簿

区分	役職	氏名	性別	所属
有識者 (4人)	会長	寺田 征也	男	明星大学人文学部人間社会学科教授
	副会長	田中 正浩	男	実践女子大学生活科学部生活文化学科教授
	委員	本間 陽子	女	八王子市男女共同参画センター女性相談員
	委員	橋本 恭子	女	日本社会事業大学・津田塾大学・東洋大学・ 横浜創英大学 非常勤講師
市民 (4人)	委員	瀧澤 清美	女	公募市民
	委員	清水 邦夫	男	公募市民
	委員	飯田 順子	女	公募市民
	委員	林 和彦	男	公募市民
(2) 団体 人	委員	野原 洋	男	日野青年会議所副専務理事
	委員	山田 有司	男	日野法人会常任理事

11 用語解説

あ行

◆育児休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって、原則として子が1歳に達するまでの間、育児休業を取得することができる制度です。（一定の範囲の期間雇用者も対象となります。）特別な事情がある場合、子が1歳6か月まで延長可能であり、さらに事情が継続する場合には、最長2歳に達するまで取得することができます。

◆SDGs

「持続可能な開発目標」のこと。2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

◆NPO（Non Profit Organization）

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。男女共同参画をはじめとして、福祉、まちづくり、環境等さまざまな分野で活動を行っています。

◆M字カーブ

女性の生産年齢（15～64歳）の労働力率を年齢階級別にみると、日本においては現在「25～29歳」と「45～49歳」が左右のピークで「35～39歳」が谷底になる形のM字型のカーブを描いていますが、近年、M字型の谷底の値は上昇しています。このM字カーブは、日本や韓国などに独特なもので、結婚・出産で退職し、育児後再就職するライフスタイルをとる女性が多いと、M字カーブができます。保育政策の進んでいる北欧諸国などではこういった出産・育児期の落ち込みは見られず、台形のカーブを描いています。

◆L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にみると、日本では「25～29歳」でピークを迎えた後、結婚や出産を契機に大きく低下し、その後も回復せず低い水準で横ばいとなる形を描いています。このグラフの形がアルファベットの「L」に似ていることから、L字カーブと呼ばれています。近年、女性の就業率全体は上昇しM字カーブの谷は浅くなりつつあります。また、女性全体の正規雇用率も改善傾向がみられています。しかし、年齢階級別にみると依然としてL字カーブが残存し、出産・育児期を経た後の正規雇用比率が十分に回復しないという課題が続いています。

◆エンパワーメント

社会・組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつけるという意味の言葉です。1980年代における女性の権利獲得運動のなかで使われるようになった言葉で、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京開催）、世界女性2000年会議（ニューヨーク開催）などでも「女性のエンパワーメント」が主要課題とされ、平成22年（2010年）北京+15再検討会合では、国際的に合意された開発目標を達成するための「宣言」や「行動綱領」を実施する必要性が強調されました。さらに、平成27年（2015年）の持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGs（持続可能な開発目標）の一つとして「ジェンダー平等の達成とすべての女性・女児のエンパワーメント」が明確に位置づけられました。

か行

◆介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって要介護状態にある家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫など厚生労働省令で定める者）一人につき、通算93日まで、最大3回に分割して介護休業を取得することができます。休業中の所得保障として雇用保険より介護休業の開始の日から通算93日まで、介護休業給付金（賃金の67%）が支給されます。

◆キャリアプラン

自分が今後どのような職について仕事をしていきたいかの目標を持ち、その実現のために計画を立てることをいいます。その場合、進学や結婚などの個人の人生設計のなかで、仕事や研修など一連の職業上の活動や行為を個人の適正と思われるタイミングで組み込んでいくことが重要となります。

◆合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す人口統計上の指標。各年齢の女性から生まれた子どもの出生数をその年齢の女性人口で除したものが、その年齢の出生率となり、15歳から49歳までの出生率を足し合わせたものを合計特殊出生率といえます。

◆固定的性別役割分担意識

男女という社会的なカテゴリーに付随した行動様式や態度に基づく「男は仕事、女は家庭」などという役割を固定的に分ける考え方をさします。過去にはこのような役割分担意識が男女間で根強くあり、重大な社会問題とされてきましたが、近年の社会情勢の変化や、男女平等参画の意識の浸透から、そうした役割分担意識を持つ人が減少傾向にあり、国全体で少しずつ改善されてきています。

◆困難な問題を抱える女性

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の定義では、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」とされています。

具体的には、DV（配偶者からの暴力）、性暴力、虐待、貧困、望まない妊娠、家族からの支援の欠如、精神的・身体的健康問題、居住や就労の不安定さなど、複数の課題が重なり合い、生活の再建が難しい状態にある女性が含まれます。この法律は、国・地方公共団体に対して「困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務」が明記され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行うことが求められています。

さ行

◆JKビジネス

女子高生などの若年層を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。

◆ジェンダー

「社会的・文化的」に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方で社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値観を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆ジェンダー主流化

社会的・文化的な性差（ジェンダー）の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことを指します。

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野の4分野の平均から算出し、数値をランク付けしたものです。

◆女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。昭和54年（1979年）12月に国連総会で採択された条約です。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立をめざし、各国が法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。日本は昭和60年（1985年）に批准しました。

◆女性活躍推進法

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなりました。また、令和4年4月からは101人以上の企業にも義務が拡大されました。

◆ストーカー行為

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合も含まれます。

平成12年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行され、上記の行為を処罰する等のストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、被害者への援助、危害の発生を防止することを目的としています。令和7年（2025年）の改正では、紛失防止タグ（AirTag等）を用いた位置情報の無断取得行為が新たに規制対象に加えられ、警察が被害者の申し出なしに職権で警告を発出できる制度が創設されました。また、被害者を雇用する事業者や在学する学校長に支援の努力義務が課され、探偵業者や第三者による被害者情報の提供を制限する規定も整備されるなど、被害者保護の体制が一層強化されています。

◆性差医療 (gender-specific medicine)

1990年代よりアメリカを中心に広がってきた新しい医学・医療の流れ。これまでの男女の性差を考慮せず、成人男性を標準として、画一的に施行されてきた医療に対する反省から生じたもので、男性を基準として作成した診断方法や治療方法をそのまま女性に適用した場合、最良の医療とはならない可能性が考えられることから、性差を重視して適切な診断と治療を進めていこうという考え方をいいます。

◆性別等

「日野市ジェンダー平等条例」の定義では「性別及び男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認及び性的指向を含む。)をいう。」とされています。本計画においても、生物学的な性別だけでなく、社会的・文化的に形成される性別(ジェンダー)、性的指向、性自認などを含むものとして用いています。

◆性暴力

ドメスティック・バイオレンス、強姦、強制わいせつ、子どもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等といった性に基づく暴力行為を指します。本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為を含み、性的な画像を見せることや、言葉による嫌がらせも含まれます。

◆セーフティネット

個人から企業、団体、社会全体における、リスク(危険)に対する方策を意味します。特に個人では、社会保障制度がセーフティネットにあたり、中でも生活保護は最後のセーフティネットと言われています。市では、貧困や経済的な悩みを抱える人を支援する相談体制や事業も含まれます。

◆セクシュアル・ハラスメント

一般的には職場・学校・地域等での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」、他の人を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人々の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。特に職場でのセクシュアル・ハラスメントは社会問題として認識されており、男女雇用機会均等法の定義では、職務上の地位を利用した性的な関係の強要や、それを拒否した人に対して減給や降格を負わせる行為、または性的な言動により働く人々を不快にさせ、職場環境を損なう行為をさします。こうした行為は男女に関わらず重大な人権侵害のひとつです。

◆相対的貧困率

国民を所得順に並べて、真ん中の順位(中位数)の人の半分以下しか所得がない人(貧困層)の比率を意味します。

た行

◆ディープフェイク

「ディープラーニング(深層学習)」と「フェイク(偽物)」を組み合わせた造語で、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいいます。実在する人物を性的に加工する、いわゆる「性的ディープフェイク」の被害も深刻であり、更なる拡大が懸念されています。

◆デートDV

結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的な暴力を指します。

◆男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60年（1985）年に制定されました。令和7年（2025年）の改正では、妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取扱いの禁止が強化され、具体的事例が指針で明確化されました。また、就職活動時におけるセクシュアル・ハラスメント防止措置が新設され、事業主は求職者からの相談対応体制を整備する義務を負うとともに、協力した労働者への不利益取扱いも禁止されました。さらに、ハラスメント防止規定が整理・再編され、事業主に対してより実効性ある職場環境整備が義務付けられています。

◆特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）及び「女性活躍推進法」（平成28年）に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員の仕事と子育ての両立を支援する環境を職場全体で整備するために一体的に策定する行動計画を指します。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者等からの暴力」という言葉を使っています。

な行

◆二次被害

性犯罪などの被害者が最初に対応した警察官、医療関係者、相談相手等の不適切な対応や言動により、被害者がさらに傷つくことをいいます。

は行

◆パワー・ハラスメント

職務上の地位、人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の者に対し、精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

◆日野市パートナーシップ制度

性別等によらず、パートナーシップにある2人が、市長に対しその関係を宣誓し、その内容が要件を満たしていると確認されたときに、日野市パートナーシップ宣誓証明書及び日野市パートナーシップ宣誓証明カードを交付する制度です。「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」（略称：日野市ジェンダー平等条例）の理念に則り、令和5年4月から開始しました。

◆プレコンセプションケア

「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念を指します。

◆北京宣言

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された宣言。女性のエンパワーメント（力をつけること）がキーワードとなっており、同時に採択された「行動綱領」では、貧困、教育・訓練、健康、暴力、武力紛争、経済、権力・意思決定、制度的しくみ、人権、メディア、環境、女児の12の領域において、女性のエンパワーメントのための戦略目標が定められ、政府及び民間機関の取るべき行動が示されています。

ま行

◆マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを労働者が受けることをいいます。これは男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に違反する違法行為になります。

◆メディア・リテラシー

メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、批判的に評価し、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさします。また、人々がメディアを使って表現する能力をもさします。

ら行

◆ライフステージ

人間の一生の発達過程にみられる諸段階をさします。幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期といった心身の発達を中心にした段階区分のほか、新婚期・育児期・教育期という社会的な地位・役割を中心とする区分もあります。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「日野市ジェンダー平等条例」の定義では、「平成6年にエジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議」で確認、提唱された、女性の性と生殖に関する健康及び権利であり、個人が自分の体や健康について正確な情報及び知識を持ち、出産する子どもの人数、出産時期、避妊の方法等を自分の意思で選択する自己決定権利という。」とされています。

◆リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する、嫌がらせ行為及びその画像をさします。そうした被害の発生及び拡大を防ぐことを目的とした「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が平成26年（2014年）に成立しました。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和をさします。平成19年（2006年）に関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」で策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

◆ワンオペ育児

配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児を担わなければならない状況を指します。「ワンオペレーション育児」の略称です。

12 男女平等参画に関する世界、国、東京都、日野市の動き

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
昭和 20 年 (1945 年)	・国際連合誕生	・婦人参政権確立	
昭和 21 年 (1946 年)	・婦人の地位向上委員会発足	・婦人参政初の総選挙 ・日本国憲法公布	
昭和 47 年 (1972 年)	・1975 年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和 50 年 (1975 年)	・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)開催(「世界行動計画」採択) ・1976~1985 年を「国際婦人の十年」と決定	・内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置 ・総理府婦人問題担当室業務開始 ・女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律の成立(昭和 51 年施行) ・国際婦人年記念日本婦人問題会議開催	
昭和 51 年 (1976 年)	・ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	・「民法などの一部を改正する法律(婚氏統稱制度)」の成立・施行	
昭和 52 年 (1977 年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館の開館	
昭和 56 年 (1981 年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」発効 ・ILO「家庭的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」採択	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・生活課設置、婦人行政担当を置く
昭和 57 年 (1982 年)			・「日野市立婦人センター」開設 ・婦人問題懇談会(第1期)設置
昭和 59 年 (1984 年)	・ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議開催(東京)	・アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ・父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立(昭和 60 年施行)	
昭和 60 年 (1985 年)	・国連婦人の十年最終年世界会議開催(ナイロビ)〈「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択〉	・生活保護基準額の男女差解消 ・女性の年金権の確立(国民年金法の改正)(昭和 61 年施行) ・「男女雇用機会均等法」成立(昭和 61 年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 63 年 (1988 年)			・婦人相談開設
平成 2 年 (1990 年)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「日野市女性社会事業協会」発足
平成 3 年 (1991 年)		・「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」成立(平成 4 年施行)	
平成 4 年 (1992 年)		・初の婦人問題担当大臣設置 ・「育児休業等に関する法律」公布	
平成 5 年 (1993 年)	・国際世界人権会議開催(ウィーン) ・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)成立、施行 ・中学校で家庭科が男女必修	
平成 6 年 (1994 年)	・エスカップ地域閣僚会議開催(ジャカルタ)〈「ジャカルタ宣言」採択〉 ・国際人口開発会議開催(カイロ)	・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ・高等学校で家庭科が男女必修 ・子育て支援のための「エンゼルプラン」策定	
平成 7 年 (1995 年)	・世界女性会議開催(北京)〈「北京宣言」及び「行動綱領」採択〉	・「育児休業法」改正(育児・介護休業法成立) ・ILO「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(156号)」批准 ・「東京ウィメンズプラザ」開設(東京都)	
平成 8 年 (1996 年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
平成 9 年 (1997 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」改正（平成 11 年全面施行） ・「育児・介護休業法」改正（平成 11 年全面施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等行政推進本部設置
平成 10 年 (1998 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市を宣言（全国で 20 番目）
平成 11 年 (1999 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」成立、施行 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」成立・施行 ・「農山漁村男女共同参画推進指針」策定 	
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）〈「政治宣言」及び「成果文書」採択〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「東京都男女平等参画基本条例」施行（東京都） 	
平成 13 年 (2001 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）成立、施行 ・「男女共同参画週間」設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市民女性 2,000 人に「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施
平成 14 年 (2002 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2002」策定（東京都） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日野市男女平等基本条例」施行 ・男女平等推進委員会（第 1 期）設置
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」改正、施行 ・「DV 防止法」一部改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性参画推進室から男女平等課に名称変更 ・「日野市立男女平等推進センター」開設
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」（第 2 次）閣議決定 ・「介護保険法」「育児・介護休業法」改正 ・「障害者自立支援法」成立（平成 8 年施行） 	
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（平成 19 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 1 次日野市男女平等行動計画」策定
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV 防止法」の一部改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2007」策定（東京都） 	
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	
平成 23 年 (2011 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援などに関する法律」（障害者虐待防止法）成立（平成 24 年施行） ・「男女平等参画のための東京都行動計画」策定（東京都） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次日野市基本構想・基本計画」（2020 プラン）策定 ・「第 2 次日野市男女平等行動計画」策定
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催（ラオス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連 3 法成立 ・「障害者自立支援法」の改正により、「障害者総合支援法」成立 ・「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン 2012」策定（東京都） 	
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC 女性と経済フォーラム 2013 開催（バリ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）成立（平成 28 年施行） ・「DV 防止法」改正 ・「若者・女性活躍推進フォーラム」開催（全 8 回） 	

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法) 成立・施行 ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市民男女 1,500 人に「日野市男女平等についての市民意識アンケート」を実施
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)開催(ニューヨーク)〈「北京行動綱領」採択から 20 年〉 ・国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 成立(平成 28 年施行) ・「男女平等参画に関する世論調査」実施(東京都) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会(第 6 期)が市長に提言書を提出「次期第 3 次男女平等行動計画(平成 28 年度～平成 32 年度)に盛り込むべき施策について」 ・第 3 次日野市男女平等行動計画策定委員会設置(平成 27 年 2 月)
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 1 回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム」(バンコク)開催 ・第 60 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」等改正 ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「東京都女性活躍推進白書」策定(東京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次日野市男女平等行動計画」策定 ・日野市長イクボス宣言 ・市長への提案書「男女平等施策の効果的な情報発信と評価手法」の提出 ・男女平等推進委員会(第 7 期)設置
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国首脳会議(G7)「ジェンダー平等のためのロードマップ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑法」一部改正(強姦罪の強制性交等罪への変更など) ・東京都男女平等参画審議会答申「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」(東京都) ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定「東京都女性活躍推進計画」策定「東京都配偶者暴力対策基本計画策定(平成 29 年～33 年度)」(東京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職イクボス宣言 ・市長へ「平成 29 年度日野市男女平等推進委員会実績報告書(効果的な情報発信について)」提出
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」一部改正(男女の婚姻可能年齢の統一など) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(候補者男女均等法) 成立・施行 ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定(東京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会(第 8 期)設置 ・日野市男女共同参画都市宣言 20 周年
令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(東京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市男女平等についての市民アンケート調査実施 ・提言書「第 4 次日野市男女平等行動計画に反映させる事項について」提出
令和 2 年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会(第 9 期)設置 ・「第 4 次日野市男女平等行動計画」策定
令和 3 年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等課から平和と人権課に名称変更 ・日野市パートナーシップ制度検討委員会設置
令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連女性の地位委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法) 成立(令和 6 年施行) ・「東京都男女平等参画推進計画」策定(令和 4 年度～令和 8 年度)(東京都) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会(第 10 期)設置 ・市長へパートナーシップ制度検討委員会での検討結果を報告

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
令和5年 (2023年)	・G7 広島サミット共同声明（ジェンダー平等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」一部変更閣議決定 ・「候補者男女均等法」の改正 ・「DV防止法」の改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定 ・「刑法」改正（性犯罪規定の見直し） ・「こども基本法」施行 ・「こども家庭庁設置法」施行 ・東京都パートナーシップ宣誓制度開始（東京都） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進委員会（第11期）設置 ・「日野市男女平等基本条例」の一部改正、条例名称を「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」に変更 ・日野市パートナーシップ制度開始
令和6年 (2024年)	・国連「未来サミット」にて「未来のための協定」採択	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「民法」改正（親権・養育費などに関する規定の見直し） ・「障害者差別解消法」改正（合理的配慮義務化）施行 ・「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）成立（令和8年施行） ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定（東京都） 	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市男女平等についての市民アンケート調査実施
令和7年 (2025年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」改正 ・「男女共同参画社会基本法」一部改正（独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う改正）（令和8年施行） ・「独立行政法人男女共同参画機構法」（令和7年法律第79号）成立（令和8年施行） ・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」成立（令和8年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へ「第5次日野市男女平等行動計画に反映させる事項について」答申

